

千葉県総合計画

～新しい千葉の時代を切り開く～

千葉県

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の構成と期間	2
第2章 本県を取り巻く環境の変化と課題（基本構想編）	
1 感染症・災害等リスクの増大への対応	3
2 暮らしの安全・安心の確保	4
3 人口減少・少子高齢化への対応	5
4 社会経済情勢の変化への対応	7
5 半島性の克服と活用	9
6 医療・福祉ニーズの増加と健康志向の高まりへの対応	10
7 環境保全・持続可能な社会づくり	11
8 価値観・ライフスタイルの多様化への対応	13
9 デジタル社会の推進	15
10 SDGsの推進	15
11 行財政改革の推進	16
第3章 千葉県が目指す姿（基本構想編）	
第1節 基本理念	17
第2節 基本目標・目指す姿	18
I 危機管理体制の構築と安全の確保	18
1 感染症や災害に対する迅速かつ的確な 危機管理体制を構築している千葉	18
2 様々な災害に対する防災基盤等の整備が進んでいる千葉	18
3 防犯対策と交通安全施策が行き届いている 安全・安心な千葉	19
II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備	20
1 社会経済環境の変化を確実に取り込み 地域経済が活性化している千葉	20
2 農林水産業が魅力ある力強い産業に育っている千葉	20
3 交通ネットワークの整備と社会資本の充実が進む千葉	21
III 未来を支える医療・福祉の充実	22

1	健康で生き生きと安心して暮らせる千葉	22
2	誰もが住み慣れた地域で 個性豊かにその人らしく暮らせる千葉	22
IV	子どもの可能性を広げる千葉の確立	23
1	誰もが希望どおりに妊娠・出産・子育てができる千葉	23
2	児童生徒一人一人の可能性を広げ 社会で活躍できる人材を育成する千葉	23
V	誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現	24
1	誰もがその人らしく生きていくことができる千葉	24
2	多様な主体が連携・協働し様々な課題解決に 取り組んでいる千葉	24
VI	独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造	25
1	様々な「千葉」の魅力の活用により人々が集う千葉	25
2	豊かな自然環境が守られ、活用されている千葉	25
3	誰もが文化芸術・スポーツに親しめる千葉	25
第3節	県づくりの方向性	26
	各地域の課題や特性を踏まえた取組の推進	26
	ゾーンごとの方向性	28
	○東葛・湾岸ゾーン	28
	○印旛ゾーン	31
	○香取・東総ゾーン	34
	○九十九里ゾーン	37
	○南房総・外房ゾーン	40
	○内房ゾーン	43
第4章	施策横断的な視点（実施計画編）	
第1節	県政運営を貫く3本の矢	47
1	千葉の総力を結集した県づくり	
(1)	県と市町村との連携強化	47
(2)	民間活力の積極的な利用	47
(3)	県民との情報共有と協働	47
(4)	他都道府県との広域連携	48
2	くらしを豊かにするデジタル技術の効果的な活用	
(1)	デジタル技術の効果的な活用による地域課題の解決	48
(2)	行政手続の改善	48

(3) オープンデータ等の活用.....	48
3 県民視点に立った効果的・効率的な行政組織への変革	
(1) 行財政改革の推進.....	49
(2) 地方分権の推進.....	49
第2節 SDGsの推進.....	50
第3節 カーボンニュートラルに向けた取組の推進.....	51
第4節 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の レガシーの活用.....	52
第5章 重点的な施策・取組（実施計画編）	
第1節 施策の内容.....	53
I 危機管理体制の構築と安全の確保	
1 危機管理体制の構築	
①感染症等健康危機への対応力強化.....	53
②災害から県民を守る「防災県」の確立.....	56
2 防災基盤の整備	
①災害に強いまちづくりの推進.....	61
3 暮らしの安全・安心の確保	
①犯罪の起こりにくい社会づくりと被害者等支援の充実.....	65
②交通安全県ちばの確立.....	70
③消費生活の安定と向上.....	74
II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備	
1 経済の活性化	
①産業の振興と企業立地の促進.....	77
②中小企業・小規模事業者の経営基盤強化.....	83
③雇用対策と人材の育成・確保.....	87
④成田空港の更なる機能強化と空港を活用した県経済の活性化.....	89
⑤観光立県の推進.....	92
2 農林水産業の振興	
①次世代を担う人材の育成・確保.....	95
②農林水産業の成長力の強化.....	98
③市場動向を捉えた販売力の強化.....	103
3 社会資本の充実とまちづくり	

①半島性を克服する交通ネットワークの強化	106
②社会資本の適正な維持管理	110
③人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進	113
Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実	
1 医療提供体制の充実と健康づくりの推進	
①医療提供体制の充実	118
②生涯を通じた健康づくりの推進	122
2 高齢者福祉と障害者福祉の充実	
①高齢者福祉の充実	126
②障害者福祉の充実	130
Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立	
1 子育て施策の充実	
①妊娠・出産・子育て環境の整備	134
②地域による子育て支援の充実	137
③子どもの健やかな成長と自立	139
2 教育施策の充実	
①未来を切り拓く人材の育成	142
②子どもたちの自信を育む教育の土台づくり	147
③地域全体で子どもを育てる体制づくり	150
④青少年の健全育成	152
Ⅴ 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現	
1 共生社会の実現	
①多様な個性が力を発揮できる社会の実現	155
②男女共同参画の推進	157
③多文化共生社会づくりと国際交流の推進	159
2 連携・協働による社会づくり	
①多様な主体の連携・協働による社会づくり	161
Ⅵ 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造	
1 千葉の魅力の向上と活用	
①半島性を活用した「千葉」のブランディングと 移住・定住の促進	164
②地域の特色を生かした農山漁村の活性化	167
2 環境の保全と豊かな自然の活用	
①地球温暖化対策の推進	170
②循環型社会の構築	174
③豊かな自然環境と大気・水環境の保全	179

④野生生物の保護と適正管理.....	182
3 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ振興	
①文化芸術の振興.....	185
②スポーツの振興.....	188
第2節 実施計画の政策評価.....	192
【総合計画指標一覧】.....	193

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

現在、本県では、令和元年房総半島台風等の自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、県民生活や経済活動に甚大な被害・影響が生じています。また、今後は人口減少に伴い、地域経済の縮小や都市・集落の機能低下などが懸念されます。

本県は、豊かな自然環境や魅力的な観光地を有しており、優れた都市機能や社会資本、バランスの取れた産業構造を生かし、様々な価値観に対応した住まいの場、働く場を県全体で提供できる、高い総合力を持っています。

こうした中、県では、感染症や防災対策などの喫緊の課題に対応し、県民の命とくらしを守り、そして、海と緑に囲まれた自然環境や優れた都市機能を生かし、豊かな県民生活を実現できる「千葉の未来」を切り開いていかななくてはなりません。

そこで、千葉県が目指す姿をお示しするとともに、その実現に向けて必要となる重点的な施策を取りまとめた新たな総合計画を策定することとしました。

第2節 計画の性格

この計画は、県政運営の基本となるもので、本県の政策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画です。

また、本県が目指す将来像を示し、その実現に向けて、県民と共に取り組んでいくための道しるべとなるものです。

第3節 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想編」と「実施計画編」で構成しています。

(1) 基本構想編

千葉県を取り巻く環境の変化と課題を、「感染症・災害等リスクの増大への対応」「人口減少・少子高齢化への対応」など11項目に整理しました。

その上で、「～千葉の未来を切り開く～『まち』『海・緑』『ひと』がきらめく千葉の実現」を基本理念に掲げ、その実現に向け「危機管理体制の構築と安全の確保」「千葉経済圏の確立と社会資本の整備」「未来を支える医療・福祉の充実」「子どもの可能性を広げる千葉の確立」「誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現」「独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造」という6つの分野で基本目標を設け、それぞれ10年後の千葉県の目指す姿を示すとともに、進むべき方向性を具体的に明らかにしました。

(2) 実施計画編

基本構想編に掲げる6つの基本目標を実現するため、令和4年度から令和6年度までの3年間で重点的に取り組む政策・施策を体系的に整理しました。

また、施策を着実かつ効果的に進めていくために必要となる、全庁の様々な分野の取組に広く関係する視点を「施策横断的な視点」として掲げました。

第2章 本県を取り巻く環境の変化と課題（基本構想編）

人口減少、災害の激甚化、新たな感染症の脅威、国際競争の激化など、本県を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした中、令和10年度末には第3滑走路の供用開始等により、成田国際空港（以下「成田空港」という。）の更なる機能強化が図られる予定です。また、令和6年度には首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の県内区間が全線開通予定であり、北千葉道路の整備も着実に進められるなど、成田空港を中心とした広域的な道路ネットワークにより、半島性を克服し、県内の活力をより一層向上させる好機を迎えています。

一方で、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進や、水素などの脱炭素燃料の活用、デジタル技術の更なる進展などにより、今後、社会・経済・環境など県民を取り巻く様々な分野で、急速にイノベーションが進むことが考えられます。

また、「誰一人取り残さない」ことを理念とするSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に向けた取組も求められています。

これらの様々な環境の変化に対応しながら、20～30年後においても、本県の活力を維持・向上させ、日本や世界の成長・発展に貢献するとともに、全ての県民が安全に安心して健康に暮らし、個性と能力を十分に発揮できる千葉県を築いていくためには、本県を取り巻く状況を的確に捉え、対応していくことが必要です。

そこで、計画策定に当たって把握すべき環境の変化と課題を以下のとおり11項目に整理しました。

- 1 感染症・災害等リスクの増大への対応
- 2 暮らしの安全・安心の確保
- 3 人口減少・少子高齢化への対応
- 4 社会経済情勢の変化への対応
- 5 半島性の克服と活用
- 6 医療・福祉ニーズの増加と健康志向の高まりへの対応
- 7 環境保全・持続可能な社会づくり
- 8 価値観・ライフスタイルの多様化への対応
- 9 デジタル社会の推進
- 10 SDGsの推進
- 11 行財政改革の推進

1 感染症・災害等リスクの増大への対応

（1）新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の脅威

- 令和2年1月15日に国内で最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、同月30日には本県においても最初の感染者が確認されました。その後、3

月下旬から感染者数が急増し、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、初めて緊急事態宣言が発出され、その後も感染拡大と緊急事態宣言が繰り返される事態となりました。

- こうした中、ワクチン接種が始まるなど、対策も行われてきましたが、感染力がより強い変異株の広がりなどにより、病床のひっ迫や救急搬送の困難事例等が生じるなど、危機的状況が発生するとともに、緊急事態宣言などにより、県民のくらしや経済も大きな打撃を受けています。
- 今後も、ワクチン接種や感染防止対策などを徹底するとともに、感染拡大によって疲弊した県内経済の回復なども必要です。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療提供体制のひっ迫や経済活動の停滞などが生じたことを踏まえ、これまでに経験したことのない、新たな感染症等に対応し得る体制を整える必要があります。

(2) 大規模災害等に備えた危機管理対策の推進

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大規模の地震であり、本県でも、津波や液状化などにより大きな被害が生じました。
- さらに、令和元年房総半島台風等の一連の災害により、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水などが発生し、県民生活や各産業にこれまでにない大きな被害が生じました。
- これらの経験を生かし、県・市町村・事業者等との連携体制の強化や強じんな防災基盤の整備などに取り組み、人々のくらしや企業活動の場として選択される災害に強い千葉県づくりを進める必要があります。
- 本県は成田空港や千葉港など、諸外国との直接的な玄関口を擁しているほか、石油コンビナート地区は、一たび事故が発生すると、極めて大規模な災害に拡大するおそれがあります。また、近年ではICTの発達に伴い、サイバー攻撃などの発生も懸念されます。
- このため、空港・港湾における水際対策や、情報セキュリティの水準向上などを進めるとともに、関係機関との連携を密にし、テロなど人為災害に対する体制についても、強化することが必要です。

2 くらしの安全・安心の確保

(1) 防犯対策の推進

- 本県の刑法犯認知件数は減少していますが、依然として全国ワースト上位にあります。特に高齢者を狙った特殊詐欺による被害は高水準で推移しており、その犯行の手口は日々変化しています。
- こうした中、効果的に犯罪を抑止するためには、県民・事業者・市町村・県の連携により、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進するとともに、多様化・巧妙化する犯罪を見逃さず、逮捕・検挙する必要があります。
- また、誰もが犯罪被害者になる可能性があることを踏まえ、相互扶助の精神に

に基づき、犯罪被害者やその御家族、御遺族（以下「犯罪被害者等」という。）への支援を行う必要があります。

- 一方で、刑法犯検挙人員のうち、半数近くが再犯者であることから、犯罪をした人等が円滑に社会に復帰できるようにすることも重要であり、民間団体や国、市町村と連携して再犯防止に取り組むことが必要です。

（２）交通安全対策の推進

- 本県の令和３年の交通事故死者数は、121人まで減少しました。しかしながら、全国的に見ると依然として交通死亡事故多発県となっており、特に、交通事故死者数に占める高齢者の割合や、交通事故全体に占める自転車が関係する事故の割合は、増加傾向にあります。
- また、県内で通学中の児童が死傷する事故の原因となった飲酒運転や、いわゆる「あおり運転」など、重大な交通事故の発生につながる危険運転等が後を絶たない状況です。
- このため、交通指導取締りの強化とともに、関係機関・団体等と連携し、県民一人ひとりの交通安全意識向上のため啓発活動を実施するほか、心身の発達段階や自転車、自動車などの通行の態様に応じた交通安全教育を行う必要があります。
- あわせて、交差点の改良や歩道の整備など、交通事故が起こりにくい環境を整備するとともに、運転者教育や免許証の返納等を推進する必要があります。

（３）消費者の安全・安心の確保

- 近年、インターネットの普及による電子商取引の拡大や高齢化の一層の進行、成年年齢の引下げなど、消費生活を取り巻く状況が大きく変化する中、消費者問題はより多様化・複雑化しています。
- そのため、消費生活相談体制の充実に加え、消費者が正しい情報を見極める力、合理的に判断し考える力などを身に付ける消費者教育の推進、悪質事業者の取締りの強化などが求められています。
- また、食品の表示や添加物など、消費者の食の安全・安心に対する関心は依然として高い状況にあることから、食品に対する監視指導及び検査を徹底して行う必要があります。

３ 人口減少・少子高齢化への対応

（１）将来人口推計

- 我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による人口推計によると、平成27年（2015年）から令和47年（2065年）までの50年間で7割程度まで減少する見込みです。
- 本県の人口は、東日本大震災などの影響を受けた平成23年（2011年）から平成25年（2013年）の間を除き、国勢調査開始（大正9年（1920年））以来、増加を続けてきました。

しかしながら、平成23年（2011年）には、少子化の進行に伴い、死亡数が出

生数を上回る自然減となり、令和3年(2021年)には社会増による人口増加を自然減による人口減少が上回る、総人口減少時代に入りました。

- 令和3年度(2021年度)に県が行った将来人口推計(5年ごとの推計)では、令和2年(2020年)に628万4千人であった本県の人口は、年々減少していき、令和42年(2060年)には514万8千人まで減少することが予想されています。

(2) 高齢化の進行

- 本県の年齢別人口構成を見ると、昭和55年(1980年)には年少人口(0歳~14歳)が25.9%、生産年齢人口(15歳~64歳)が67.1%、高齢者人口(65歳以上)が7.0%と、ほぼピラミッド型を形成していましたが、令和2年(2020年)には、昭和55年(1980年)に比べて、年少人口が14.2ポイント減少し11.7%、高齢者人口が20.6ポイント増加し27.6%となり、いわゆるつぼ型の構成となりました。
- これに伴い、生産年齢人口も令和2年(2020年)には60.7%と6.4ポイント減少し、地域経済の縮小、様々な分野での担い手不足、都市・集落の機能低下、社会保障制度の持続可能性などの課題が生じています。
- また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度(2025年度)には、約3.5人に1人が高齢者となる見込みであり、総人口が減少する中であっても、高齢者人口は令和27年(2045年)頃まで増え続け、高齢化率はその後も上昇する見込みです。
- 高齢化の進行に対応し、生涯現役社会の実現に向けた環境整備や健康づくりを進める必要があります。

(3) 未来を担う子どもの育成

- 令和2年までの40年間で年少人口が14.2ポイント減少するなど、少子化が進行しており、これに伴う急激な人口減少を和らげていくため、誰もが希望どおり結婚・出産・子育てができる環境づくりが必要です。
- また、核家族化や共働き世帯・ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化のほか、人口減少・少子化の進行に伴う学校の小規模化や統廃合等により、子育て・教育環境の変化が生じています。
- こうした中でも、未来を担う子どもの健やかな成長のため、県内どこでも質の高い教育を行うことができるよう、学校の指導體制を充実するとともに、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもの成長を支えていく必要があります。
- また、人口減少により地域社会の担い手不足が見込まれる中、子どもたちが将来社会で活躍することができるよう、地域産業や未来の労働市場を見据えたキャリア教育を充実することが求められています。
- さらに、児童虐待への関心や認識の高まりにより、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けています。
- このため、虐待の発生予防、早期対応、自立支援までの各段階において切れ目なく支援を行うとともに、県、市町村及び関係機関がそれぞれの役割を適切に果

たし、連携して対応していく必要があります。

(4) 都市や集落の機能低下

- 人口の減少や人口構成の変化により、地域によっては、空き家の増加や商店の閉鎖、交通、医療・福祉等のサービスの低下、担い手不足など、都市や集落の機能への影響が生じています。
- また、地域を支える若い世代が、進学や就職等を契機に地域から転出することも多くなっています。
- このため、若い世代が地域に住み・働き続けていけるよう、雇用の場を創出していくとともに、コミュニティの再生や生活インフラの維持・向上などにより、安心して暮らせる地域社会をつくる必要があります。

4 社会経済情勢の変化への対応

(1) 商工業等をめぐる状況の変化

- 我が国の経済は、少子高齢化に伴う人口減少や 2050 年のカーボンニュートラル実現に向けた動き、デジタル技術の普及やそれに伴う経済の高度化、国際競争の激化や世界的なサプライチェーンの複雑化等、様々な社会的変化に直面しています。
- こうした中、新技術の開発や活用による競争力強化などにより、県内企業が更なる発展を遂げるとともに、新たな産業用地の確保や企業誘致、起業・創業を促進し、雇用を生み出すなど、県内経済を活性化することが必要です。
- 特に、本県経済をけん引する京葉臨海コンビナートは、国際競争力の強化に向けた設備投資をしやすい環境づくりや、事業者の負担軽減に資する取組が必要です。あわせて、洋上風力発電等の再生可能エネルギーの供給地に適した本県のポテンシャルを最大限活用していく必要があります。
- また、世界的に急速なデジタル化が進んでおり、企業においても、AIやIoTの導入等による生産性向上や高付加価値化が期待される一方、中小企業では、デジタル化が十分に進んでいないことから、競争力強化のため、導入を促す環境づくりをしていくことが必要です。
- さらに、観光業では、観光入込客数が平成 25 年以降、平成 30 年まで毎年過去最高を更新するなど増加傾向にありましたが、令和元年房総半島台風や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、国内外からの観光客が大幅に減少するなど、大きな打撃を受けています。
- 感染収束後を見据え、誰もが訪れたいくなる観光地づくりや新たな旅のスタイルであるワーケーションを推進し、観光客を今後も本県に呼び込んでいくことと併せて、成田空港や道路ネットワークの活用により、MICEを積極的に誘致するとともに、滞在性・周遊性を高めていくことで、より多くの経済効果を地域に波及させることが必要です。

(2) 農林水産業をめぐる状況の変化

- 本県は、温暖な気候と首都圏に位置する恵まれた立地条件の下、多種多様な農林水産物を生産する全国屈指の農林水産県ですが、担い手の減少や高齢化により生産力が低下し、農地の維持管理等への影響も拡大しています。
- さらに、令和元年房総半島台風等の災害や令和2年から3年にかけて頻発した高病原性鳥インフルエンザにより、本県の農林水産業は甚大な被害を受けました。
- また、ライフスタイルの変化などにより、食に対する消費者ニーズの多様化が進んでいます。
- こうした中、農林漁業者の所得向上と農山漁村の活性化を図るため、本県農林水産業を支える人材を育成・確保するとともに、スマート農林水産業の推進等による生産力の強化や、市場動向を捉えた販売力の強化が必要です。また、生産力の向上と合わせて、脱炭素化などの環境に配慮した持続可能な農林水産業を推進することも重要です。
- さらに、農作物等への被害が深刻化しているイノシシなどの有害鳥獣に対しては、地域が一体となって対策に取り組むとともに、感染力の高い家畜伝染病の発生に備えた防疫体制の強化を図る必要があります。

(3) 雇用環境の変化

- 少子高齢化を背景に、中長期的に労働力の減少が見込まれており、特に医療・介護等の分野では、需要の増加等により、人材が不足しています。
- 一方で、職業能力を形成する機会に恵まれなかった若年者、中高年齢離職者、障害のある人などは、意欲があっても就労が難しい状況にあります。
- このため、県民一人ひとりの希望に沿った就労及び企業等の適切な人材確保が可能となるよう、多様な働き方の実現に向けた環境づくりや、企業等のニーズを踏まえた人材育成などに取り組む必要があります。

(4) 成田空港の更なる機能強化

- 東アジア有数の国際線基幹空港である成田空港は、我が国の国際競争力を確保し、千葉県や空港周辺の地域発展を図るための重要な核となっており、現在、年間発着枠 50 万回化に向け、令和 10 年度末までの第 3 滑走路供用開始等を目指し、整備が進められています。
- この更なる機能強化を着実に進めるに当たっては、空港周辺地域の環境対策・地域共生策を推進するとともに、空港周辺の地域振興を図っていく必要があります。
- また、更なる機能強化の効果を本県経済の活性化につなげていくため、成田空港の強みを生かした企業誘致などの産業振興施策や交通アクセスの一層の強化を進めるとともに、本県の持つ様々な産業、豊かな自然、高度な医療などを組み合わせ、国内外からの人・モノ・財の流れを県全体に波及させていく必要があります。

(5) 社会資本の老朽化

- 道路、堤防や上下水道などの社会資本については、高度経済成長期に集中的に整備されたものであることから、今後、老朽化する施設の割合が急激に増加することが見込まれています。
- これらの社会資本について、損傷が現れてから大規模な修繕を行う事後保全的な維持管理を同時期に行った場合、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されます。
- このため、長寿命化対策を実施するとともに、将来における維持更新費の抑制・平準化や施設総量の適正化などの資産マネジメントを行うことにより、安全性・信頼性を確保しつつ、維持管理コストの削減や環境負荷の低減を図りながら、必要な更新を計画的に行う必要があります。

5 半島性の克服と活用

(1) 半島性の克服

- 本県は太平洋と東京湾に三方を囲まれた半島となっており、南房総地域や東総地域など都心から離れた地域については、人やモノの流れに地理的な制約があるため、人口減少が進んでいます。
- このため、県内の各地域が、その個性や特性を生かして活性化を図るとともに、道路や公共交通等の交通ネットワークの充実により、人・モノ・財の流れを一層大きくすることで、各地域の活力が連動し、県全体の発展につながっていくことが必要です。

(2) 半島性の活用

- 本県は首都圏にありながら、半島ならではの特徴として、美しい海岸線や豊かな緑をはじめとした多様な自然が残されています。
- これらを生かしたスポーツやレジャー、屋外での芸術イベント等が実施されていますが、こうした魅力を更に高め、幅広い世代の人々が千葉県で過ごすことに魅力を感じることができるよう、活用していくことが必要です。
- さらに、本県で実現できる余暇の過ごし方やライフスタイルを積極的に発信していくことにより、地域の価値を向上させ、本県への誘客や移住・定住、企業誘致などにつなげていくことが必要です。

(3) 道路や鉄道等交通ネットワークの充実

- 本県においては、圏央道や東京外かく環状道路（以下「外環道」という。）、北千葉道路等、地域づくりの骨格となる広域的な幹線道路ネットワークの整備の着実な進展により、人やモノの流れが活発になり、沿線地域では観光客の増加や企業立地の進展など、経済に好循環をもたらすストック効果が表れてきています。
- このような効果を更に高めていくため、圏央道や北千葉道路等の広域的な幹線道路ネットワークの整備を進め、新たな湾岸道路や千葉北西連絡道路の計画の具体化を図るとともに、東京湾アクアライン（以下「アクアライン」という。）の料金引下げを継続していくことが重要です。

- また、交通ネットワークの整備による人やモノの流れの活性化が、地域の特性と連動することにより、新たな魅力が創出されるなど、更なる地域の活力向上につながることから、広域的な幹線道路ネットワークと各地域を結ぶ銚子連絡道路や長生グリーンラインなどのアクセス道路を整備することにより、ストック効果を県内全域に波及させ、半島性の克服につなげることが必要です。
- 加えて、通勤・通学手段の確保や人々の交流の促進を図るため、効率的で利便性・安全性の高い公共交通ネットワークを維持・充実するとともに、ICTの活用等により、地域での移動手段を持たない移動困難者や観光客も含め、誰もが自由に移動できる交通環境の整備を図る必要があります。

(4) 移住・定住の促進

- 緑と海など豊かな自然に囲まれ、都心へのアクセスも良好な本県は、移住先として大きな魅力と可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワークが浸透しつつある中、二地域居住や地方への移住・定住に対する関心が高まっています。
- こうした動きを好機と捉え、豊かな緑と海に囲まれた環境での子育てやテレワークなど、千葉で実現できる様々なライフスタイルを積極的に発信し、本県への移住につなげていくことが必要です。
- また、県内外の交流を活性化することで、県内に住む人々にも地域の魅力を再発見してもらうとともに、人々が住み・働き続けていけるよう雇用の場を創出し、地域での定住につなげていくことも必要です。

6 医療・福祉ニーズの増加と健康志向の高まりへの対応

(1) 医療・介護ニーズの増加

- 出生数の減少や高齢化の進行、医療技術の進歩、県民の健康に対する意識の高まりなど、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。また本県でも、後期高齢者人口の急増に伴う医療需要の増加が見込まれています。
- このため、疾病の予防から診断、治療、リハビリテーション、在宅療養に至るまで、多様なサービスを誰もが地域で安心して受けられるよう、医療提供体制の整備を進めるとともに、小児医療や周産期医療、救急医療等、地域により偏在が見られる医療の格差解消に取り組む必要があります。
- また、県民の多くが、介護が必要な状態になっても住み慣れた自宅や地域で最期を迎えることを望んでいることから、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるような取組が必要です。
- さらに、本県では、医療・福祉人材の不足や偏在が生じていることに加え、高齢者の増加等に伴い、今後も医療・介護ニーズの増加が見込まれることから、医師・看護師等や介護福祉士等の人材の確保・育成が必要です。

(2) 福祉ニーズの増加

- 少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り

巻く環境の変化により、支援を必要とする人が増えています。

- このため、一人暮らしの認知症高齢者、生活困窮者、ひきこもり、配偶者等からの暴力（DV）、児童虐待などに関する相談体制の充実や被害者の迅速な安全確保など、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応していく必要があります。
- また、障害のある人が、地域で生活をしていくためには、社会や家族からの孤立など様々な課題があり、特定の個人や機関のみで支えていくのは困難であるため、福祉関係団体はもとより、地域住民、ボランティア、企業、学校など様々な主体が知恵を出し合い、力を結集し、障害のある人が地域でその人らしく暮らせる社会を構築していくことが必要です。

（3）健康づくりの推進

- 本県の死因の第1位であるがんは、全体の約3割を占めており、これに循環器疾患（心疾患及び脳血管疾患）による死亡を加えると、5割を超える方が生活習慣病で亡くなっています。
- 生活習慣病は、40歳代から増え始め、50歳代で急激に増える傾向にあり、今後の高齢化の進行に伴い、更なる患者の増加が見込まれます。
- このため、一人ひとりのライフステージに応じて心身機能を維持・向上させ、生活習慣病の予防と重症化を防止することが重要であり、そのためには、県、市町村、学校、医療・介護関係団体、保険者、企業などの連携・協力が必要です。

7 環境保全・持続可能な社会づくり

（1）地球温暖化対策の推進

- 世界の平均気温は上昇し続けており、令和3年8月に公表された気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）の第6次評価報告書によると、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしているとされています。
- こうした地球温暖化問題に対し、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが国会で表明され、国を挙げて脱炭素社会の実現に取り組んでいくことが示されました。
- 本県でも、令和3年に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行ったところであり、国全体のカーボンニュートラルの実現に向けて、現時点で適用可能な技術を最大限活用して対応することが求められており、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化の推進のみならず、脱炭素に資するまちづくりや交通環境の整備、二酸化炭素の吸収源である森林・緑地等の保全など、様々な分野における取組が必要となります。
- また、これらの取組を一層推進するためには、県民・事業者・行政等全ての主体が温暖化対策の必要性について理解を深め、自発的に行動するとともに、幅広く連携していくことが重要です。

(2) 循環型社会の構築

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への転換に向けて、3Rの推進や個別リサイクル法の整備等の取組が進められています。
- 本県における一般廃棄物の「ごみ」のリサイクル率は、令和元年度で21.3%と全国平均(19.6%)を上回っていますが、県民一人1日当たりの家庭系ごみの排出量は519グラムと、全国平均(510グラム)とほぼ同様の水準にとどまり、依然として多くの「ごみ」が排出されています。
- 産業廃棄物は、事業者による排出抑制の取組が進められてきたことなどにより、排出量は減少傾向にあり、最終処分量も減量化や再利用により排出量の1.4%まで縮減されていますが、高度経済成長期に整備された建築物やインフラ等の老朽化が進んでおり、今後、施設更新による排出量の増加が懸念されます。また、再生可能エネルギー固定価格買取(FIT)制度の期間終了後、2030年頃から寿命を迎えた太陽光発電設備の排出増加も見込まれます。
- 持続可能な循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物になったものについては、できる限り再使用・再利用する取組を、県民・事業者・市町村などと協力し、より一層推進する必要があります。

(3) 大気・水環境の保全

- 高度経済成長期には、大気汚染や水質汚濁が大きな社会問題となりましたが、県民・事業者の取組や首都圏の各都県と連携した取組などにより、現在は改善傾向にあります。
- しかしながら、本県では、光化学スモッグ注意報の過去10年間の平均発令日数が10.0日と、全国でも多くなっています。また、大気中に浮遊する微小粒子状物質(PM2.5)は、呼吸器系の病気のリスクを高めるおそれがあります。
- このため、継続的に大気環境を監視し、大気汚染の情報を県民に迅速に知らせるとともに、大気汚染物質を排出する事業者に対する指導や電動車の普及を推進していく必要があります。
- 水環境は、改善傾向にあるものの、令和2年度の水質の環境基準達成率(BOD、COD)は、72.9%と全国の88.8%を下回っています。特に、印旛沼、手賀沼、東京湾など水の流動や交換の少ない閉鎖性水域では、水質の改善が進んでいません。また、印旛沼及び手賀沼とその流域河川では、外来水生植物の繁茂拡大による水質・生態系への影響などが懸念されています。
- このため、工場・事業場の排水対策や、下水道の整備・合併処理浄化槽の設置促進などの生活排水対策を進め、水域に流入する汚濁物質の削減に取り組むとともに、印旛沼及び手賀沼とその流域河川では、外来水生植物の駆除を行う必要があります。

(4) 産業廃棄物の不法投棄防止

- 産業廃棄物の不法投棄は、周辺の自然環境や生活環境への支障を生じさせ、投棄された産業廃棄物の種類や性状によっては、深刻な影響を及ぼします。

- 本県は、産業廃棄物が多量に排出される首都圏に位置し、交通の便が良いこと、比較的平坦な地形に丘陵地や谷津があり、遊休化した農地や山林などが多いことなど、産業廃棄物の不法投棄がされやすい条件が重なっています。
- 令和元年度の本県の産業廃棄物の不法投棄量は5,791トンと、ピーク時（平成11年度）と比べ約30分の1と大幅に減少していますが、依然、小規模でゲリラ的な不法投棄は後を絶たず、根絶には至っていません。
- このため、県民・事業者・市町村などとの連携を更に強め、きめ細かな監視・指導を行い、不法投棄根絶に取り組んでいく必要があります。

（5）豊かな自然環境の保全

- 本県は三方を海に囲まれ、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟、緑豊かな房総丘陵、様々な動植物が生息・生育する里山など、豊かで多様な自然に恵まれており、県民のみならず、本県を訪れる多くの人に潤いと安らぎを与えています。
- また、恵まれた自然環境を、移住・定住の促進、観光振興に活用するなど、様々な可能性があります。
- 一方で、近年では手入れのされない里山の増加等により、身近に見られた生き物が減少するとともに、雨水を一時的に貯め込み地下に浸透させる洪水防止機能などの林地・農地の多面的機能が失われつつあります。また、九十九里浜では海岸線の侵食により、景観や水産資源の生育環境が悪化するなど、様々な自然環境が脅かされています。
- このため、県民・企業・行政など様々な主体の取組により、本県の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく取組を進める必要があります。

（6）野生生物の保護と管理

- 地球温暖化や土壌・水質の汚染などにより、野生生物の生息環境は悪化しており、千葉県レッドデータブックに掲載される絶滅生物や最重要保護生物は、リストを見直すたび、その数が増えています。
- 一方、人間の手によって県内に持ち込まれたアカゲザル、キョン、カミツキガメなどの特定外来生物が、自然環境に適応して増加しており、生態系や生活環境に影響を与えています。
- また、捕獲の担い手の減少や荒廃農地の増加等により、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなど有害鳥獣の生息数が増加するとともに、その生息域が拡大しているため、農作物等の被害が深刻化し、生活被害も発生しています。
- このため、特定外来生物を含む有害鳥獣の防除等に取り組み、野生生物の保護と適正な管理を推進し、人と野生生物とが適切に共存する環境づくりを推進する必要があります。

8 価値観・ライフスタイルの多様化への対応

（1）共生社会の実現

- 年齢や性別、国籍、障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として、その人らしく生きていくことができる社会づくりが求められています。
- 誰もが社会に参画し、多様な個性や能力を發揮できるよう取組を進め、社会全体の活力向上につなげていくことが重要です。

(2) 多様な人材の活躍や多様な働き方の実現

- 社会経済のグローバル化や情報化の進展、健康寿命の延伸などにより、人々の価値観やライフスタイルの多様化とともに、「新しい生活様式」への対応など、働き方に変化が生じています。
- こうした中、女性や高齢者の就業者数は年々増加しており、特定技能など在留資格の拡大等により、外国人労働者も引き続き増加することが予想されます。
- このため、若者や女性、高齢者など全ての県民が、自身のライフスタイルに合わせてそれぞれの意欲と能力を生かして働くことができる職場環境の整備を図る必要があります。
- また、優れた知識や技能を有する専門的な人材を県全体で確保するため、兼業・副業やフリーランスといった多様な働き方など、社会の変化に合わせた新しい働き方が注目されています。
- さらに、生涯にわたって社会に参画し活躍できるよう、必要とされる知識や技能を習得する機会が用意されている生涯学習社会を実現する必要があります。

(3) 文化芸術の継承・創造とスポーツの振興

- 文化芸術は、県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠かせないものであるとともに、教育、地域づくり、産業など社会のあらゆる分野と関わり、地域社会の発展と県民の活力を高めていく貴重な財産です。
- 本県には、特別史跡「加曾利貝塚」やユネスコ無形文化遺産「佐原の山車行事」などの後世に語り継ぐべき歴史や芸術、大漁旗・万祝などの海にまつわる文化や、各地域の伝統ある祭りや行事が数多く残されています。
- こうした多様な文化財や地域固有の伝統行事などを、県民の財産として次世代に継承するとともに、子どもや若者を含め、多くの県民が多様な文化芸術や歴史に触れる機会を増やすことが必要です。
- また、近年では、本県の恵まれた自然環境や都市機能を生かして、野外での音楽イベントや芸術祭、ダンスイベント等が県内各地で開催されています。
- こうした本県の特徴を生かした文化芸術を積極的に振興するとともに、多くの県民が触れ、また参加できるよう取組を進め、活力ある若々しい「ちば文化」を創造していくことも必要です。
- スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進等、多面にわたる役割を果たすものです。
- このため、誰もがスポーツに親しみ、スポーツの「楽しさ」「喜び」を分かち合うことができるよう、競技力の向上のみならず、年齢や障害の有無にかかわらず、

体力向上や健康づくりに取り組むことができる環境の整備などが必要です。

- また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）で新競技となったサーフィンやスケートボードなどが注目されるとともに、パラスポーツに対する興味・関心が芽生えたことなどを踏まえ、県民がこうした多様なスポーツを知り、親しむことができるよう取り組んでいくことが必要です。
- さらに、マリンスポーツやサイクリングなど豊かな自然や地域の特性を生かしたスポーツイベントの開催などを通して、参加者と地域の交流や魅力発信、スポーツを核とした地域の活性化を目指していくことも重要です。

9 デジタル社会の推進

- 近年、インターネットを中心とする ICT は著しく進化し、コミュニケーション基盤にとどまらず、産業や生活の基盤として欠かせない技術になっています。また、IoT によりあらゆるものがインターネットでつながり、それを通じて膨大なデータが収集・蓄積され、AI により解析されるようになってきています。
- 既にテレワークや遠隔医療、オンラインを活用した教育など、様々な分野でデジタル技術の活用が始まっていますが、社会全体で更なるデジタル化を進めることで、時間や場所等の制約の克服や、新しいサービスや価値の創造など、可能性を大きく広げることができます。
- こうした中、国では、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会である「Society5.0」の実現を目指しています。
- そのため、県においても、民間などの多様な主体と連携しながら、デジタル技術やデータの活用と保有するデータのオープン化を積極的に進め、県民や事業者それぞれのニーズに合った行政サービスの提供を実現するとともに、あらゆる産業分野の生産性向上や、教育、医療、介護、交通などの生活に身近な分野での豊かなくらしにつながるよう、デジタル社会の推進を図ることが重要です。
- また、デジタル化の推進と併せ、ネット社会の信頼性確保とともに、県民がインターネットの情報等を正しく理解し、適切に判断・運用できる能力（インターネット・リテラシー）を向上させることが必要です。

10 SDGs の推進

- SDGs とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- SDGs は 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困・格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するための統合的取組であり、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標です。
- SDGs の考え方は、県が目指すべき方向性と同じであることから、様々な主

体とその考え方を共有し、広範な課題に対して連携・協働して取り組むことが重要です。

1.1 行財政改革の推進

(1) 県の持続的発展を支える行政運営の推進

- 人口減少・少子高齢化の進行やICTの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などの社会環境の変化に伴い、県民ニーズが変化しています。
- このような状況にあっても、新たな課題や県民ニーズに対して、スピード感を持って的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくために、機能的で持続可能な行政組織への変革が必要となります。

(2) 厳しい財政状況

- 長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、県税収入や地方交付税などの歳入の大幅な伸びが期待できない一方、高齢化の進行による社会保障費の増加など、義務的経費は増加傾向が続く見込みです。
- 加えて、県有施設の長寿命化や激甚化する自然災害に備えた防災・減災対策、本県の将来の発展のために必要な社会資本整備などにも取り組む必要があることから、本県の財政は厳しい状況が続くものと考えられます。
- このような財政状況にあっても、必要な施策を安定的に実施し、多様な県民ニーズに応えていくためには、あらゆる手段で必要な財源を確保し、持続可能な財政構造を確立していかなければなりません。

第3章 千葉県が目指す姿（基本構想編）

第1節 基本理念

～千葉の未来を切り開く～
「まち」「海・緑」「ひと」がきらめく千葉の実現

本県では、新型コロナウイルス感染症や、気候変動の影響による自然災害の激甚化、人口減少に伴う地域経済の縮小、都市・集落機能の低下など、様々な課題が山積しています。

また、社会経済のグローバル化が進むとともに、デジタル化の進展や脱炭素化の取組などにより、様々な分野で急速にイノベーションが進展し、県民生活には大きな影響が及ぶものと考えられます。

本県は首都圏に位置し、日本の空の表玄関である成田空港や国際拠点港湾である千葉港、東京湾の中央部を横断するアクアラインなどを有し、京葉臨海コンビナートに代表される素材・エネルギー産業の集積や、全国屈指の産出額を誇る農林水産業など、バランスの取れた産業構造が形成されています。

また、貴重な干潟が残る東京湾や長大な砂浜が続く九十九里浜など、変化に富んだ姿を見せる海に囲まれ、利根川や江戸川、印旛沼や手賀沼など、多様な水辺空間を有するほか、房総丘陵には緑豊かな山々が連なるなど、恵まれた自然環境が広がっており、各地域には、それぞれの特徴ある文化が息づいています。

こうした中、県では、喫緊の課題や社会環境の変化などに対応するとともに、海と緑に囲まれた自然環境や優れた都市機能を生かし、豊かな県民生活を実現していかなければなりません。

そこで、基本理念として、「～千葉の未来を切り開く～『まち』『海・緑』『ひと』がきらめく千葉の実現」を掲げ、社会を取り巻く環境が複雑さを増す中でも、県民の命とくらしを守るとともに、全ての県民が自身のライフスタイルを実現し、生きる価値、働く価値を感じられる「千葉の未来」の創造を目指していきます。

第2節 基本目標・目指す姿

基本理念を実現するため、県民の命とくらしを守る視点から「危機管理」「産業・社会資本」「医療・福祉」「子ども」について基本目標を設けるとともに、多様な個性が力を発揮できる社会をつくる視点から「共生」、本県が培ってきた財産を守り、活用する視点から「自然・文化」について基本目標を設け、これに沿って、10年後の目指す姿を明らかにします。

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- III 未来を支える医療・福祉の充実
- IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立
- V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現
- VI 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造

I 危機管理体制の構築と安全の確保

新たな感染症や大規模災害に対して迅速かつ的確に対応できる体制や強じんな防災基盤の整備が進むことにより、県民や企業が安全・安心に活動できる千葉県が確立している。

防犯・交通安全対策が整い、事件・事故の不安なく安全・安心に暮らせる環境が整っている。

1 感染症や災害に対する迅速かつ的確な危機管理体制を構築している千葉

- 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に対し、市町村等と連携した感染防止対策の実施や、感染拡大時における県と医療関係機関等との連携した対応など、オール千葉県で県民の命とくらしを守る体制が整っている。
- 令和元年房総半島台風等の一連の災害を踏まえ、県庁内の危機管理体制が強化されるとともに、停電や断水などへの対応も含め、県や市町村、ライフライン事業者等の密接な連携体制が構築され、地震、台風、豪雨などの災害から県民を守る体制が確立されている。
- 県民一人ひとりが、感染防止や防災に関する正しい知識を有するとともに、地域住民同士が助け合い、適切に行動できる体制が整っている。

2 様々な災害に対する防災基盤等の整備が進んでいる千葉

- 令和元年房総半島台風等の一連の災害を踏まえ、水道施設等の停電や浸水への対策が図られるとともに、河川・海岸施設の整備が推進されている。
- 橋りょうや港湾施設等の耐震化が計画的に行われ、地震に強い社会資本整備が進んでいる。

- 建築物の耐震診断・耐震改修が進むとともに、洪水等に対しても、住まい方の工夫が徹底され、災害に強いまちづくりが図られている。

3 防犯対策と交通安全施策が行き届いている安全・安心な千葉

- 犯罪の徹底検挙が図られるとともに、県民一人ひとりが防犯意識を持ち、県民・事業者・市町村・県が一体となって、犯罪の不安がない安全・安心な社会が実現している。
- 県民の安全を著しく脅かすテロなどが発生した際に、迅速かつ的確に対応できる体制が整っている。
- 歩道や自転車通行環境の整備、交差点の改良など、安全で快適に通行できる環境が整うとともに、交通安全の意識が県全体に行き渡り、飲酒運転などの危険行為がなく、県民が安心して通行できる社会が実現している。
- 消費者が身近な市町村で相談を受けられるとともに、消費生活に関する教育の機会や情報が十分に提供されるなど、消費者被害を未然に防止する体制が整備された社会が実現している。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

成田空港の更なる機能強化や道路ネットワークの充実・強化により、本県の広域的な拠点としての優位性が飛躍的に高まる中で、千葉ならではの自立性の高い経済圏の確立が進んでいる。

デジタル化の進展や脱炭素への取組など、社会環境の変化を確実に取り込み、新しいビジネスや産業が本県から生まれている。

また、スマート農林水産業の推進や生産性の向上、消費者ニーズに基づく販売促進などにより、農林水産業が魅力ある力強い産業に育っている。

1 社会経済環境の変化を確実に取り込み地域経済が活性化している千葉

- 成田空港の更なる機能強化と道路ネットワークの整備を生かし、企業立地の促進や新たな産業の振興により、雇用の創出や地域経済の活性化が図られている。
- 京葉臨海コンビナートが技術革新を行いながら、競争力を維持し、本県経済をけん引している。
- 洋上風力等の再生可能エネルギーの発電施設の整備が進み、県内企業の参入や企業立地の増加により、再生可能エネルギー関連産業の集積が図られている。
また、水素などの次世代エネルギーの研究や応用が進み、素材・エネルギー産業のほか、交通や物流をはじめ、幅広い分野で活用されている。
- 中小企業が自らの特性を生かし、生産性の向上や事業の円滑な継続により、引き続き地域経済を力強く支えている。
- 女性・若者・シニア等の新たな発想による特色ある多様な起業・創業が進み、県内経済の活力が増している。
- 地域経済をけん引している人材育成が進むとともに、全ての県民が自己実現できるような、多様で柔軟な働き方が実現している。
- 本県の持つ海や緑などの自然や独自の食文化などの魅力が発掘され、十分に生かされることで、誰もが何度でも訪れたい観光地づくりが進み、季節を問わず千葉に多くの観光客が訪れている。

2 農林水産業が魅力ある力強い産業に育っている千葉

- 本県の農林水産業を支える人材が活躍し、所得の向上が図られるとともに、働きやすい環境が整えられることで、農林水産業を魅力ある職業として選ぶ若者が増え、世代間のバランスが取れた就業構造が実現している。
- 将来の具体的な農地利用の姿について地域の合意形成が図られ、農地の集積・集約と持続的管理が行われている。
- 先端技術の導入による「スマート農林水産業」の進展など、生産性の向上が図られるとともに、環境に配慮した生産活動や水産資源の適切な管理等により持続性を確保しつつ、成長産業として発展している。

- 農林水産物の生産・流通・販売において、加工や鮮度保持などによる高付加価値化やICTの活用による効率化が進み、マーケットニーズの多様化に対応できる体制が構築され、国内外で販路が拡大している。
- 千葉の魅力を生かした「農山漁村と食」の文化が創出され、本県の農林水産物が好んで選ばれている。

3 交通ネットワークの整備と社会資本の充実が進む千葉

- 県内の広域的な幹線道路ネットワークの整備や国道・県道の整備により、成田空港へのアクセスや県内各地へのアクセスが強化されることで、人やモノの流れが活発になり、半島性の克服につながっている。
- 道路、公共施設などの社会資本が適正に維持管理されるとともに、長寿命化が進んでいる。
- 県民が安心して飲める良質な水が安定的に供給されている。
- 地域が持つ魅力が最大限に生かされたまちづくりが進み、県民がゆとりある暮らしを楽しんでいる。
- バリアフリー化が進み、障害のある人も、高齢者も誰もが安心して快適なくらしができている。

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

必要な時に必要な医療が受けられる体制が整っているととも、県民の健康寿命が延伸し、健康で生き生きと暮らせる地域づくりが進んでいる。

医療・福祉・地域が密接に連携し、高齢者・障害のある人等が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境が整っている。

1 健康で生き生きと安心して暮らせる千葉

- 医療機関の機能分担・連携が進むとともに、ICTなどを活用した最先端の医療技術の導入が進み、県内の医療従事者の育成・確保が図られ、地域において質の高い医療サービスが提供できる体制が構築されている。
- 県民一人ひとりが、がんの予防や早期発見に努めるとともに、がんになっても安心して納得した最善の医療を受けられる体制づくりが進んでいる。
- 県民一人ひとりの健康意識が高まり、健康でこころ豊かに暮らす社会の実現が図られている。

2 誰もが住み慣れた地域で個性豊かにその人らしく暮らせる千葉

- 誰もが互いに見守り支え合う地域づくりが進み、高齢者が意欲や能力を生かしながら住み慣れた地域で元気に生活している。
- 障害のある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域の中で、その人らしく暮らせる環境が整っている。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

妊娠・出産・子育てに必要なサービスが提供され、全ての子どもに明るい未来が広がっている。

個性や能力に応じたきめ細やかな指導体制により、児童生徒一人一人の可能性を広げ、社会で活躍できる人材を育成する教育が行われている。

1 誰もが希望どおりに妊娠・出産・子育てができる千葉

- 子育て世代の経済的な安定が確保され、妊娠期から子育て期まで一貫した相談支援体制が整い、不安のない子育て環境が実現している。
- 男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心して生み育てやすい社会の構築が進んでいる。
- 多様なニーズに応じた、きめ細やかな保育サービスが構築されるとともに、児童が、家庭や学校以外でも安全・安心に過ごすことのできる居場所が確保され、子どもの健全な成長・発達につながっている。
- 相談体制の充実や関係団体の連携などにより、児童虐待が防止され、全ての子どもに明るい未来が広がっている。

2 児童生徒一人一人の可能性を広げ社会で活躍できる人材を育成する千葉

- 「知」「徳」「体」のバランスの取れた「生きる力」やコミュニケーション能力、創造性など人間本来の普遍的な力を備え、社会で活躍できる人材が育成されている。
- 情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動の充実が進み、ICT等を活用して課題解決するために必要な思考力、判断力、表現力等が育まれている。
- 自信を育み安心して学ぶことのできる環境が整備され、誰一人取り残すことのない教育が実現している。
- つながりや支え合いによる地域コミュニティが形成され、地域で子どもの育成に関わる体制が構築されている。
- 家庭・学校・地域が連携しながら、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりが進んでいる。

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現

多様な個性を持つ人々が社会に参画し、その人らしく生きていくことができる社会づくりが進み、活力あふれる千葉が実現している。

多様な主体が連携・協働し、様々な課題解決に取り組んでいる。

1 誰もがその人らしく生きていくことができる千葉

- 一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として、社会に参画し、その人らしく生きていくことができる社会づくりが進んでいる。

2 多様な主体が連携・協働し様々な課題解決に取り組んでいる千葉

- 行政や県民、企業、団体など様々な主体が連携・協働し、社会の様々な課題解決に取り組んでいる。
- 多数の県民が自発的にボランティア活動などに参加しており、地域における新たな支え合いの確立が進んでいる。
- 市民活動団体の基盤強化が進み、地域活動の支えとなっている。
- 社会変化に対応した学習機会の拡充やリカレント教育の推進などにより、社会で必要とされる知識や技能をいつでも習得することができる生涯学習社会が実現している。

VI 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造

独自の文化を次世代に継承するとともに、多様な文化、スポーツの振興が図られている。また、豊かな自然環境などが観光地づくりや子育て、移住・定住の促進など、幅広い分野で活用されている。

1 様々な「千葉」の魅力の活用により人々が集う千葉

- 千葉の持つ様々な魅力が発掘され、更に向上し、広く発信することで、多くの人々が本県を訪れている。
- 首都圏にありながら、海をはじめとした豊かな自然に囲まれた千葉で暮らすことの価値が高まり、本県への移住・定住につながっている。
- 都市住民との交流の拡大により農山漁村を支える新たな動きが生まれ、農山漁村が国土や自然環境の保全、文化の伝承などにかげがえのない、大きな役割を果たしている。
- 本県の特色である豊かな地域資源の活用や多様な人材の活躍により、農山漁村が活性化している。

2 豊かな自然環境が守られ、活用されている千葉

- 里山・谷津田など、房総の自然豊かな環境の大切さが広く浸透し、県民が自然の恵みを身近に感じながら暮らすとともに、自発的に自然環境を守るよう行動している。
- 生物の多様性が保全され、人と野生生物とが適切に共存している。
- 洋上風力発電や太陽光などの再生可能エネルギーや水素等の脱炭素燃料の活用等が進むとともに、行政・県民・事業者がカーボンニュートラルに向けた取組を一体となって進めている。
- 廃棄物の発生を抑制するとともに、減量化や再資源化を推進し、それでも不要となったものを適正に処理する、「もの」を大切にす社会が築かれている。

3 誰もが文化芸術・スポーツに親しめる千葉

- 本県の豊かな自然と長い歴史の中で育まれてきた郷土芸能、食文化、伝統技術等、魅力あふれる地域の多様な伝統文化を継承していく体制が整っている。
- 本県の特徴である恵まれた自然環境や都市機能を生かした野外イベントなどの文化芸術活動や、時代の流れの中で生まれた新しい文化芸術活動が活発化し、千葉の魅力として、人々を引き付けている。
- 県民が日常生活の中で、気軽に多様なスポーツに親しめるよう、環境の整備が進んでいる。あわせて、東京 2020 大会を契機としたパラスポーツの振興などの取組を生かし、更なるパラスポーツの普及促進が図られている。

第3節 県づくりの方向性

【各地域の課題や特性を踏まえた取組の推進】

本県では、東京との近接性や自然環境、歴史的経緯などにより、それぞれの特性を生かした産業や文化が育まれ、個性ある地域づくりが進められてきました。

県北西部では、人口増加や商工業の集積が進み、東京湾臨海部には我が国を代表する工業地帯が形成され、また、県南部や東部では、農林水産業や観光業の振興が図られてきました。こうした中、県では、首都圏の業務機能の一翼を担う拠点として「成田国際空港都市」「柏・流山地域」「幕張新都心」「かずさ地域」のまちづくりを進め、地域振興を図ってきたところです。

また、本県は、優れた都市機能・社会インフラを持つとともに、豊かな自然環境や魅力的な観光地、多様な文化を有し、農林水産業・商工業などバランスの取れた産業構造を形成しています。さらに、今後、成田空港第3滑走路の供用開始等により更なる機能強化が図られるとともに、圏央道の県内区間の全線開通、北千葉道路の整備進展など、成田空港を中心とした大きな道路ネットワークの完成が見込まれています。

今後の県づくりの方向性としては、県内外を結ぶ道路ネットワーク等の整備を着実に進めるとともに、地域が有する多様な魅力を県内外へ戦略的に発信することで、その効果を最大限に発揮し、「人・モノ・財」の流れをより一層大きくして、各地域の産業振興、魅力あるまちづくりの推進、交流人口の増加、移住・定住などにつなげ、県全体の活性化を図り、県内外から求められる千葉を実現する必要があります。

現在、県内各地域は、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症などにより様々な影響を受けていますが、その状況は県内一律ではないことから、地域の実情に応じた対応が求められています。

こうしたことから、人口や産業構造、地理的条件、交通網の整備状況等、各地域が持つ特性を把握した上で、共通する特性や可能性を持つ地域を大きくくりとして、6つのゾーンを設定し、それぞれの特性や強みを踏まえ、地域の活性化に向けた取組の方向性を示すこととしました。

なお、人々の生活や企業の経済活動等は、市町村の枠に捕らわれずに展開されているものであり、産業基盤や交通網の整備等により変化することも想定されることから、ゾーン設定は市町村域と必ずしも一致するものではなく、一つの市町村が複数の特性を併せ持つ場合もあります。

【各ゾーンはおおむね次のような地域を想定しています。】

○東葛・湾岸ゾーン

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代

市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市並びに市原市、四街道市、八街市及び白井市を中心とした地域

○印旛ゾーン

成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び栄町並びに八千代市、香取市、山武市、神崎町、多古町、芝山町及び横芝光町を中心とした地域

○香取・東総ゾーン

銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町及び東庄町並びに成田市、芝山町及び横芝光町を中心とした地域

○九十九里ゾーン

茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町並びに千葉市、成田市、旭市、市原市、八街市、富里市、匝瑳市、いすみ市、多古町及び大多喜町を中心とした地域

○南房総・外房ゾーン

館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町並びに市原市、君津市、富津市、一宮町、睦沢町及び長南町を中心とした地域

○内房ゾーン

木更津市、市原市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市並びに千葉市、茂原市、鴨川市、長柄町、長南町、大多喜町及び鋸南町を中心とした地域

注1 行政各分野における個別計画の策定やサービスの提供に当たっては、このゾーン設定にかかわらず、それぞれの観点から圏域設定を行う必要があります。

2 このゾーンは、市町村間の自主的な連携を妨げるものではありません。

3 人口に関する数値は、「令和2年国勢調査」のデータを用いています。ただし、将来推計人口については、平成30年度に社人研が行った将来推計人口のデータを用いています。

【ゾーンごとの方向性】

○ 東葛・湾岸ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本ゾーンには、県人口の67%に当たる約418万人が居住しています。ゾーン内の65歳以上の高齢者の割合は25%と、県全体の割合より2ポイント低く、また、15歳から64歳までの生産年齢人口が61%と、年齢構成の若いゾーンです。

令和12年には、ゾーン内の人口はおおむね横ばいであるものの、高齢化率は28%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が1%未満であるのに対し、三次産業就業者の割合が約8割を占めており、三次産業就業者の割合が非常に高くなっています。

都内への通勤・通学者が多く、日常生活における東京とのつながりの強さを感じるゾーンです。

2 産業

本ゾーンは、東京に隣接し、成田空港・東京国際空港（以下「羽田空港」という。）へのアクセスに優れ、企業や大学、研究機関が集積する産業基盤の充実した地域です。

東葛地域は、電気機械、金属製品、一般機械を中心に、技術力のある企業が数多く立地するとともに、大学や研究機関等の集積を生かし、医療、バイオテクノロジーなどの先端技術産業分野の研究開発や、ベンチャー企業の育成なども活発に展開されています。

湾岸地域は、国際拠点港湾に指定されている千葉港を有しており、鉄鋼や食品などの企業集積が進み、国内有数のテーマパークや大型商業施設なども立地しています。

また、外環道及び国道298号の開通は、本ゾーンの利便性向上や交通環境の改善、地域産業の活性化に大きく寄与しています。

さらに、大消費地に近接しており、なしなどの果樹のほか、こかぶやえだまめなど本県が産出額で全国上位を誇る品目の産地であり、収益性の高い都市農業が展開されるとともに、沿岸部では貝類漁業やノリ養殖業などが営まれています。

3 まちづくり

本ゾーンは、人口密度が高く、また、鉄道網の発達により主要駅周辺を中心に、商業・アミューズメント施設や高層住宅など様々な都市機能が集積しています。一方で、東京湾、江戸川、手賀沼などの豊かな水辺空間や下総台地など、生活の潤いとなる自然環境も残されています。

東葛地域では、東京への近接性から、常磐線沿線を中心に早くから商業が栄えるとともに、つくばエクスプレス沿線では大規模な土地区画整理事業により秩序ある住宅地・商業地等の形成が図られ、また、東京大学や千葉大学、公的研究機関等が最先端の研究を推進し、エネルギーや高齢社会などの課題に対応する新しいまちづくりを目指すなど、企業や大学などと連携した国際学術都市づくりが展開されています。

湾岸地域においても、総武線沿線を中心に、東京への通勤の利便性等から、一早く人口集積が見られ、また、幕張新都心においては、これまで、国際展示場、国際会議場などを有する幕張メッセをはじめ、国際的な企業、教育・研究施設、商業施設等の立地や住宅整備が進んでおり、今後も、京葉線新習志野・海浜幕張間に新駅「幕張豊砂駅」の設置が予定されています。

【ゾーンの方向性】

《多様な産業と都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図る》

通勤・通学などによる都内との交流が活発であり、人口も密集している本ゾーンでは、新たな感染症が発生した際に、ゾーン内において、急速な感染拡大が生じる可能性が高く、特に迅速かつ適切な対応が求められ、また、災害発生時においても帰宅困難者対策や広域避難など、重要な対応が迫られる地域です。

このため、政令指定都市や中核市などをはじめ、各市と連携した対策を推進していきます。

本ゾーンは、県都千葉市をはじめとする、充実した都市機能と活力を備えた都市群で形成されており、また、東京に隣接し、成田・羽田両空港の中間に位置することから、東京、成田空港間の人・モノ・財の流れを商業及び観光業など様々な分野に取り込み、活用していくことが期待されています。

県内外の交流・連携の強化や慢性的な交通混雑の解消を図り、国際競争力や首都圏の生産性を高めるため、北千葉道路の整備促進、京葉道路の渋滞対策、国道357号の機能強化、新たな湾岸道路及び千葉北西連絡道路の計画の具体化に向けて取り組むとともに、県境橋りょうや都市計画道路の整備を進めます。

また、こうした各種道路整備の進展も踏まえ、各市と連携し、企業誘致の受け皿となる産業用地の確保に努めていきます。

ゾーン内には、東京大学柏キャンパスや千葉大学をはじめとした理工系大学や東葛テクノプラザ、産業技術総合研究所柏センターなどの研究機関、国立がん研究センター東病院や千葉大学医学部附属病院の臨床研究中核病院、中小のものづくり企業などが集積していることから、これらを結び付ける医工連携などによる

産学官連携の取組を進めることで、ものづくり産業の振興を図っていきます。

さらに、インキュベーション施設やコワーキングスペースが設置されるなどの取組も進められており、今後も多様で柔軟な働き方に対応した地域づくりを目指していきます。

また、幕張新都心においても、新駅設置の効果として期待される、利便性や回遊性の向上、都市機能の強化などを追い風に、更なるMICEの誘致や国家戦略特区を活用した未来技術社会実装等の取組を促進するとともに、国際的ブランドイメージの向上を図っていきます。

都市農業の更なる発展を図るため、野菜や果樹等の特産品を生かした地域ブランドの確立などによる産地知名度の向上や、6次産業化や農商工連携などによる農林水産物の高付加価値化を促進します。

また、農地の持つ防災機能や教育機能などの多面的な機能の発揮に向け、農地の保全に努めます。

加えて、地場産業としての漁業の生産力を支えるため、干潟漁場の保全活動などに取り組んでいきます。

都心に近く、優れた都市機能を有するとともに、農地や公園などの都市に残された緑地空間や豊かな水辺空間など、潤いと安らぎにも恵まれた住環境等の情報を積極的に発信することにより、交流人口や関係人口の増加を図るとともに、働く世代、子育て世代等の移住促進や都心、他県への流出を防ぎ、地域への定着を促進していきます。

今後も、道路整備の進展による、首都圏各地、県内及び空港とのアクセス向上を追い風に、企業等の国内での更なる発展と海外への進出をサポートするとともに、東京、成田空港間の人・モノ・財の流れを様々な分野に取り込みつつ、本ゾーンの魅力を積極的に発信することで、首都圏での都市間競争における更なる優位性の向上を目指していきます。

注 東葛・湾岸ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市

○ 印旛ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本ゾーンには、県人口の11%に当たる約72万人が居住しています。ゾーン内の65歳以上の高齢者の割合は28%と、県全体の割合と同程度となっており、また、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は58%であり、年齢構成の若いゾーンです。

令和12年には、ゾーン内の人口は約68万人、高齢化率は32%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が4%、二次産業就業者の割合が19%、三次産業就業者の割合が77%となっており、おおむね県内の平均的な数値となっています。

東京や千葉市への通勤・通学者の割合が多い一方で、成田空港を有することもあり、昼夜間人口比率が100%を大きく超えている地域もあるなど、周辺市町村に対して大きな吸引力を持っています。

2 産業

本ゾーンは、日本の空の表玄関である成田空港を擁し、空港内は約4万人に及ぶ就業の場となっているほか、空港周辺や臨空工業団地を中心に物流関係企業や空港関連産業の集積が進んでいます。

千葉ニュータウンでは、住宅のほか、企業や大学等の業務・教育施設の集積が図られており、近年では、世界的企業も利用するマルチテナント型の先進的物流施設群やデータセンターなどの立地が進んでいます。

また、成田市を中心とする成田商圏や印西市を中心とする印西商圏が形成され、大型店舗の立地が進むなど、周辺市町村からの吸引力を高めています。

さらに、佐倉工業団地、白井工業団地など、県内有数の内陸工業団地が整備されており、地域経済の拠点として大きな役割を果たしています。

また、東京へのアクセスが良く、印旛沼や利根川などの豊かな水資源や平坦な土地に恵まれていることから、すいか、なし、落花生の生産が盛んな地域であり、県内でも新規就農者や農業法人への就職が多い地域です。

さらに、年間約1,200万人の参詣客が訪れ、県内第2位の観光スポットとなっている成田山新勝寺をはじめ、佐倉城跡、武家屋敷群など「日本遺産（北総四都市江戸紀行）」に認定された歴史的観光資源が数多く存在するとともに、県立房総のむらなどがあり、外国人観光客にも注目されている地域となっています。

3 まちづくり

本ゾーンは、鉄道や幹線道路の整備を背景として東京への通勤圏が拡大し、千葉ニュータウンなどの計画的で大規模な市街地の整備をはじめ、鉄道沿線等にお

ける住宅地の開発が進んできました。

特に、千葉ニュータウンにおいては、優れた環境の居住機能と業務・研究機能を併せ持つ複合都市づくりが計画的に進められるとともに、成田スカイアクセス開業により、空港へのアクセスが飛躍的に向上しました。

空港周辺地域においては、平成30年3月に、国・県・空港周辺9市町・成田国際空港株式会社（以下「NAA」という。）で構成される四者協議会において合意された、第3滑走路の新設などを含む更なる機能強化の効果を、地域振興に結び付けるとともに、周辺地域と空港との共栄を目指し、生活環境整備や公共施設整備などの地域整備が進められています。

また、「国際医療学園都市構想」の実現を図るため、国家戦略特区の指定を受けて、医科系大学・成田空港を核とした医療関連産業の集積を目指したまちづくりが進められています。

【ゾーンの方向性】

≪成田空港の更なる機能強化等の効果や国内外からの活力を生かした地域振興を図る≫

本ゾーンは、成田空港という国際的な人・モノ・財の交流・連携拠点を持ち、今後、成田空港の更なる機能強化や交通網の整備による利便性の向上が進み、地域のポテンシャルが向上していくことから、人口減少や高齢化が進む千葉県を支える地域として期待されます。

圏央道の県内区間が全線開通することから、首都圏における交流・連携が強化され、生産性の向上、企業立地の促進及び防災力の強化等が図られるとともに、圏央道とアクアラインが一体となって広域的な幹線道路ネットワークが形成されます。

あわせて、北千葉道路の印西市・成田市間をはじめ、圏央道へのアクセス道路である国道296号や県道成田小見川鹿島港線などの整備や、圏央道と成田空港を直結する新たなインターチェンジの計画の具体化により、本ゾーンの交流・連携機能が更に高まることが見込まれています。

千葉ニュータウン周辺地域では、成田空港の更なる機能強化や北千葉道路の整備の効果により、多様な産業集積や居住の場としての魅力が高まっていくことから、企業立地の促進等により雇用の場の創出を図るとともに、交通の利便性や豊かな自然環境などの魅力を積極的に発信し、人口の増加につなげていきます。

空港周辺地域においても、成田空港の更なる機能強化や地域の特性、各種道路整備の効果を最大限に生かして活性化を図っていきます。

また、市町と連携して計画的な土地利用を進め、インターチェンジ周辺等の多様な産業の受け皿づくりを促進します。

農業では、恵まれた地理的条件を生かし、農作物の生産力強化や6次産業化等の促進による高付加価値化、海外輸出を含めた販路拡大などにより、更なる産地の発展を図ります。

加えて、新規就農や企業参入等に向けた相談体制を整備し、意欲ある担い手の確保・育成を図ります。

また、空港に隣接する成田市公設地方卸売市場は、農林水産物の海外輸出手続をワンストップで行う機能を持つとともに、国内外の観光客等を対象とした物販機能も併せ持つため、本ゾーンをはじめとする県産農林水産物の輸出促進と併せて、その魅力を世界へ発信する新たな拠点として期待されます。

隣接する香取・東総ゾーンも含めた、日本遺産等の多くの歴史的資源の活用などにより、トランジット客の取り込みや外国人観光客も意識した観光地づくりに取り組むことで、国内はもとより、訪日外国人旅行者のゾーン内への更なる誘客を図ります。

また、東京への通勤圏であり、空港関連産業が集積する地域であるとともに、水辺・里山などの豊かな自然環境を有する魅力を積極的に発信することで、移住・定住の促進を図っていきます。

今後も、成田空港の更なる機能強化や交通利便性向上による、国内外からの人・モノ・財の流れを各分野に取り込みつつ、その効果を県全体の経済活性化につなげることを視野に、観光資源の広域的連携や一層の情報発信等による国内外からの来訪や空港周辺及び圏央道沿線等への企業立地を促進するなど、幅広い分野で、行政、住民、企業が一体となった地域振興を図っていきます。

注 印旛ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

○ 香取・東総ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本ゾーンには、県人口の4%に当たる約26万人が居住しています。ゾーン内の65歳以上の高齢者の割合は36%と、県全体の割合より9ポイント高く、高齢化率が比較的高いゾーンです。

令和12年には、ゾーン内の人口は約22万人、高齢化率は40%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が14%と県内で最も高い一方、三次産業就業者の割合は60%と6つのゾーンの中で最も低くなっています。

成田市と茨城県への通勤・通学者が比較的多く、日常生活においてこれらの地域とのつながりを感じるゾーンです。

2 産業

本ゾーンは、県内最大の農業産出額を誇り、農業が地域の基幹産業として発展しています。稲作は利根川沿いの地域で水田の基盤整備が進み、優良な水田地帯が広がり、良質な早場米の産地として有名です。また、キャベツ、だいこん、さつまいもなどの露地野菜やトマト、きゅうりなどの施設園芸野菜が生産されているほか、植木の生産や畜産も盛んに行われています。

水産業では、銚子沖合に暖流の黒潮と寒流の親潮が交わる海の特徴を生かした漁船漁業が盛んであり、サバ、マイワシ等の多獲性魚やキンメダイ、マグロ類等の高級魚が水揚げされる、全国トップクラスの水揚量を誇る銚子漁港を擁するとともに、水揚げされた水産物を利用した多様な水産加工業が集積する全国有数の水産基地を形成しています。

また、銚子市沖の海域は、風況が良く洋上風力発電のポテンシャルが高いことから「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域に指定されており、カーボンニュートラルの実現に向けた社会環境の変化の中で、新たな雇用の創出をはじめ、地域経済の活性化に寄与することが期待されています。

加えて、「日本遺産（北総四都市江戸紀行）」に認定された香取市佐原地区や銚子市外川地区の町並み、「ユネスコ無形文化遺産」にも登録された300年の伝統を誇る「佐原の大祭」、国の重要文化財に指定された犬吠埼灯台などの文化財、「日本ジオパーク」に認定されている犬吠埼や屏風ヶ浦などの多様な地形や豊かな自然、太平洋や利根川などを望む雄大な景色を有しています。

さらに、地元の豊富で新鮮な農林水産物、各地域に点在する温泉、いも掘りやいちご狩りなどの収穫体験も人気で、県内外から多くの観光客が訪れています。

3 まちづくり

本ゾーンでは、自然景観や歴史・文化などの地域資源を有効に活用し、各地で個性豊かなまちづくりが進められており、中でも、水運を利用して「江戸優り（まさり）」といわれるほど栄えていた町並みの面影を残す、小野川沿岸や香取街道では、歴史的な景観を生かしたまちづくりが進んでいます。

圏央道については、大栄・横芝間で整備が進められているほか、暫定2車線区間の4車線化と併せて、休憩施設として道の駅と連携したパーキングエリアが整備される予定です。

また、圏央道の整備効果を東総・山武地域へ広く波及させる銚子連絡道路についても、横芝光町・匝瑳市間で事業が着実に進んでいるところです。

【ゾーンの方向性】

≪農林水産業の産地機能の更なる強化を図るとともに、成田空港、北関東・東北方面とのつながりを生かし、多様な産業展開を図る≫

本ゾーンは、農業、畜産業、水産業が発展した食料の一大生産地であるとともに、多彩な観光資源を有し、今後、洋上風力発電事業の進展も見込まれるなど、地域が持つポテンシャルは高く、道路ネットワークの整備進展や成田空港の更なる機能強化を契機に、本ゾーンの更なる活性化が期待されています。

圏央道を経由することで、茨城県のみならず北関東や東北方面などからの玄関口となっているとともに、成田空港の更なる機能強化や圏央道の県内区間の全線開通、銚子連絡道路の整備進展により、広域的な人・モノ・財の流れを積極的に取り込みつつ、産業振興やまちづくりを進めていきます。

また、地域の生活や産業基盤の安定化等を進めるため、国道356号などの幹線道路の整備推進、鉄道や路線バス等の維持・確保により、ゾーン内外の交流・連携の強化を図るとともに、市町と連携して計画的な土地利用を進め、インターチェンジ周辺等の多様な産業の受け皿づくりを促進します。

農業では、生産者の高齢化や担い手不足等に対応するため、スマート農業の推進、農業経営体や集落営農組織の育成・支援を行うほか、農作物を守るための有害鳥獣対策等に取り組むとともに、水産業では、若者を中心とした漁業への就業促進、収益力の高い漁業経営体への転換、大型漁船に対応した拠点漁港の整備などに取り組み、力強い産地づくりを推進していきます。

さらに、新鮮で多種多様な農林水産物を活用した6次産業化や農商工連携等による高付加価値化の取組、成田空港を活用した海外輸出による販路拡大を促進します。

観光業では、利根川を中心とした水辺空間や里山などの魅力ある自然景観、日

本ジオパーク、佐原の町並み等の歴史文化資源、道の駅、ふるさとイモ祭りや酒蔵まつりなど、地域資源を生かした観光を推進するとともに、訪日外国人旅行者も意識したプロモーションを推進し、成田空港からの更なる誘客を促進します。

また、多様な産業展開や豊かな自然、雄大な景色、多彩な食にあふれた本ゾーンの魅力を市町と連携し積極的に発信し、移住・定住の促進を図っていきます。

今後も、道路ネットワークの進展や成田空港の更なる機能強化等を最大限に活用し、広域的な人・モノ・財の流れを取り込み、農林水産業や観光業の更なる振興を図るとともに、空港周辺のインターチェンジを核とした産業用地への企業誘致や銚子市沖の洋上風力発電事業の進展などにより新たな雇用を創出することで、地域の活性化を図ります。

注 香取・東総ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

○ 九十九里ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本ゾーンには、県人口の5%に当たる約34万人が居住しています。ゾーン内の65歳以上の高齢者の割合は34%と、県全体の割合より7ポイント高く、また、15歳から64歳までの生産年齢人口は55%となっています。

令和12年には、ゾーン内の人口は約30万人、高齢化率は40%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が8%、二次産業就業者の割合が25%、三次産業就業者の割合が67%となっており、産業就業者のバランスが取れたゾーンとなっています。

JR外房線、東金線、総武本線のほか、圏央道や千葉東金道路を活用した都心を含む多方面へのアクセスが良好で、通勤・通学圏となっています。

2 産業

本ゾーンは、日本有数の砂浜と松の緑が美しい九十九里浜や水田などが広がる九十九里平野、緑豊かな里山風景を擁する房総丘陵など多彩な自然に恵まれており、また、太平洋を北上する黒潮の影響を受け、年間を通じて温暖な気候となっています。

肥沃な土壌と温暖な気候により、米、ねぎ、トマトなどバラエティに富んだ農作物の生産が盛んであり、農業は本ゾーンの主要な産業の一つとなっています。また、古くからサンプスギと呼ばれる挿し木による林業が行われてきた地域として全国的にも有名です。

水産業では、イワシやハマグリなどの資源に恵まれ、これらを使用した水産加工業も盛んに行われています。

また、茂原にはる工業団地など多くの工業団地を中心に、電子機器や機械・化学等の企業が集積しているほか、成田空港周辺においては、物流企業の立地が進んでいます。

さらに、郊外の幹線道路沿いに商業施設の集積が見られ、複数の商圈が形成されています。

3 まちづくり

本ゾーンは、鉄道路線や圏央道が地域内を縦断しており、これらを利用した東葛・湾岸ゾーン、都内への通勤・通学圏として、住宅地等の整備が進められました。

県内で初めてブルーフラッグを取得した本須賀海水浴場をはじめ、多くの海水浴場が存在するとともに、いちご狩りや地引き網などの体験型観光、テニスや乗馬などのスポーツを楽しむことができるなど、首都圏のレクリエーション地域と

して有名です。また、釣ヶ崎海岸が東京 2020 大会のサーフィン競技会場となるなど、サーフィンをはじめとするマリレジャーの更なる盛り上がりやオリンピックのレガシーを活用した地域活性化も期待されています。さらに、九十九里浜沿岸はヨードの世界有数の生産地であり、ヨードを含む天然温泉も多数存在しています。

また、圏央道の整備効果を香取・東総ゾーンや南房総・外房ゾーンへも波及させる銚子連絡道路、長生グリーンラインの整備を図るとともに、廃校となった小学校などの空き公共施設を活用した企業誘致の取組も進められています。

さらに、一宮川流域では、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる流域治水が必要となっており、中小河川としては全国に先駆けて、「一宮川水系流域治水プロジェクト」も進めています。

【ゾーンの方向性】

《圏央道整備効果を様々な産業活動に取り込むとともに、各種産業の連携による地域振興を図る》

本ゾーンは、広域的な幹線道路ネットワークの整備進展や、成田空港の更なる機能強化によって、都心を含む多方面へのアクセスや、企業立地の優位性、産業競争力などが向上し、地域の持つポテンシャルが格段に高まっていることから、その効果を商工業や農林水産業など各種産業に取り込んでいくことが期待されています。

そこで、圏央道の県内区間の全線開通や、銚子連絡道路、長生グリーンラインなど圏央道へのアクセス道路の整備を進めることで、隣接するゾーンからの人・モノ・財の流れを各種産業活動に取り込むとともに、地域振興の基盤としても重要な役割を担う鉄道や路線バス等の維持・確保に向けた取組を推進します。

また、道路ネットワーク整備や成田空港の更なる機能強化の効果を生かし、企業立地を促進するとともに、市町村と連携して計画的な土地利用を進め、インターチェンジ周辺等の多様な産業の受け皿づくりを促進します。

さらに、主要産業の一つである農林水産業の更なる発展に向け、6次産業化や農商工連携の促進による高付加価値化を進めるとともに、スマート技術の積極的な導入や担い手不足の解消等に取り組み、生産体制の強化を図ります。

観光業においては、海や里山など魅力的な自然環境をはじめ、農作物の収穫や地引き網、ガラス工芸の制作などの体験型観光や、ビーチサッカー、サイクリング等のスポーツ観光など、多様な観光資源の積極的な発信を行うとともに、観光・

宿泊施設等における国内外からの受入体制の強化に努めます。

また、九十九里浜周辺の多様な利活用等について、官民が連携して検討するとともに、世界的なサーフィンの適地として注目が高まる中、良い波や風、陽光、見渡す限りの砂浜など、九十九里の魅力を求めて集まる人々の活力や感性、ライフスタイルなどをまちづくりや産業振興に生かしていきます。

さらに、九十九里浜の景観等の保持に取り組むとともに、豊かな自然と都心を含む多方面へのアクセスが良好であることを生かし、新たなライフスタイルを求める人を引き付ける魅力ある地域づくりに取り組むことにより、本ゾーンへの移住・定住を促進します。

今後も、広域的な幹線道路ネットワークの整備進展や成田空港の更なる機能強化等の効果を最大限に活用し、企業や観光客の誘致、農林水産物の販路拡大、魅力的な地域づくりなどに取り組むとともに、農林水産業や観光業など各種産業の連携による地域振興を図っていきます。

注 九十九里ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

○ 南房総・外房ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本ゾーンには、県人口の3%に当たる約19万人が居住しています。ゾーン内の65歳以上の高齢者の割合は43%と、県平均より16ポイント高く、高齢化率の高いゾーンです。

令和12年には、ゾーン内の人口は約16万人、高齢化率は46%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が12%、三次産業就業者の割合が72%と県内でも高くなっています。

県外への通勤・通学者の割合は1%以下と県内で最も少なく、市町村別の昼夜間人口比率は平均95%とゾーン内で活動している人の多い地域です。

2 産業

本ゾーンは、多くの恵まれた漁場を有していることから、勝浦漁港や鴨川漁港、大原漁港等の数多くの漁港が存在し、カツオやアワビ、イセエビ等の種類に富んだ水産物が水揚げされるとともに、地元水産物を利用した水産加工業も発達しており、地域の重要な産業の一つとなっています。また、和田漁港は関東唯一の捕鯨基地として特徴ある地域の食文化を形成しています。

農業では、温暖な気候や豊かな自然を生かし、米を中心に、びわや花き等の多彩な特産品が生産されています。

温暖な気候と海や緑豊かな自然環境に恵まれていることから、多くの観光施設や宿泊施設などがある観光業の盛んなゾーンです。夏は海水浴、冬から春にかけては花摘みやいちご狩りといった観光とともに、サーフィン、SUP（スタンドアップパドル）やダイビングなど多様なマリンスポーツも楽しむことができます。

さらに、多くの道の駅や直売所が点在しており、地元の新鮮な農林水産物や加工品等を販売するだけでなく、農業体験等のメニューもあり、魅力ある地域資源を集約した観光の要となっています。

また、個人旅行者だけでなく、本ゾーンならではの自然環境を生かした教育旅行の誘致や学生のスポーツ合宿など団体客の受け入れにも取り組んでいます。さらに、近年は、「食」による観光振興も盛んになっています。

本ゾーンのいすみ市沖の海域が、令和3年9月に、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域の指定に向けた「有望な区域」として指定され、関係者の協力の下、協議が行われており、県内2番目の指定区域となることが期待されています。

3 まちづくり

本ゾーンは、豊かな自然や歴史、文化等の地域資源を生かしたまちづくりが進

められており、温暖な気候や海を生かした風光明媚なリゾート地、漁港や栈橋を中心とした港町、歴史的な建物が今も残る城下町のほか、先進医療機関を生かした医療・介護のまちづくりなども進められています。

また、アクアラインと一体となって広域的な幹線道路ネットワークを形成する圏央道の整備進展や館山道などの4車線化により、東京・神奈川や東葛・湾岸ゾーン、内房ゾーンとの交流・連携機能の強化が図られています。

こうした温暖な気候や魅力あるまちづくり、道路ネットワークの整備進展などにより、首都圏における移住・定住先としての人気が高い地域となっています。

【ゾーンの方向性】

《海と緑に囲まれた自然環境や多様なライフスタイルの魅力を発信し、観光や移住を促進することで地域振興を図る》

本ゾーンは、多くの観光資源に恵まれ、首都圏有数の観光・リゾート地として多くの観光客が訪れるとともに、近年は、館山道や圏央道などの整備進展による高速バス路線の充実により、通勤・通学範囲が広がり、また都心に近接しつつ、海や里山など豊かな自然環境を有することなどが魅力となり、都市部に暮らす人々を中心に移住・定住先としての関心が高まっています。

そこで、富津館山道路の4車線化、圏央道の県内区間の全線開通や暫定2車線区間の4車線化を促進するとともに、長生グリーンラインをはじめとする国道や県道の整備を推進することで、都心や他ゾーンからの人・モノ・財の流れも、産業振興やまちづくりに取り込んでいくことが期待されます。

また、道路交通網の整備以外にも日常生活や観光の基盤となる鉄道や路線バス等の維持・確保に取り組んでいく必要があります。

農林水産業では、担い手不足を解消するため、スマート技術の活用を図るとともに、地域が一体となって行う新規就業者の育成・支援や、集落を支える多様な人材との連携に取り組みます。

また、豊かな地域資源を生かすため、6次産業化に取り組む農林漁業者を支援するとともに、グリーン・ブルーツーリズムなどの取組により、都市部との交流を促進することで、農山漁村の活性化を図ります。

深刻化する有害鳥獣被害については、地域ぐるみでの対策を推進するとともに、捕獲した有害鳥獣を地域資源として活用する取組を支援します。

観光業では、海や里山など本ゾーンの魅力的な自然環境などを発信するとともに、一年中楽しめる豊かな自然環境を生かした体験型観光、マリンスポーツやサイクリングをはじめとする各種スポーツツーリズム、リゾート地等で余暇を楽しみつつテレワーク等を活用して仕事を行うワーケーションの取組などを推進していきます。

さらに、新たなインバウンド需要の創出に向けて、圏央道やアクアラインなどを介し、訪日外国人旅行者の来訪も意識したプロモーションを推進し、成田空港や羽田空港からの更なる誘客を促進します。

移住検討者に対しては、趣味やレジャーを満喫する二地域居住、自然の中での子育て、温暖な気候でのセカンドライフなど、多様なライフスタイルを実現できる地域の魅力、都心や内房ゾーン等への通勤圏であることを、市町と共に積極的に情報発信し、幅広い世代の移住・定住の促進を図ります。

今後も、道路整備の進展による人・モノ・財の流れを取り込み、観光業や農林水産業の振興を促進しつつ、空き公共施設や医療機関等の地域資源の活用、洋上風力発電事業等の新たなビジネス展開による雇用の創出を図るとともに、豊かな自然環境等の地域の魅力を積極的に発信することで、観光客の誘客や移住・定住を促進し、地域振興を図っていきます。

注 南房総・外房ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町

○ 内房ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本ゾーンには、県人口の9%に当たる約59万人が居住しています。ゾーン内の65歳以上の高齢者の割合は30%と、県全体の割合より3ポイント高く、また、15歳から64歳までの生産年齢人口が57%と、県平均とほぼ同水準となっています。

令和12年には、ゾーン内の人口は約55万人、高齢化率は32%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が3%と低い一方、二次産業就業者の割合が約29%と県内で最も高くなっています。

アクアラインなどの交通網整備の効果により、東京・神奈川方面や県内各地など多方面への通勤・通学圏となっています。

2 産業

本ゾーンでは、東京湾臨海部の埋め立てにより、日本を代表する素材・エネルギー型産業の工業地帯が形成されています。現在でも、県内の製造品出荷額等の半分以上を占め、今後も、本県経済のけん引役として重要な役割を担っていくことが期待されます。

また、かずさアカデミアパークには、かずさDNA研究所をはじめとする研究開発施設や製薬、新素材など幅広い産業の立地が進められてきました。さらに、アクアラインの通行料金引下げの効果もあり、東京・神奈川方面へのアクセスが向上したことから、アクアライン着岸地周辺地域において大規模商業施設や工業団地等への企業の立地が進んでいます。

農業では、米、なし、ブルーベリーなどの栽培が盛んであるとともに、全国有数のカラーの生産地であり、えだまめで人気の「小糸在来」の特産地としても有名です。

水産業では品質の高さが全国的に有名なノリの養殖や貝類漁業、小型底引き網漁業などが営まれています。

また、海ほたるや大規模商業施設、ゴルフ場など集客力の高いスポットが多数存在するほか、近年の工場夜景ブームを受け、市原市の石油化学コンビナートを中心とした東京湾臨海部の工場群も観光資源となっています。

3 まちづくり

本ゾーンでは、アクアラインなどを利用した各方面への通勤・通学圏としての優位性が高まっており、千葉県の玄関口であるアクアライン着岸地周辺においては、大規模な土地区画整理事業が実施され、道路、住宅地、商業施設等の整備が進められています。

また、圏央道などの整備進展による利便性向上等の効果を他ゾーンに波及させ

る、国道 410 号などのアクセス道路の整備も進められています。

こうした、計画的で住みよいまちづくりと道路ネットワークの整備進展によって、居住地としての人気が高まっており、本ゾーンの更なる活性化が期待されています。

【ゾーンの方向性】

《道路網を介した他地域との交流機能を生かし、幅広い産業を活用した地域振興を図る》

本ゾーンは、アクアラインの着岸地に位置し、対岸である東京・神奈川からの玄関口であるとともに、広域的な幹線道路であるアクアラインや圏央道、館山道が交わる県内交通の要衝となる地域です。

県内の道路ネットワークの整備進展やアクアラインの通行料金引下げ、高速バスネットワークの充実等により、東京・神奈川方面や他ゾーンへの通勤・通学圏としての優位性が向上していることから、居住の場としてのポテンシャルが高まっています。また、今後も更なる企業の進出が見込まれることから、雇用の場としての役割も期待されています。

そこで、県内の道路ネットワークの整備効果が更に発揮されるよう、圏央道などの幹線道路にアクセスする道路の整備に取り組み、東京・神奈川や他ゾーンとの交流・連携を促進させることで、人・モノ・財の流れを一層取り込むとともに、地域振興の基盤としても重要な役割を担う、鉄道や路線バス等の維持・確保に向けた取組を推進していきます。

京葉臨海コンビナートにおいては、これまでも国内需要の動向や世界規模での競争の激化等に対応して、事業の再編や高度化などが図られるとともに、脱炭素社会の実現に向け、水素の利活用や新素材の開発などの様々な取組が実施されており、今後も、企業の課題やニーズをきめ細やかに把握しながら、企業間連携の促進や国への規制緩和の働きかけなどを通じて、企業の事業環境の向上を図っていきます。

また、かずさアカデミアパークにおいて、ゾーン内外の研究開発機能や産業集積との連携を促進するとともに、生産システムや技術面でモデルとなるマザー工場や研究施設など、多様な分野の立地推進につなげていきます。

さらに、市町と連携して計画的な土地利用を進め、インターチェンジ周辺等の多様な産業の受け皿づくりを促進します。

また、東京に近接するなど立地の優位性を有し、マーケット需要にも対応できる都市近郊農業の一層の発展を目指し、6次産業化や農商工連携の促進による高付加価値化等を推進するとともに、ノリの養殖や貝類などに代表される東京湾漁業の振興を図ります。

あわせて、意欲ある担い手の確保・育成のための体制づくりの促進や有害鳥獣対策にも、引き続き取り組んでいきます。

さらに、本ゾーンは、潮干狩りなどが楽しめる東京湾の干潟や緑豊かな房総丘陵、一番新しい地磁気逆転が記録され、時代を分ける境界がよく分かる地層として世界的に認められた「チバニアン」などの多彩な自然環境を有するとともに、工場夜景など近代的な景観も見られ、多種多様な魅力ある観光スポットに恵まれています。

こうした多彩な観光資源の魅力を積極的に発信するとともに、広域的な幹線道路ネットワークや房総半島の玄関口である海ほたるを活用し、県内外からの観光客の呼び込みにつなげていきます。

今後も、広域的な幹線道路ネットワークの整備進展によるアクセス向上や新たな湾岸道路の計画の具体化を追い風に、国内外からの企業誘致の推進、かずさアカデミアパークを活用した新たな産業の創出、観光資源の魅力発信、東京湾臨海部の工業地帯の更なる競争力強化に取り組むことで、本県の産業経済をけん引する拠点の1つとなることを目指していきます。

注 内房ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

第4章 施策横断的な視点（実施計画編）

第1節 県政運営を貫く3本の矢

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、価値観・ライフスタイルの多様化などにより、県が取り組むべき課題は多様化・複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の拡大や大規模災害時には、迅速かつ的確な対応が求められています。

こうした中、基本理念の実現に向け、本計画に位置付けた政策・施策を、着実かつ効果的に推進するためには、現場のニーズを十分に把握し、県や市町村、県民が一体となり、オール千葉県で取り組むとともに、急速に進展するデジタル技術を効果的に活用するほか、柔軟かつ機動的な組織体制を構築していくことが必要です。

こうした視点から、「千葉の総力を結集した県づくり」「くらしを豊かにするデジタル技術の効果的な活用」「県民視点に立った効果的・効率的な行政組織への変革」を「県政運営を貫く3本の矢」としてまとめ、各施策に取り組むこととしました。

1 千葉の総力を結集した県づくり

（1）県と市町村との連携強化

多様化・複雑化する県民ニーズを的確に捉え、各地域の実情に応じた施策を効果的に実施していくためには、住民に最も身近な自治体である市町村の意見を十分に聞きながら、県と市町村の施策が相乗効果を発揮するよう取り組んでいくことが必要です。

このため、様々な機会を通じて、市町村が直面する課題やそれに対する考え方を共有するとともに、各施策の実施に当たっては、関係市町村と連携していきます。

また、市町村の取組がより一層進展するよう、総合的・効果的に支援を行います。

（2）民間活力の積極的な利用

急速な時代の変化の中で生じる新たな課題や県民ニーズに対応するため、行政のみならず、民間の企業や団体などと連携し、その強みを積極的に活用していきます。

県民の安全・安心なくらしの確保に向けては、民間団体や企業等との連携を深め、官民一体となった災害に迅速に対応できる体制づくりを進めるほか、産業の振興に向けては、ベンチャー企業の育成支援や中小企業の研究開発の支援などについて、産学官が連携した取組を進めます。

また、民間企業との人事交流による職員の育成を推進するとともに、副業人材を活用するなど、民間の優れた知見を県の各種事業・施策に活用していきます。

（3）県民との情報共有と協働

県の実施する施策を効果的に展開していくためには、県民一人ひとりの理解を得

るとともに、様々な主体と協力して取り組んでいくことが必要です。

このため、SNSなどを活用し各種県政に関する情報を積極的に発信することで県民の理解を深めるとともに、行政だけでなく、市民活動団体や企業など、様々な主体の英知を結集し、県民ニーズ等も取り込みながら、連携・協働して取組を推進していきます。

(4) 他都道府県との広域連携

本県を取り巻く諸課題には、環境問題や災害対応をはじめ、様々な分野で広域的に対応しなければ解決が困難なものがあります。

また一方で、観光情報の発信など、他の自治体と連携して取り組んだ方が、より効果的になる施策もあります。

このため、その課題や目的も踏まえて、全国知事会や九都県市首脳会議などを通じて、国等に対する要望活動や共同での調査研究・取組等を実施するほか、埼玉県・東京都・神奈川県に加え、茨城県も含めた近隣都県との連携した方策なども検討・実施してまいります。

2 くらしを豊かにするデジタル技術の効果的な活用

(1) デジタル技術の効果的な活用による地域課題の解決

AIやIoT、ロボットなど技術革新が急速に進展しているとともに、スマートフォンの普及や5Gなど通信技術の進展により、デジタル技術が生活や産業に浸透しています。

社会全体で更なるデジタル化が進めば、生活、産業、行政の様々な分野における課題の解決が期待できることから、本県においても、デジタル技術を効果的に活用した施策の展開を図っていく必要があります。

そこで、産学官民が連携し、本県の様々な分野においてデジタル技術を取り入れ、社会全体の「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」を推進し、課題解決のための新しいサービスや価値を創造していきます。

(2) 行政手続の改善

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として生活や働き方が大きく変化する中で、デジタル化・オンライン化をより一層推進することが必要です。

そこで、行政手続における業務内容や業務プロセスなどの見直しを行うとともに、マイナンバーも活用しながら、オンライン申請の対象手続を拡大し、県民や事業者の利便性の向上を図ります。

また、インターネットを活用した情報提供の拡充など、デジタル技術やデータを活用した県民サービスの向上を推進していきます。

(3) オープンデータ等の活用

新たな付加価値やイノベーションの創出には、分野横断的なデータの組合せにより、サービスの革新や異業種の連携が起こることが必要です。

このため、県や市町村が保有する行政情報を企業等が積極的に利活用できるよう、オープンデータ化を推進します。

また、人口減少社会において、限られたリソースで効果的・効率的に施策を展開するためには、オープンデータ・ビッグデータを積極的に利活用して、根拠に基づく施策の立案を推進することが重要です。

そこで、統計等のデータを活用したEBPMを推進し、施策の有効性を高めるとともに、県民に信頼される行政を目指します。

3 県民視点に立った効果的・効率的な行政組織への変革

(1) 行財政改革の推進

台風等の自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大等による緊急事態における対応など、県政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中においても、多様な県民ニーズに応えていくためには、限られた経営資源（人的資源・税財源）を有効活用し、効果的・効率的な行財政を推進していく必要があります。

このため、本計画の策定に併せて「千葉県行財政改革計画」を策定し、効率的な組織体制の構築や柔軟な人員配置、持続可能な財政構造の確立、デジタル化による業務効率化、多様な主体との連携・協働などにより、行財政改革を推進し、時代の変化に対応した県民視点の県政を実現します。

(2) 地方分権の推進

地域の抱える課題が多様化・複雑化する中、こうした諸課題への的確に対応するためには、全国一律ではなく、それぞれの地域の実情に応じて対応することが必要であり、その基盤となる地方分権改革の推進が不可欠です。

この地方分権改革を実のある改革とするためには、国と地方の役割分担を明確化するとともに、地方が担うべき事務・権限を税財源と一体的に地方自治体へ移譲し、地方の自主性・自立性を高めていく必要があります。

そのため、県では、国に対して地方が担うべき事務・権限と税財源の一体的な移譲や地方の創意工夫を可能とする制度改正などを進めるよう、積極的に提言・要望していくとともに、全国知事会など様々な機会を通じて主張していきます。

また、住民サービスの向上を図る上で障害となっている制度等は、地方の発意で地域の課題を解決する「提案募集方式」や、地域の特性に応じて規制を緩和する「特区制度」を積極的に活用して、必要な制度の改正や運用改善などに努めてまいります。

さらに、地方分権改革の内容、効果やその成果について、県民の理解を深めるための取組を進めます。

第2節 SDGsの推進

SDGsは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、持続可能な世界を実現するための統合的取組であり、国際社会全体の普遍的な目標です。

国においては、「SDGs実施指針」を定め、取組を進めており、地方自治体においても、SDGsが掲げる17のゴールの達成に向けた取組を加速させていくことが求められています。

SDGsの考え方は、県政の様々な分野において、県が目指すべき方向性と同じであることから、本計画に掲げる政策・施策を着実に推進していくことで、SDGsが目指す社会の実現につなげることができると認識しています。こうしたことから、SDGsの推進を未来の千葉県を築いていくためには欠かせない、施策横断的な視点として位置付け、全庁を挙げて取り組むこととします。

第3節 カーボンニュートラルに向けた取組の推進

令和3年8月に公表されたIPCCの第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がないとされる一方で、世界全体で2050年カーボンニュートラルを達成できれば、気温上昇を1.5℃程度に抑えられる可能性が高まるとされています。

国においては、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和3年5月には地球温暖化対策推進法を改正し、2050年の脱炭素社会の実現を目標に位置付けました。

こうした中、県においても令和3年2月に二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行い、国の掲げる「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」目標の達成に向け、県民や事業者、市町村と協力して取り組むこととしたところです。

カーボンニュートラルに向けた取組は、県民の温暖化対策への理解促進や行動変容、事業者の脱炭素に係る新技術の開発や取り込みなどによる競争力の強化、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地の整備、道路整備等による交通の円滑化など、環境、商工業、農林水産業、社会資本整備などの様々な分野に関係するとともに、持続可能な千葉県を将来世代に残していく上で欠かせない取組です。

特に本県は、全国的に上位にある太陽光発電に加え、太平洋岸の沖合においては大規模な洋上風力発電が計画されるなど、再生可能エネルギーの拠点としても大きなポテンシャルを有していることから、新しい時代に対応した関連産業の集積などにより、環境保全と経済成長の好循環となるモデルを構築し得ると考えています。

こうしたことから、カーボンニュートラルに向けた取組の推進を施策横断的な視点として位置付け、全庁を挙げて取り組むこととします。

第4節 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの活用

オリンピック・パラリンピックの開催決定以来、県では、両大会が本県の国際的な魅力や知名度を高め、将来を担う人づくりや、経済の活性化、国際交流を推進する千載一遇のチャンスをもたらすとの認識の下、企業・団体・大学・市町村などと方向性を共有し、それぞれが相互に連携しながら、大会後も見据えた取組を主体的に進めてきました。

その結果、ホストタウン制度を活用した国際交流の推進、訪日外国人の増加を見越した受入環境の整備、会場施設や交通拠点のバリアフリー化、パラスポーツの振興、オリンピック・パラリンピック教育をはじめとする心のバリアフリーの推進、ボランティア活動への参加促進、文化プログラムの実施・おもてなし力の向上を含めた魅力発信の強化など、多様な取組が各地で展開されてきました。

さらに、サーフィン競技初の開催地となったことを生かした地域づくりや、パラリンピックの開催を契機とする様々な分野での障害のある人の社会参加促進、幅広い人材による多様なボランティア活動の展開、文化プログラムの一つとして選定した「ちば文化資産」の活用など、新たな動きも生まれてきています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当初予定したとおりの開催とはなりませんでしたが、県では、様々な分野でのこうした取組を大会時の一過性のものにとどまらせることなく、レガシーとして活用できるよう、本計画において、施策横断的な視点として位置付けました。

その上で、オリンピック・パラリンピックのレガシーを県内全域に波及させることで、スポーツ・文化を通じた地域の活性化や、共生社会の実現を進め、本県の持続的な発展につなげていきます。

第5章 重点的な施策・取組（実施計画編）

第1節 施策の内容

第I項 危機管理体制の構築と安全の確保

政策分野I－1 危機管理体制の構築

感染症等の健康危機に対して、市町村を含む関係機関と連携しながら、危機管理体制の充実を図るとともに、新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保等について、検討を行います。

また、災害時の関係機関との連携した取組を推進することで、被災者支援の対策強化を図ります。

施策項目I－1－① 感染症等健康危機への対応力強化

【目標】

感染症をはじめとする様々な健康危機に迅速かつ的確に対応できる体制の整備を推進します。

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月15日に国内で最初の感染者が、同月30日には本県においても最初の感染者が確認されました。その後、感染者の増加が進んだことから、同年4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、初めて緊急事態宣言が発出される事態となりました。

その後も感染の拡大と緊急事態宣言の発出が繰り返される中で、ワクチン接種が始まるなど、対策も行われてきましたが、感染力がより強い変異株である「デルタ株」の発生などにより、急激に感染が拡大し、令和3年8月には本県の新規感染者数が1,700人を超え、その影響から、重症者用病床の稼働率が80%超となり、救急搬送の困難事例が生じるなど、危機的状況となりました。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、新興感染症の拡大時には、医療提供体制に多大な影響が生じるとともに、病床・人材不足や医療機関の連携体制の構築、医療物資の確保・備蓄など、地域医療において様々な課題があることが浮き彫りになりました。

この経験を踏まえ、今後、新興感染症が発生した際に、関係機関と連携しながら、円滑かつ効果的に対応できるよう、感染症以外の一般医療提供体制への影響にも配慮した医療機関の役割分担や連携について、あらかじめ検討していく必要があります。

また、健康危機には、感染症や食品衛生など様々なものがあり、対処に当たっては関係機関の連携が不可欠であることから、情報共有や連携の強化を図る必要があります。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中では、緊急事態宣言などによる行動制限の影響により、県民のくらしや経済も大きな打撃を受けています。

こうした中、感染症の拡大を契機として、対面型から非対面型ビジネスモデルへの移行やデジタル化の進展、ライフスタイルの変化等による東京一極集中から地方へのシフトなどの動きがみられるほか、2050年カーボンニュートラルへの対応などが求められており、県内経済の回復に向けて、こうした動きを適切に捉えながら、強くてしなやかな産業構造を構築する必要があります。

【取組の基本方向】

新型コロナウイルス感染症への対応の経験を生かし、新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保等について、検討していきます。

また、保健所における健康危機管理体制の充実を図るとともに、衛生研究所の機能を強化します。

さらに、健康危機管理に関する意識向上や知識習得のため、医療・公衆衛生従事者を対象とした研修等を実施し、人材の育成を推進するとともに、関係機関との情報共有や連携強化を図ります。

そして、傷ついた経済の力強い回復のため、カーボンニュートラルへの対応などを踏まえつつ、ポテンシャルを生かして次世代に求められる総合力の高い産業と雇用の創出により、千葉経済圏の確立を目指します。

【主な取組】

I-1-①-1 健康危機対策

新型コロナウイルス感染症への対応経験を生かし、新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保等について、市町村を含む関係機関と連携しながら検討していきます。

また、健康危機管理の拠点として、保健所における健康危機管理体制の充実を図るとともに、科学的・技術的中核として、衛生研究所の機能強化を行います。あわせて、緊急時の医薬品や医療資機材の確保・備蓄を進めます。

さらに、医師や歯科医師、薬剤師、看護師等の医療・公衆衛生従事者を対象とした危機対策研修を実施するとともに、地域健康危機管理推進会議等を通じ、日頃から市町村を含む関係機関との情報共有や連携強化を図ります。

- ・新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制等の検討・確保
- ・新興感染症等への対策の充実強化
- ・保健所・衛生研究所の体制・機能強化
- ・健康危機対策研修の推進
- ・地域健康危機管理推進会議の開催

I-1-①-2 生活様式や社会経済情勢の変化を踏まえた県内経済の力強い回復

ウィズコロナを前提とした生活様式の変化、デジタル化の進展、脱炭素社会への取組など、本県経済を取り巻く環境における大きな変化を活力として取り込み、県民が新た

なライフスタイルを通して「Well-being」を実感できる千葉を実現します。

今後、人口減少が見込まれる中、成田空港の更なる機能強化や圏央道、北千葉道路などの広域的な幹線道路ネットワークの充実、豊かな自然環境の活用など、広域交流拠点として人とモノが集まる本県独自の優位性を生かしながら、千葉ならではの自立性の高い経済圏を確立します。

さらに、本県の強みである重化学工業に加え、新たな成長産業の育成・集積も図り、様々な主体と連携して、時代の変化に対応した、強くてしなやかな産業構造の構築を進めます。

- ・生活様式の変化による新たなニーズを捉えた取組の推進
- ・本県独自の優位性を生かした県経済の活性化

施策項目 I - 1 - ② 災害から県民を守る「防災県」の確立

【目標】

あらゆる関係者との連携強化により災害に対応できる体制を構築し、県全体の防災力の向上を図ります。

【現状と課題】

近年、地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響として、頻発する集中豪雨や台風の強大化などにより、風水害や土砂災害が増加し、被害も激甚化する傾向にあります。

令和元年の房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨では、膨大な数の住宅損壊や、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水、更には河川の越水により生じた浸水、土砂災害など、これまでにない被害が発生しました。

県では、「千葉県災害復旧・復興に関する指針（令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨）」を策定し、被災した住宅の再建をはじめ、農林漁業者や企業の施設・設備等の復旧、また、土砂災害警戒区域等の早期指定や浸水想定区域図の公表、危機管理型水位計及び河川監視カメラの設置など、指針に掲げた取組を着実に進めてきました。

今後は、令和元年の経験を踏まえ、停電対策や治水対策、市町村と連携した被害情報の把握や物資供給支援、避難所の環境整備などの課題解決に取り組む必要があります。

震災については、平成23年に発生した東日本大震災において、津波による死者・行方不明者の発生をはじめとして、液状化による住宅被害や臨海部の石油コンビナート火災など、多くの人的・物的被害が生じました。

国では、「日本海溝・千島海溝」や「南海トラフ」沿いの太平洋側、首都直下地震が想定されている関東地方などで、今後30年以内に震度6弱以上の激しい揺れに襲われる確率が高くなっていると予測しており、市川市から千葉市直下を震源とする「千葉県北西部直下地震」が起きた場合、約8万1千棟の建物が全壊・焼失、約2万7千人の死傷者の発生など、甚大な被害が懸念されています。

また、本県は、成田空港や千葉港、大規模集客施設、全国有数の石油コンビナートを有しており、武力攻撃事態、テロなど県民の安全を脅かす緊急事態が発生し、またそのおそれがある場合に備える必要があります。

大規模災害や危機的事態などが発生した場合、県民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、危機管理体制の強化や関係機関との連携が不可欠です。

【取組の基本方向】

令和元年房総半島台風等の一連の災害からの復興の総仕上げに向けて、停電対策・治水対策など、中長期的に実施する事業の早期完了を目指して取り組んでいきます。

また、過去の災害の経験を生かし、市町村及び民間事業者との一層の連携強化、ICTを活用した情報収集・発信手段の多様化、各種計画等の見直し、他県で発生した災害の復旧復興を支援することによる実践的なノウハウの蓄積を行います。

そして、「千葉県防災基本条例」に基づき、自助・共助・公助が一体となり、相互に連

携した継続的な防災対策に取り組むとともに、県民・自主防災組織等に向けた教育・研修・訓練を実施し、地域防災力の向上を図ります。

さらに、市町村と連携した総合的な津波対策の推進、災害時における要配慮者及び避難行動要支援者となる高齢者、障害のある人、外国人や女性など、ダイバーシティの視点の適切な反映、市町村の避難体制などについて、ソフト・ハード一体となった取組により、県内全域の防災力の向上を図ります。

【主な取組】

I-1-②-1 令和元年房総半島台風等からの復旧・復興

令和元年房総半島台風等の一連の災害の経験を生かし、大規模停電に対応できるよう、再生可能エネルギーを含めた発電方式の多様化、災害に強い送電網の構築など、電力の強じん化に取り組みます。

停電や通信遮断、断水に備えるため、上下水道・工業用水道施設、河川管理施設、医療機関、社会福祉施設の停電対策や、上下水道・工業用水道施設の浸水対策等を推進します。

また、災害時に電線等に架かるおそれのある樹木の予防伐採や倒木処理の迅速な手続等を進めるため、関係事業者との連携を強化するほか、倒木被害森林の復旧や、市町村道等のインフラ施設周辺における倒木被害の未然防止につながる森林整備を支援します。

令和元年 10 月 25 日の大雨により県内各地で甚大な浸水被害が発生したことを踏まえ、一宮川等において河川整備計画に基づいた整備を進めるとともに、河川の治水機能を最大限発揮するため、河道内の竹木伐採・堆積土砂の撤去等を実施します。

災害時における道路の通行を確保し、応急対策活動を円滑に実施できるよう、緊急輸送道路の整備や道路のり面対策を推進します。また、電柱倒壊などによる道路閉塞を防止するために無電柱化を進めます。

- ・ライフライン関係施設等における停電・断水対策等の促進
- ・民間事業者等との連携による停電対策の推進
- ・復旧・復興に向けた森林再生の推進
- ・災害に強い河川等の整備
- ・災害に強い道路ネットワークの整備（再掲）

I-1-②-2 防災連携体制の充実強化

これまでの災害の検証等を踏まえ、県の地域防災計画や業務継続計画等の各種計画やマニュアルなどを継続的に見直し、防災対策の強化を図るとともに、図上訓練、職員向け危機管理研修会、他県への応援職員の派遣等の実施により、職員の災害対応力を向上させていきます。

また、災害発生時に、県、市町村、消防、警察等の防災関係機関はもとより、ライフライン事業者、物流事業者、交通事業者など、広く民間事業者と迅速かつ的確な対応を図るため、平時からこれら関係機関との連携を緊密に図るとともに、様々な災害を想定した訓練の実施などを通じて、本県の総合的な防災対応力の強化を図ります。

そして、災害時には、被害規模を迅速に把握し、必要な応急対策を速やかに実施するため、市町村へのリエゾン派遣、防災関係機関によるヘリコプターの運行、民間のAI技術を活用したシステムの運用など、様々な手段により情報収集を実施します。

市町村の業務継続体制強化を図るため、県で作成する手引きや研修等を通じて市町村の避難所運営等の取組を支援するとともに、市町村長等向けのトップセミナーの実施や、各市町村の業務継続計画の充実・強化を促進します。

さらに、被災者が一刻も早く各種支援を受けられるよう、住家被害認定調査や被災証明書発行事務の迅速化、被災者台帳の整備及びシステム化などの市町村が行う取組や、被災者ニーズに合わせた災害ボランティア活動ができるよう調整を行う災害ボランティアセンターの体制強化等について支援します。

加えて、災害時における医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の施設・設備整備を図るとともに、災害発生後の急性期（おおむね48時間以内）に医療救護活動を開始できる機動性を持った、災害派遣医療チーム（DMAT）の体制を強化します。

災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに、災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大することが考えられ、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動支援を行う必要があります。これらの活動を行うため、専門的な研修及び訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制を強化します。

あわせて、避難所での高齢者や障害のある人、子ども、傷病者等に対し福祉的な支援が円滑に実施できるよう、介護福祉士や社会福祉士等の福祉専門職からなる災害福祉支援チーム（DWA T）についても、人材養成や実践的な訓練に取り組むとともに、福祉団体との連携を促進します。

そのほか、大規模災害発生時において救出救助活動等に必要な装備品の整備拡充を図ります。

- ・ 職員の災害対応力向上に係る取組の推進
- ・ 関係団体と連携した効果的な訓練等の実施
- ・ 民間事業者との協定締結の推進
- ・ 災害時における情報収集体制の強化
- ・ 市町村の避難所運営に係る支援
- ・ 千葉県業務継続計画の推進
- ・ 市町村業務継続計画の充実・強化の促進
- ・ 被災者支援体制の充実
- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の体制強化
- ・ 災害拠点病院等の整備
- ・ 災害用装備品の整備拡充

I-1-②-3 自助・共助の取組強化

県民の生命、身体を守るためには、平時から「自らの身の安全は、自らが守る」自助の取組や、「自分たちの地域は地域のみinnで守る」共助の取組を更に促進し、これらを支える「公助」と一体化して地域防災力を向上させることが必要です。

このため、県民、事業者、自主防災組織、県・市町村などの役割を明らかにした「千葉県防災基本条例」の理念に基づき、自助・共助の防災意識を高めるため、平時から、備蓄などの防災対策を進め、災害発生時に自ら行動できるよう防災教育を推進するとともに、自主防災組織の結成・活動促進、地域における防災活動の中核となる人材の育成等に努め、県民一人ひとり及び地域のコミュニティの防災力の強化を図ります。

また、災害時に、県民が安全に避難等の行動を取るためには、迅速かつ正確な情報提供が必要であることから、これまでの防災行政無線・テレビ・ラジオ等の手段に加え、千葉県防災ポータルサイトやSNSを活用するなど、情報発信を一層強化していきます。

さらに、県消防学校・防災研修センターにおいて、消防職員・消防団員への教育訓練を実施するとともに、地域防災力の中核を担う自主防災組織、企業の防災担当者や市町村職員等を対象とした研修・訓練を実施します。

- ・防災教育の推進
- ・災害対策コーディネーターの養成
- ・自主防災組織の結成・活動促進
- ・災害時における要配慮者及び避難行動要支援者対策の推進
- ・生活必需品等の備蓄促進
- ・情報発信の強化

I-1-②-4 津波避難・液状化対策の推進

県民や観光客が津波から安全かつ迅速に避難できるよう、市町村の津波避難計画、津波ハザードマップの作成、避難誘導看板の設置及び避難路の街路灯整備等を支援します。

また、S-net（日本海溝海底地震津波観測網）を基に、津波浸水予測システムで予測した海岸ごとの津波高や津波到達時間、浸水範囲、浸水深などを救援活動や被災市町村への人的・物的支援等、県が災害対応の意思決定をする際に活用するとともに、県が作成した津波浸水予測図等を広報し、県民の津波避難に対する意識向上に努めます。

さらに、東日本大震災では液状化により大きな被害が発生したことから、県が作成した液状化しやすいマップや国が研究している液状化対策工法を周知し、液状化被害の減少に努めます。

あわせて、液状化メカニズムや、地域の地質構造や地震動特性に関する調査研究を推進し、液状化対策のための知見を提供します。

- ・津波避難環境整備の促進
- ・災害対応への津波浸水予測システムの活用
- ・市町村の津波避難対策に対する支援
- ・液状化-流動化現象の調査研究の実施
- ・津波避難・液状化対策に係る周知

I-1-②-5 消防・救急救助体制の充実強化

地域における消防防災力の向上を図るため、市町村と連携して、消防の広域化の推進、市町村消防防災施設・設備の整備に対する支援、消防団員の確保や消防団の活性化のための普及啓発等に取り組みます。

- ・消防防災施設の整備による消防防災力の強化
- ・被用者・女性・若者など幅広い住民の消防団への加入促進
- ・消防団活動の理解促進に係る広報

I-1-②-6 石油コンビナート防災対策の推進

石油コンビナート地区は、一たび事故が発生すると、極めて大規模な災害に拡大するおそれがあり、社会的にも経済的にも甚大な被害が懸念されます。

そのため、県では、関係消防機関や海上保安部並びに石油コンビナート事業所や共同防災組織等と連携した実践的かつ効果的な訓練、立入調査による従業員に対する教育の実施状況及び設備の補修・更新基準等の確認、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の見直しなどを実施し、石油コンビナート地区の防災対策の強化を図ります。

また、高圧ガスによる事故の発生を防止するため、高圧ガス取扱事業者等に対する立入検査や保安講習等を通じて法令遵守の徹底を図るとともに、災害が発生した場合の適切かつ迅速な対応の習得を目的とした訓練等を実施します。

- ・石油コンビナート等防災訓練の実施
- ・千葉県石油コンビナート等防災計画の見直し
- ・高圧ガスに係る訓練実施等による安全対策の推進

I-1-②-7 事業者による防災対策の推進

大規模地震や風水害、新たな感染症などの緊急事態が発生した際に企業がとる行動をまとめた「事業継続計画（BCP）」の作成を行うことは、緊急時に企業が早期再建を目指す上で大変重要であることから、事業継続計画の普及・啓発等を行い、計画策定の促進を図ります。

また、近年、頻発・激甚化する災害を踏まえ、防災力の向上を図るため、災害時の適切かつ迅速な対応の習得を目的とした訓練の実施、民間事業者等との協定締結などを通じて、事業者・団体等との連携を緊密に図っていきます。

- ・企業等の事業継続計画（BCP）策定の支援
- ・民間事業者との協定締結の推進（再掲）
- ・関係団体と連携した効果的な訓練等の実施（再掲）
- ・石油コンビナート等防災訓練の実施（再掲）
- ・高圧ガスに係る訓練実施等による安全対策の推進（再掲）
- ・生活必需品等の備蓄促進（再掲）

政策分野 I - 2 防災基盤の整備

地震だけでなく、台風などの風水害や土砂災害など、様々な災害に対する防災基盤等の整備を進めます。

施策項目 I - 2 - ① 災害に強いまちづくりの推進

【目標】

県民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、地震や風水害など災害に強い社会資本の整備等を進めます。

また、農林漁業者の安定した経営や農山漁村の安全・安心なくらしを実現します。

【現状と課題】

国では、「日本海溝・千島海溝」や「南海トラフ」沿いの太平洋側、首都直下地震が想定されている関東地方などで、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の激しい揺れに襲われる確率が高くなっていると予測しており、市川市から千葉市直下を震源とする「千葉県北西部直下地震」が起きた場合、約 8 万 1 千棟の建物が全壊・焼失、約 2 万 7 千人の死傷者の発生など、甚大な被害が懸念されています。

また、地球温暖化などの影響により、台風が強大化するとともに、局地的な集中豪雨の頻度が増大しており、風水害や土砂災害が増加し、被害も激甚化する傾向にあります。

東日本大震災や令和元年房総半島台風等の一連の災害など過去の災害から得られた教訓を生かし、切迫する首都直下地震等の大規模な地震や頻発する集中豪雨などの自然災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめ、緊急事態における対応力の向上を図るため、早急に道路・河川・海岸・港湾・公園・上下水道等の社会資本の整備や耐震化などを進めていく必要があります。

さらに、県営水道の浄・給水場や管路等の水道施設については、その多くが高度経済成長期を中心に整備されていることから、老朽化が進んでいるものや耐震性を有していないものがあり、更新や耐震化を効率的に推進するため、計画的に整備を進めるとともに、自然災害に伴う停電や浸水による断水被害が発生しないよう、停電・浸水対策も併せて進めていく必要があります。

県内企業の生産活動に欠かせない工業用水についても、安定的な供給のため、施設の耐震化と、自然災害時の停電・浸水対策を進める必要があります。

一方で、社会資本の整備や災害時の迅速な応急対応を行うには、地域に根ざした建設業の存在が不可欠ですが、建設業界では少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念されており、担い手の確保が課題となっています。

農林水産業においては、農業施設や漁港施設等の生産基盤の防災・減災対策を進めるとともに、災害発生時の経営リスクへの備えや早期復旧・事業継続を可能とするための事前対策が必要です。

また、令和元年房総半島台風等により県内各地で風倒木被害が発生したことから、インフラ施設周辺等における倒木被害の未然防止対策が求められています。

令和 2 年から 3 年にかけては、高病原性鳥インフルエンザにより、本県畜産業が甚大

な被害を受けており、家畜防疫体制等の強化が課題となっています。

【取組の基本方向】

誰もが安心して暮らせる災害に強い県土づくりを進めるため、社会資本の整備や耐震化などによる県土の強じん化を図るとともに、減災のためのソフト対策を進め、被害を最小化する取組を推進します。

東日本大震災の教訓を踏まえ、津波対策については数十年から百数十年に一度程度の頻度で襲来が想定される津波を対象に必要な堤防等の整備を進めていきます。

地震や風水害に備えて、平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するための道路ネットワークの整備や災害時に物資輸送の拠点ともなる港湾施設の耐震化、災害時でも公衆衛生の確保や公共用水域の水質を維持する流域下水道施設の耐震化及び耐水化、避難場所等として機能する県立都市公園の整備や公共施設の耐震化、水道水の確保のための、水道施設の耐震化及び停電・浸水対策、工業用水安定供給のための重要施設の耐震化及び停電・浸水対策、鉄道利用者の安全確保のための鉄道施設の耐震化、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消を更に進めます。

また、気候変動の影響による台風・豪雨等の激甚化・頻発化を踏まえ、河川・海岸施設の整備を進めるとともに、これらの河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めていきます。

さらに、災害時の迅速な応急対応を行う地域の建設業における将来の担い手不足に対応するため、建設業に若手が入職しやすい環境を整える取組を推進するとともに、建設現場における生産性の向上に併せて取り組んでいきます。

農林水産業においては、農業施設や漁港施設等の防災・減災対策や農林漁業者の経営リスクの低減に取り組むとともに、風倒木被害の未然防止につながる森林整備や海岸防災林の整備などにより、農山漁村における災害対策を進めます。

また、地域全体に影響を及ぼす高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生予防とまん延防止に向けた防疫体制の強化を図ります。

【主な取組】

I-2-①-1 災害に強い社会資本の整備

平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するため、広域的な幹線道路ネットワークの整備を促進し、国道・県道のバイパス整備や現道拡幅、橋りょうの耐震補強、道路のり面の防災対策及び無電柱化による緊急輸送道路等の強化を推進するとともに、緊急物資などを輸送できる耐震強化岸壁の整備を推進します。また、「道の駅」の防災機能の強化を促進するとともに、避難場所等として機能する県立都市公園の整備を推進します。さらに、密集市街地の解消を図るための土地区画整理事業等を促進します。

洪水などによる被害を防止するため計画的な河川整備を推進するとともに、激甚化・頻発化する水災害の被害を最小化するため、水害リスク情報の周知や河川の監視体制の強化を図ります。また、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあら

ゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を推進していきます。

高潮、波浪等による被害の防止や九十九里浜等の侵食対策として、護岸、防潮堤、水門等の海岸保全施設の整備や養浜を実施します。また、河川・海岸の津波対策として数十年から百数十年に一度程度の頻度で襲来が想定される、比較的頻度の高い津波に対する堤防等の整備を推進します。

大雨などによる土砂災害を防止するため、急傾斜地・砂防・地すべり箇所において、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め、市町村による確実な住民避難体制の構築を支援します。また、洪水等による流域下水道施設への浸水被害を最小限にするため防水扉等を設置し耐水化を進めます。

さらに、地震や風水害時においても、水道水の確保と公衆衛生の確保、公共用水域の水質維持がされるよう、水道施設の耐震化及び停電・浸水対策や流域下水道施設の耐震化を更に進めるとともに、工業用水を安定供給できるよう、工業用水道施設の耐震化及び停電・浸水対策を進めます。

鉄道施設については、耐震化を更に促進するため、国及び市町村と協調して、鉄道事業者が行う耐震補強工事を支援します。

加えて、公共事業の円滑な推進や災害からの迅速な復旧には、土地の権利関係の明確化や事業用地の早期取得が必要であるため、一筆ごとの土地の境界確認等を行う地籍調査の推進に取り組みます。

そのほか、将来の担い手不足に対応するため、建設業へ若手が入職しやすい環境を整える取組として、社会保険への加入の徹底や建設現場における週休2日の確保など、労働環境の改善を促進するとともに、建設現場における生産性向上に向けた取組として、ICTの活用や施工時期の平準化など、i-Constructionを進め、さらに、急速なデジタル化や新たな働き方への転換などを背景に、インフラ分野におけるデジタルデータと情報技術を活用したデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進します。

- ・ 災害に強い道路ネットワークの整備
- ・ 耐震強化岸壁の整備の推進
- ・ 県立都市公園の整備推進（再掲）
- ・ 土地区画整理事業・市街地再開発事業の促進（再掲）
- ・ 河川・海岸施設の整備及び耐震化の推進
- ・ 防災関係情報の提供
- ・ 流域治水の推進
- ・ 土砂災害対策の推進
- ・ 流域下水道施設の耐震化及び耐水化の推進
- ・ 上水道・工業用水道施設の耐震化及び停電・浸水対策の推進
- ・ 鉄道施設の耐震化の推進
- ・ 地籍調査事業の推進
- ・ インフラ分野のDXの推進

I-2-①-2 建築物・宅地の災害対策の推進

地震による建築物の被害や人的被害を最小限にとどめるため、市町村と連携しながら、県民への耐震改修などの必要性に関する啓発活動や、耐震対策に係る支援、緊急輸送道路等の沿道に建つ建築物の耐震化促進に係る支援を行うほか、建築士を対象とした耐震診断・耐震改修技術の普及などの施策を推進します。

また、大規模地震等による二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定や、被災宅地危険度判定については、判定士・調整員を養成し、講習会を行うなど判定技術の向上に努めるほか、市町村と連携し、判定実施体制・広域支援体制の更なる整備・充実を図ります。

洪水等による被害を未然に防止するため、建築物の敷地かさ上げや居室の床面高さの引上げなどの住まい方の工夫に係る市町村の取組への支援を行います。

県の所有する庁舎・文化施設・警察施設などの様々な用途からなる公共建築物は、県民への行政サービスの場として、また、災害時の防災上重要な建築物としての役割を担っていることから、利用者の安全を確保するだけでなく、災害時の防災拠点施設としての機能を十分に発揮できるよう、耐震化に取り組んでいきます。

さらに、私立学校の校舎・園舎等の耐震化を緊急に促進するため、学校法人等が実施する耐震診断・耐震改修等に支援を行います。

- ・被災宅地危険度判定士・調整員の養成と判定体制の整備
- ・被災建築物応急危険度判定士の養成と判定体制の整備
- ・耐震診断・耐震改修技術者の養成
- ・庁舎・学校・文化施設等の耐震化の推進

I-2-①-3 農林水産業における災害対策等の推進

農山漁村地域の防災・減災対策の強化に向け、農業用ハウスなどの生産施設の強じん化や排水施設等の機能強化、防災施設や災害に強い漁港施設等の整備を推進するとともに、ハードとソフトを組み合わせたため池の防災・減災対策や、田んぼダムなどを活用した流域治水に資する取組を推進します。

また、農林漁業者の被災リスクの低減を図るため、被災時の事業継続計画（BCP）策定を推進するとともに、収入保険や農業・漁業共済への加入を促進し、災害に備える経営の取組を推進します。

加えて、インフラ施設周辺における風倒木被害の未然防止につながる森林整備や、津波被害の軽減効果等を持つ海岸県有保安林等の整備・再生を進めます。

漁業については、操業時の安全確保のために必要な海況情報の提供のほか、海難事故発生時の迅速かつ的確な連絡体制を確保します。

感染力の高い家畜伝染病については、侵入防止対策等に係る飼養衛生管理基準の遵守徹底と監視体制を強化するとともに、発生に備えた防疫体制の強化を図ります。

- ・農山漁村の防災・減災対策の推進
- ・災害に備える経営の推進
- ・災害に強い森林づくりの推進
- ・家畜伝染病に対する防疫体制の強化
- ・植物防疫対策の推進

政策分野 I - 3 くらしの安全・安心の確保

くらしの安全・安心を実感できるよう、犯罪が起こりにくく、交通事故に遭わない社会づくりを進めます。

施策項目 I - 3 - ① 犯罪の起こりにくい社会づくりと被害者等支援の充実

【目標】

犯罪の起こりにくい、安全で安心して暮らせる社会をつくりまします。

【現状と課題】

これまで、県民・事業者・市町村・県等が連携し、犯罪の発生を抑制したり、犯罪被害に遭わないよう取り組んできたことなどを背景に、県内の刑法犯認知件数は、平成 15 年以降、18 年連続で減少していますが、殺人・強盗などの重要犯罪や高齢者を狙った電話 d e 詐欺の認知件数等は全国的に見て高水準にあります。

また、殺人事件などの凶悪犯罪に発展するおそれもある DV・ストーカー事案や若年層を中心に増加の一途をたどる大麻事案、社会全体におけるデジタル化の加速による新たな形態のサイバー犯罪の発生などにより、県民の安全・安心が脅かされています。

こうした中、本県の警察官一人当たりの人口負担率及び犯罪負担率は、全国でも高い状況にあり、誰もが安全で安心して暮らせる犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するためには、県民一人ひとりの防犯意識の高揚とともに主体的な取組が求められています。

地域における防犯活動の中心である、自主防犯団体は、活動主体の高齢化や後継者不足などにより、活動の縮小を余儀なくされている団体も多いことから、自主防犯団体への必要な支援に加え、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらう必要があります。

また、犯罪被害者等は、ある日突然に生命、財産、心身などに直接的な被害を受けるだけでなく、被害直後から警察への届出など様々な対応が必要となることに加え、周囲の人からの配慮に欠けた言動等の二次的被害に苦しめられることもあり、総合的かつ継続した支援が必要とされています。

さらに、安全で安心な社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、再犯防止対策も重要であり、犯罪をした人等の就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたる課題に対し、再犯防止施策を推進するため、刑事司法機関や警察のみならず、県、市町村、民間団体等、そして県民の理解・協力を得ながら地域社会が一丸となって取り組むことが求められます。

【取組の基本方向】

安全で安心な社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことが重要であることから、関係機関・団体等と連携して、地域の犯罪情勢に即した総合的な犯罪抑止対策と子ども・女性・高齢者を守る取組を推進するとともに、SNS 等による情報発信・広報啓発活動を積極的に実施し、地域の防犯力の向上を図ります。

また、県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙や犯罪組織の壊滅を図るとともに、サイバー空間の脅威に対する総合的な対策やテロの未然防止対策を推進します。

さらに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念の下に、自主防犯団体によるパトロール等の活動を支援するとともに、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらうよう取り組みます。

あわせて、犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう、国や市町村、民間支援団体等の関係機関と連携を強化し、その置かれている状況に応じた必要な支援を行うとともに、県民や事業者が犯罪被害者等の状況や支援の必要性を理解し、二次的被害が生じないための配慮を行うようにするなど、社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成を図ります。

また、罪を犯した人も様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」とであると理解し、円滑な社会復帰を県民の協力を得ながら地域で支えることを通じて再犯を防ぐための取組を進めます。

【主な取組】

I-3-①-1 自主防犯意識の向上と防犯対策の推進

依然として被害の多い電話 d e 詐欺をはじめとした県民の身近で発生する犯罪の抑止に向け、県民・事業者・市町村等との連携を強化するとともに、県民一人ひとりの防犯意識を向上させるため、広報啓発活動を推進します。

特に、電話 d e 詐欺の撲滅に向けては、被害防止強化月間を設定するなど、更なる広報啓発活動を推進するとともに、電話 d e 詐欺・悪質商法被害抑止コールセンターによる注意喚起や電話 d e 詐欺相談専用ダイヤルによる適切な助言など、県民が被害に遭わないように防犯指導を行うほか、金融機関や関係団体等と連携した水際対策を推進します。

また、地域の防犯力を強化するため、自主防犯団体や学生等で構成されるヤング防犯ボランティアの活動を支援するとともに、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらうため、例えば、買い物や犬の散歩など、日々の生活の場面で周囲の様子に目を配るなどの防犯の視点をプラスすることで、子どもや地域の安全を守る「プラス防犯」の取組を推進します。

さらに、市町村が実施する防犯カメラや防犯ボックスの設置などの地域の実情に即した防犯施策への支援を行います。

- ・ 防犯意識の向上や犯罪抑止に向けた広報啓発活動の推進
- ・ 電話 d e 詐欺撲滅に向けた取組の推進
- ・ 県民や事業者、自主防犯団体等による防犯活動の促進
- ・ 移動交番車の弾力的かつ効果的な運用
- ・ 歓楽街総合対策の推進
- ・ 千葉県安全安心まちづくり推進協議会等における関係団体との連携促進
- ・ 防犯カメラや防犯ボックスの設置等の防犯施策への支援

I-3-①-2 犯罪の徹底検挙と犯罪組織の壊滅

安全で安心な県民生活を確保するため、殺人・強盗・性犯罪等の重要犯罪をはじめ、侵入盗・自動車盗等の重要窃盗犯や電話 d e 詐欺など、県民生活を脅かす犯罪の徹底検

挙に努めるとともに、犯罪捜査を支える各種捜査資機材の効果的な活用や優れた捜査官の育成などを推進します。

また、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取締りと暴力団排除活動を両輪とした総合的な暴力団対策や、薬物乱用者の徹底検挙、違法銃器の押収、不法ヤードの実態把握と取締りなど、犯罪組織の弱体化・壊滅に向けた諸対策を推進します。

- ・凶悪犯罪の徹底検挙
- ・重要窃盗犯及び連続的に発生する窃盗犯捜査の推進
- ・電話 d e 詐欺撲滅のための取締りの強化
- ・総合的な暴力団・薬物銃器対策等の推進
- ・在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進

I-3-①-3 サイバー空間に対する総合対策の推進

深刻な情勢となっているサイバー空間の脅威に的確に対処し、安全を確保するため、サイバー犯罪の取締りを行うほか、時機を捉えた情報発信、産学官が連携した中小企業等に対するセミナー、児童・教職員等に対する「ネット安全教室」の開催など、県民が被害者とならないための対策を推進します。

また、サイバー空間の脅威への対処能力の向上を図るため、知見等を有する民間事業者による研修を通じた人材育成や、最新技術に対応した捜査資機材の整備等を推進します。

さらに、サイバーテロは、一度発生すれば県民の安全で安心なくらしに重大な影響を及ぼすことから、重要インフラ事業者等と連携し、脅威情報の共有やサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練を実施し、対処能力の向上を図ります。

- ・サイバー犯罪に対する捜査等の推進
- ・産学官が連携した被害防止対策の推進
- ・解析機器等の捜査資機材の整備・拡充
- ・サイバー攻撃対策の推進

I-3-①-4 テロの未然防止

爆発物原料取扱事業者に対する管理者対策を徹底するとともに、恒久的なテロ対策の枠組みである「テロ対策ネットワーク・CHIBA」を活用し、各加盟事業者への情報発信や共同対処訓練を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進します。

また、関係機関との連携を強化して成田空港等の重要施設に対する警戒警備活動に万全を期します。

- ・「テロ対策ネットワーク・CHIBA」の活動の推進
- ・関係機関と連携した水際対策の推進
- ・不審情報の収集・分析と違法行為の取締りの徹底
- ・テロを想定した訓練の実施
- ・空港等の重要施設に対する警戒警備の実施

I-3-①-5 警察基盤の整備

警察力を強化し、治安課題に的確に対処するため、女性警察官の採用・登用の拡大や通訳人材の募集・登録を推進し、多様な人材を確保していくとともに、多様かつ広範な警察業務に対応するための各種教養や実戦に即した訓練を推進するなど、人的基盤の強化を図ります。

また、110番通報に迅速かつ的確に対処するための通信指令機能及び警察捜査を支える科学捜査力の強化を図るほか、防犯・防災の拠点である警察庁舎の計画的な建て替え・整備を進めるとともに、治安対策や交通対策に必要となる各種装備資機材を整備します。

さらに、県民の利便性を向上させるため、警察業務のデジタル化の推進を図ります。

- ・警察活動を支える人的基盤の強化
- ・各種教養や実戦に即した訓練の推進
- ・通信指令機能の強化
- ・警察捜査のための基盤や装備資機材等の整備
- ・警察署・交番・駐在所の計画的な整備
- ・警察業務のデジタル化の推進

I-3-①-6 DV・ストーカー防止と被害者支援の充実

DVの根絶を目指し、県民一人ひとりがDVに対する正しい理解と認識を深めるための広報・啓発や若者を対象とした予防教育に取り組んでいきます。

また、県内各地域において、相談から生活再建に至るまでDV被害者の状況に応じた様々な支援が実施できるよう体制を強化するとともに、関係機関との情報共有や連絡会議の実施などにより、連携強化を図ります。

さらに、DV・ストーカー事案は、事態が急展開して重大事件に発展するケースもあることから、被害者の安全確保を最優先として、加害者に対しては各種法令を駆使した早期検挙、事件化できない場合であっても指導・警告を早急に実施します。また、被害者等に対しては被害防止に向けたアドバイス、一時避難への支援、関係機関や法制度の教示、特定通報者登録、携帯用緊急通報装置の貸出しなど、保護対策を徹底します。

- ・DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進
- ・安全で安心できる相談・一時保護体制の充実
- ・子どもの安全確保と支援
- ・DV被害者支援のための体制強化
- ・DV被害者の自立に向けた支援
- ・市町村におけるDV対策の促進
- ・DV・ストーカー事案等への迅速かつ的確な対応
- ・DV・ストーカー被害者等の保護対策の推進

I-3-①-7 犯罪被害者等の支援の充実

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう、国や市町村、民間支援団体等の関係機関と連携を強化し、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を行います。特に性犯罪・性暴力被害については、ワンストップ支援体制の充実を図るとともに、被害の根絶に向けた取組を推進します。

また、犯罪被害者等支援に従事する者の育成を行うとともに、市町村及び民間支援団体が行う取組に対して支援を行います。

さらに、犯罪被害者週間における行事や中学校・高等学校等における犯罪被害者遺族等による講演会の開催などを通じ、県民や事業者が犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、社会全体で支える意識の醸成を図ります。

- ・犯罪被害者等に対する相談体制・支援の充実
- ・国・市町村・民間支援団体等の関係機関と連携した犯罪被害者等への支援
- ・性犯罪・性暴力被害者に対するワンストップ支援体制の充実
- ・犯罪被害者等支援に従事する者の人材育成
- ・市町村・民間支援団体に対する支援の充実
- ・犯罪被害者等に対する県民・事業者の理解の促進

I - 3 - ① - 8 再犯防止対策

犯罪をした人等が抱える様々な生きづらさを解消することが、再び罪を犯すことを防ぐ有効な方策であるとの考えに立ち、県と民間団体、国、市町村が連携し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建することができるよう施策を実施していきます。

具体的には、犯罪をした人等に対する就労支援、住居確保支援、薬物依存症対策、関係機関との連携強化などの取組を推進していきます。

- ・社会復帰に向けた包括的支援体制の整備
- ・民間団体・国・県・市町村の連携強化
- ・薬物乱用防止活動等の推進
- ・暴力団の社会復帰支援
- ・少年の立ち直り支援活動
- ・再犯防止に関する啓発活動の推進

施策項目 I - 3 - ② 交通安全県ちばの確立

【目標】

交通事故のない、安全で安心して暮らせる千葉県づくりを進めます。

【現状と課題】

県内の交通事故状況は、発生件数・負傷者数は減少傾向にありますが、令和3年中における交通事故発生件数は13,534件に上り、交通事故死者数は121人で全国ワースト4位であるなど、全国的に見ると依然として交通事故の発生が多い状況です。

誰もが安全で安心して暮らせる千葉県を実現するためには、県民一人ひとりが交通事故防止を自身の問題として考え、行動することが何よりも重要です。

また、歩行者や運転者などそれぞれの道路利用者の視点に立った、交通事故が起こりにくい道路環境を整備するために、関係機関・団体などが連携して取り組むことが必要です。

さらに、特に問題となっている高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用対策、そして、いまだ根絶されていない飲酒運転を含む悪質・危険な運転者対策を重点的に推進していくことが必要です。

【取組の基本方向】

県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、広報啓発活動や交通安全教育を実施します。

交通事故が多発している箇所では、関係機関・団体が共同して行う現地調査等により、事故発生原因の分析等を行い、道路構造や標識などの整備・改善に取り組みます。

また、高齢者や子どもが交通事故に遭わないための取組や高齢者に交通事故を起こさせないための取組を実施するほか、自転車の安全利用を更に徹底するための対策に取り組みます。

さらに、県民の飲酒運転根絶の意識醸成を図り、県民総ぐるみで対策を講じるなど、飲酒運転根絶に向けた環境づくりを一層推進します。

加えて、自動運転等の先進的な技術への対応や激甚化する災害等に対応するための交通安全施設整備の重要性が高まっていることから、これらのニーズに的確に対応します。

【主な取組】

I - 3 - ② - 1 県民総参加でつくる交通安全の推進

交通事故をなくし、安全で住みよい「交通安全県ちば」を確立するため、県民、市町村、企業、関係団体や地域の交通安全推進団体と連携し、春・夏・秋・冬の交通安全運動をはじめとする交通安全対策に取り組みます。

また、各種キャンペーンやホームページのほか、SNS、ラジオや広報紙等を活用して、交通ルールやマナーを啓発するとともに、交通事故発生状況等の情報を提供し、県民一人ひとりの交通事故防止に対する意識の向上を図ります。特に、横断歩道上における交通事故の防止のため、運転者に対し横断歩道における歩行者の優先義務について、

また、歩行者に対し横断歩道の安全利用について、それぞれ周知に努めます。

- ・ 四季の交通安全運動等の実施をはじめとした広報啓発の推進
- ・ 地域に密着した活動を行う交通安全推進隊の整備・支援
- ・ 警察ホームページ等による交通事故情報等の提供
- ・ 横断歩道における歩行者等の優先義務の周知徹底（ゼブラ・ストップ活動）

I-3-②-2 高齢者の交通事故防止対策の推進

高齢者が交通事故に遭わない、起こさないように、高齢者の交通事故の特徴を踏まえた広報啓発活動を推進するとともに、夕暮れから夜間の交通事故を防止するため、反射材着用促進キャッチフレーズ「キラリアップ☆ちば」を活用して、反射材や視認性の高い明るい服装の効果などを積極的に広報します。

また、高齢者を対象にした交通安全教育を実施し、交通事故防止のための知識の向上を図るとともに、地域における高齢者の自主的な交通安全活動を促進します。

さらに、安全運転サポート車の普及促進などに取り組むとともに、運転に不安のある高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりを促進することにより、高齢者が加害者となる交通事故の防止を一層強化します。

- ・ 交通事故分析に基づく高齢者事故の特徴等を踏まえた広報啓発活動の推進
- ・ 反射材や目立つ服装・携行品等の普及と活用の推進
- ・ 高齢者宅訪問活動の推進
- ・ 交通安全シルバーリーダーの育成
- ・ 安全運転サポート車の普及促進
- ・ 運転免許自主返納者に対する支援措置の拡充に向けた取組

I-3-②-3 自転車安全利用の推進

自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上等のため、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」のポイントを踏まえた本県独自の安全利用ルール「ちばサイクルルール」を基に、年齢層に応じた実践的な自転車安全教育を積極的に実施するとともに、自転車安全利用キャンペーンによる広報啓発活動や、自転車損害賠償保険等の加入促進に向けた取組を実施します。

また、高校生が関係する交通事故のうち、高い割合を占めている自転車関連事故を防止するため、高等学校と連携した交通事故防止対策を実施し、高校生の自転車利用時における交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に向けた取組を推進します。

さらに、交通の危険が生じるおそれのある違反などに対しては積極的に指導・警告を行うとともに、酒酔い運転などの悪質・危険な違反者に対しては、検挙措置を講ずるなど、自転車利用者に対する指導取締りを推進します。

加えて、市町村の自転車ネットワーク計画に位置付けられた路線の矢羽根型路面表示等の設置を行うなど、自転車の安全で快適な通行環境の整備を推進します。

- ・ 年齢層に応じた自転車交通安全教育の推進
- ・ 子供自転車免許証の交付による安全利用の意識の醸成
- ・ 自転車の安全利用に向けた広報啓発活動の推進

- ・高等学校と連携した交通事故防止対策
- ・悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りの推進
- ・自転車通行環境の整備推進

I-3-②-4 悪質・危険な運転者対策の強化

「飲酒運転」や、いわゆる「あおり運転」「生活道路等を含む著しい速度超過」等の悪質・危険な運転による交通事故の発生を防止するため、厳正な取締り等を行うとともに、その悪質性や危険性についてあらゆる機会を通じて運転者などに周知啓発を行います。

特に、飲酒運転の根絶に向けては、厳正な取締りを推進するとともに、飲酒運転した者のみならず、車両や酒類を提供した者、また、要求・依頼して同乗した者などに対する罰則規定を積極的に適用していきます。

さらに、広く県民が参加する行事等を通じて、飲酒運転根絶の気運醸成を図るほか、企業や団体等による「飲酒運転根絶宣言」の促進や飲酒運転根絶協議会の活性化等、飲酒運転を「しない・させない・許さない」社会環境づくりを推進します。

- ・飲酒運転など悪質・危険な運転に対する厳正な取締りの実施
- ・飲酒運転を「しない・させない・許さない」社会環境づくりの推進

I-3-②-5 交通安全教育の充実

交通安全の必要性及び知識を普及し、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、幼児から高齢者まで、年代に応じた交通安全教育を実施します。

また、交通安全教育に当たっては、保護者、学校、地域等と連携するとともに、模擬信号機等の交通安全教育補助機材を活用して、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するほか、交通安全に関する動画を作成し、警察公式SNSで配信するなど、効果的に実施します。

- ・年齢層に応じた交通安全教育の推進
- ・地域や事業所等における交通安全教育の推進
- ・警察公式SNSを活用した交通安全教育の推進
- ・安全運転管理者等による運転者管理の徹底
- ・幼児教育指導者を対象とした交通安全教育の実施

I-3-②-6 交通安全環境の整備

安全で快適な交通環境を整備するため、道路管理者や警察・関係団体等が協力して実施する交通事故多発箇所の共同現地診断や、交通事故の原因を科学的・総合的に調査分析を行う交通事故調査委員会の検討結果などを生かし、交差点の改良や通学路などの歩道の整備、注意喚起の路面標示など、道路交通環境の整備・改善を進めます。

さらに、交通安全施設整備に際しては、高齢者対策、通学路等対策、災害対策、自動運転等の技術などの新たなニーズにも的確に対応していきます。

- ・交通事故多発地点における共同現地診断の実施
- ・交通事故調査委員会の開催

- ・交通安全施設の整備
- ・道路環境の整備と改善

I-3-②-7 交通指導取締りの強化

飲酒運転や、無免許運転、速度超過違反のほか、歩行者妨害、信号無視といった交差点関連違反などの交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び道路交通上の迷惑性が高い放置駐車違反に重点を置いた取締りを行います。

さらに、多角的な交通事故分析の結果と県民からの意見・要望を踏まえ、交通事故防止に効果的な時間、場所を選定した交通指導取締りを行います。

あわせて、交通指導取締りを効果的に行うための資機材の整備を図るほか、悪質な放置違反金未納者に対しては、引き続き、差押えなどの徹底した徴収を行います。

- ・交通事故発生状況の分析に基づく効果的な指導取締りの推進
- ・違法駐車対策の推進
- ・交通取締用装備資機材の整備・拡充

I-3-②-8 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

客観的証拠に基づいた適正な交通事故事件捜査を行うとともに、重大・悪質な交通事故事件の発生に際しては、初動段階から組織的かつ重点的な捜査を行います。特に、飲酒運転、信号無視、無免許運転や妨害運転等が疑われるものについては、危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れて捜査を行います。

また、ひき逃げ事件については、交通鑑識資機材や常時録画式交差点カメラ等の有効活用による被疑者の早期検挙に努めます。

さらに、事業活動に関して行われた過労運転、過積載運転等に起因する交通事故事件については、使用者等の責任を追及していくほか、自動車整備事業者等による不正車検や不法改造等、交通の安全を脅かす犯罪に対しても積極的に取締りを行います。

- ・危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた適正かつ緻密な捜査の推進
- ・ひき逃げ事件や交通特殊事件等に対する徹底捜査
- ・緻密かつ科学的な交通鑑識活動の推進
- ・交通事故事件捜査用資機材の充実

施策項目 I - 3 - ③ 消費生活の安定と向上

【目標】

県民が、安全で安心な消費生活を送れる社会をつくります。

【現状と課題】

デジタル化の進展による電子商取引の拡大や高齢化の進行、成年年齢の引下げなど、経済・社会が変化する中、消費者問題はより多様化・複雑化し、被害もより深刻化しています。

そのため、消費生活相談員の増員をはじめとする相談窓口の充実や消費者の自立を支援する対策を講じていますが、依然として消費者トラブルは後を絶ちません。

令和2年度に、県・市町村に寄せられた消費生活相談は約5万5千件で、その4割近くを60歳以上の高齢者が占めるとともに、若年層を中心にSNSに関連した相談が多く寄せられています。特に昨今、新型コロナウイルス感染症の拡大や台風等による災害の発生に乘じ、人の不安感につけ込んだ悪質商法事犯等が発生しています。

このため、消費生活相談体制や国や市町村との連携、家族や地域による見守り体制のより一層の充実など、消費者トラブルを未然に防ぎ、消費者の安全・安心を確保するための取組が求められています。

また、消費者自身が正しい情報を見極める力、合理的に判断し考える力など、消費者被害防止に向け必要な能力・知識を身に付けるため、市町村や教育関係機関、消費者団体、事業者団体などの関係機関と共に消費者教育を推進する必要があります。

さらに、近年、消費者には、商品やサービスの選択に当たり、障害のある人の支援につながる商品、フェアトレード商品、エコ商品、地産地消や被災地産品の消費など、人、社会、環境及び地域に配慮した消費をする「エシカル消費」を意識した行動が求められています。

そのほか、食による最も身近な健康被害である食中毒事件が後を絶たないことから、食品の生産から消費に至るまでの総合的な安全対策が必要となっています。

【取組の基本方向】

県民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、市町村の消費生活相談体制の充実に向けた支援や市町村と県消費者センターとの連携の強化を進めるとともに、消費生活相談窓口の周知を図ります。

また、関係機関と共に、消費者の自立支援、家族や地域での見守りの促進、若年者の消費者被害の未然防止、「エシカル消費」の普及促進に向けて、消費者教育や情報提供などの事業を推進するとともに、悪質事業者に対する指導を強化します。

さらに、他人名義の預貯金口座や携帯電話など、犯罪を助長し、又は容易にする基盤となる「犯罪インフラ」を生まない社会づくりに資するため、口座詐欺や携帯電話不正取得詐欺等を積極的に取り締まるなど、犯行ツール対策を徹底するほか、関係機関・団体と連携して、複雑・巧妙化する犯罪手口に関する県民への広報啓発活動を推進します。

そのほか、県内で製造、生産又は流通する食品の安全性の確保に努めます。

【主な取組】

I-3-③-1 相談・支援体制の充実

県民にとって身近な市町村における消費生活相談体制の充実強化を図るため、研修や巡回訪問など消費生活相談員の資質向上に向けた支援を行うとともに、消費者被害を防ぐために、家族や地域での見守りを促進するなど、どこに住んでいても適切な消費生活相談を受けられる体制づくりを進めます。

- ・市町村相談体制等への支援
- ・県消費者センター等の相談体制の充実
- ・地域の見守り体制の充実

I-3-③-2 ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進

消費者の自立の支援や被害の防止、「エシカル消費」の理解促進などを行うため、教育機関等と連携し、ライフステージに応じた消費者教育を推進するとともに、消費者向け講座の開催等を通じた学習の機会を提供します。

- ・自立支援講座の実施
- ・消費者被害情報の提供
- ・教育機関等との連携による消費者教育の推進

I-3-③-3 悪質事業者対策の強化

不当な取引行為を行う事業者及び過大な景品類の提供や不当表示を行う事業者に対する指導を強化します。

また、ヤミ金融事犯や悪質商法事犯に対しては、積極的な取締りを実施するとともに、被害の拡大を防止するため、犯罪に利用された預貯金口座を凍結するための金融機関への情報提供や関係機関・団体と連携した啓発活動を行います。

- ・適正な取引・表示の推進
- ・ヤミ金融事犯や悪質商法事犯対策の推進
- ・悪質・巧妙化する手口の県民への周知

I-3-③-4 食の安全と消費者の信頼確保

食品等営業施設への効果的な監視指導や食品検査を実施するとともに、食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理の指導を実施します。

また、県民の健康の保護を最優先し、食品の生産から消費に至る総合的な安全対策及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。

- ・食品等営業施設の監視指導
- ・検査機器等の整備及び精度管理の徹底
- ・県内で製造・生産・流通する食品等の検査
- ・食品の適正表示
- ・農林水産業における肥料・農薬等の適正使用の推進（再掲）
- ・農林水産物における放射性物質等のモニタリング検査の実施

- ・食品等事業者に対するHACCPに沿った衛生管理の指導
- ・リスクコミュニケーションの開催

第Ⅱ項 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

政策分野Ⅱ－１ 経済の活性化

今後、本県経済は、ウィズコロナを前提とした生活様式の変化や、デジタル化の進展、脱炭素社会への取組など、社会経済の大きな変革を迎えることとなります。こうした中にあっても、農林水産業や観光業との連携などにより、次世代に求められる総合力の高い産業を創出し、地域の新たな雇用につなげていきます。

これらに加え、成田空港の更なる機能強化や圏央道、北千葉道路などの広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化により、東京に隣接する立地優位性を高め、さらには、豊かな自然環境など本県独自の特性を生かし、千葉ならではの自立性の高い経済圏を確立します。

施策項目Ⅱ－１－① 産業の振興と企業立地の促進

【目標】

京葉臨海コンビナートの競争力強化を図るとともに、千葉の未来を支える成長分野の振興や企業・MICEの誘致の促進、県内企業による新製品・新技術の開発への支援などにより、県経済の活力向上を図ります。

【現状と課題】

本県経済は、様々な個性や高い技術力を持つ中小企業や、京葉臨海コンビナートに立地する企業などの製造業等に支えられていますが、人口減少や、SDGs・カーボンニュートラルへの対応、国際競争の激化等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした事業環境の変化などの様々な社会的課題に直面しています。

他方で、今後は、圏央道の全線開通や北千葉道路の整備、成田空港の更なる機能強化等により本県の広域交流拠点としての優位性向上が見込まれており、東京都に隣接しながら豊かな自然環境に恵まれるという地域特性との相乗効果も期待されます。

本県産業の活力をより高めていくためには、戦略的な企業誘致を進めるとともに、本県の強みである大学等の最先端の研究拠点等を生かした新たな産業の振興を進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

本県経済の要であり、日本を代表する素材・エネルギー産業の拠点である京葉臨海コンビナートについて、新たな時代における更なる競争力強化のため、水素の利活用等に係る投資を促す環境づくりを、地元市、立地企業等と一体となって進めます。

また、高い技術力を持つ企業や国内でも最高水準の研究機関・大学が集積している強みを生かし、社会ニーズを捉え、健康・医療・食品・環境・エネルギーなど、本県の未来を支える新産業の振興を図ります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動きも踏まえ、企業による再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、洋上風力発電の導入や未利用エネルギーの活用に

ついて、地域振興の観点も踏まえた取組を進めます。

地域経済の活性化を図るため、中小企業による地域資源を活用した取組を支援するとともに、ベンチャー企業や研究開発型企業などによる新製品・新技術の開発を活性化させるため、産学官・企業間の連携促進や産業を支える技術の高度化など、県内企業による技術開発への支援を進めます。

さらに、地域に定着し発展していく企業を戦略的に誘致するため、市町村との連携や民間活力等の導入を図りながら産業用地の整備を進めるとともに、民間企業の事業拠点の移転・集約化、高付加価値化に向けた新たな設備投資を促進するため、社会経済情勢の変化を捉えた効果的な支援制度・体制を構築していきます。

海外市場を視野に入れた中小企業の販路開拓などを支援するため、JETRO等の関係機関と連携した貿易投資相談や専門家派遣、展示会等への出展支援などを行うとともに、感染症対策など新しい時代に対応した手法も取り入れながら、幕張メッセ等へのMICEの誘致に努めます。

【主な取組】

Ⅱ－１－①－１ 京葉臨海コンビナートの競争力強化

京葉臨海コンビナートは、石油精製、石油化学、鉄鋼など素材・エネルギー産業の国内最大の製造拠点であるとともに、それらの研究所も立地する中核的な拠点であり、本県の製造品出荷額等の5割を超える本県経済の要であることから、脱炭素社会の時代にあっても、その競争力強化は本県経済の活性化を図る上で重要です。

これまでも国内需要の動向や世界規模での競争の激化等に対応して事業の再編や高度化等が図られているところですが、さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、水素の利活用や新素材の開発など様々な取組が進められています。

このため、コンビナートの投資環境の向上につながる規制緩和の促進などとともに、カーボンニュートラルの実現に向けた取組に対し、企業間連携の促進や事業の高度化に向けた再投資などの支援を通じ、生産性の向上や新たな投資を促す環境づくりを地元市、立地企業と一体となって進めます。

また、中核人材の育成などの基盤業務について、企業間連携による共同化を促進するなど、事業者の負担軽減等に資する取組を進めるほか、工業教育との連携による担い手の育成を進めます。

さらに、工業用水について計画的に施設更新・耐震化を行うことで、持続可能な工業用水道事業を構築し、安定的な用水供給を図ります。

- ・京葉臨海コンビナートの生産性の向上や事業環境の改善
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組支援
- ・コンビナートを支える人材の能力向上や担い手の育成
- ・工業用水の安定供給

Ⅱ－１－①－２ 新産業の振興

国際競争の激化や新型コロナウイルス感染症拡大の長期化などに伴う事業環境の変化、少子高齢化や人口減少など様々な社会的課題に直面する中、本県産業の活力を高め

ていくためには、高い技術力を持つ企業や産業支援機関・研究機関・大学等が集積する本県の強みとポテンシャルを産業に生かしていくことが重要です。

このため、国内外の市場拡大が見込まれる健康・医療分野については、医療機関等との連携を進め、専門人材による製品開発から販路開拓に至る伴走支援を行い、優れた技術を持つ中小企業による新たな医療機器等の開発を促進します。

また、バイオ産業については、かずさDNA研究所を中心とした産学官ネットワークを生かして、共同研究や技術的な支援を行うとともに、応用・実用化研究を推進し、健康医療や農業、環境などの幅広い分野で、研究成果の社会還元や産業支援を通じて、バイオエコノミー社会の実現に向けた取組を進めます。

- ・健康・医療ものづくり産業の振興
- ・かずさDNA研究所を中心としたバイオ産業の振興
- ・ものづくり中小企業におけるIoT等の活用に向けた支援
- ・中小企業のデジタル技術を活用した変革の支援

Ⅱ－１－①－３ 再生可能エネルギー産業等の振興

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、ワンストップ窓口での相談対応による民間事業者の支援や、市町村と連携した企業・商工団体等の再生可能エネルギー等の導入に向けた検討の支援などを行っていきます。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札として期待される洋上風力発電の導入促進と、それによる地域経済の活性化に向けた取組を進めていきます。なお、洋上風力発電の導入促進に当たっては、漁業との協調・共生が重要であるため、漁業者の理解の下、関係機関等との連携を図ります。

また、水素エネルギー等については、素材・エネルギー産業のほか、交通や物流など幅広い分野での利活用が見込まれることから、国や市町村、民間事業者と連携し利活用に向けた検討を進めていきます。

- ・地域と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援
- ・再生可能エネルギーの導入に係るワンストップ窓口での相談や対応
- ・洋上風力発電の導入による地域経済の活性化支援
- ・本県の特徴を生かした水素の利活用の検討

Ⅱ－１－①－４ 豊富な地域資源を生かした地域経済の活性化

県内中小企業が、本県の豊かな農林水産物や観光資源等の地域資源を活用して新商品を開発し、地域活性化につなげていくためには、同じく地域活性化に取り組む企業や農林漁業者などとネットワークを構築し、一体となって地域ブランド力の強化を図ることが必要です。

そこで、県内中小企業を中心に、地域が連携して取り組む地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や、商品改良、販路開拓などを支援します。

また、県内中小企業と農林漁業者がそれぞれの経営資源を有効に活用し、連携して事業を行う農商工連携や6次産業化の取組を促進します。

- ・豊富な地域資源を活用した商品開発や販路開拓等の支援

- ・農商工連携や6次産業化等の支援

II-1-①-5 産学官連携やベンチャー企業の育成によるイノベーションの促進

県内企業が、健康・医療や環境・エネルギーなどの新たな社会ニーズに対応した新製品・新技術の開発を行うためには、産学官が連携し、課題の克服に向けた取組を行うことが必要です。

このため、専門のコーディネーターを設置し、企業相互間、企業・大学間の共同研究のためのネットワークの形成促進やマッチングを図り、国等の競争的資金を活用することなどにより、社会ニーズに対応した新製品・新技術の研究開発を支援します。

また、東葛テクノプラザ、かずさインキュベーションセンターなどのインキュベーション施設の利用促進や、インキュベーション・マネージャーなどによる企業の成長段階に応じた多面的な支援や千葉県バイオ・ライフサイエンス・ネットワーク会議などの産学官連携団体や中小企業ネットワークを用いた企業間交流など、魅力ある支援策を推進することにより、ベンチャー企業の育成や、既存の中小企業の研究開発型企業への転換を図ります。

さらに、県内経済団体や企業など、民間活力を積極的に取り入れ、ベンチャー企業の育成支援を推進します。

- ・専門人材を活用した産学官・企業間連携の促進
- ・大学等のシーズと企業ニーズとのマッチングの促進
- ・インキュベーション施設等による中小・ベンチャー企業の支援
- ・高度な研究開発、成長分野に関わる研究開発への支援
- ・民間団体等と連携したベンチャー企業の育成・支援
- ・ネットワーク活動による産学官連携の推進
- ・かずさDNA研究所を中心としたバイオ産業の振興（再掲）
- ・健康・医療ものづくり産業の振興（再掲）

II-1-①-6 産業を支える技術の高度化

中国やアジア諸国の技術力向上に伴う国際競争の激化や新型コロナウイルス感染症の影響等により、企業ニーズは複雑化、高度化しています。

県産業支援技術研究所、東葛テクノプラザなどの支援機関の機能を十分に確保し、国や民間団体等と連携し、中小企業の身近な相談相手として、様々な技術的課題に対する相談や、実用化・商品化に向けた技術開発支援、知的財産に関する相談、研修事業を実施し、技術力の向上を図ります。

また、IoT・AI等の技術革新の動向を見据え、産業支援機関、研究機関等と連携しながら、県内中小企業の生産現場等における生産性向上などに向けた取組や、デジタル技術を活用した企業内の様々な変革を推進するため支援を行います。

さらに、このような試験研究機関としての支援機能を強化するため、計画的な研究施設の再編整備の検討を進めます。

一方、若者のものづくり離れや技能者の高齢化が課題になっていることから、県立高等技術専門校において、小・中・高校生等を対象にした体験教室を開催することで、も

のづくりへの関心を高めるとともに、在職者向けの訓練を実施し、技能・知識のスキルアップや資格取得を支援します。

- ・産業支援技術研究所等による中小企業等への技術支援
- ・知的財産の保護及び活用支援
- ・雇用に結び付く効果的な職業訓練の実施
- ・地域の企業等のニーズに応じたものづくり若手技術者の育成（再掲）
- ・海外製品規格への対応の支援

Ⅱ－１－①－７ 地域の特性に応じた戦略的な企業誘致の推進

国内外からの企業誘致を一層推進するため、トップセールスや企業訪問等を効果的に行い、本県の魅力を積極的にアピールするなど、あらゆる機会を捉えて本県の持つ立地優位性を発信します。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会情勢の変化、カーボンニュートラルの実現に向けた技術革新及びデジタル技術の進展等により今後成長が見込まれる産業、健康医療・脱炭素（洋上風力・水素エネルギー等）・食品などの県内の有望産業、対日投資の増加が見込まれる産業等に対し、企業立地支援制度の充実を図るとともに、市町村、民間事業者を通じた産業用地情報の収集・活用、さらには、国際投資を支援する機関との連携により、県内への立地を支援します。

また、立地企業補助金や地域未来投資促進法、地域再生法等に基づく支援措置等を活用し、本県経済の活性化に資する産業の本社機能、工場、研究所、流通加工施設等の誘致を推進するとともに、県内企業の事業の高度化、サプライチェーンの強じん化等に伴う生産拠点の強化に向けた再投資などを支援します。

さらに、首都圏の広域的な幹線道路ネットワークを形成するアクアラインや圏央道沿線に近接するかずさアカデミアパーク及び周辺地域への企業誘致を進めるため、成長性のある業種を重点対象とした誘致活動や立地企業への継続的なフォローアップ等を行うとともに、人口減少等により増加傾向にある空き公共施設への企業誘致により、地域の雇用の場が創出されるよう、施設の魅力的な情報発信を行うなど、市町村と企業とのマッチング促進に取り組みます。

企業誘致の受け皿となる産業用地の確保に向けて、県・市町村・民間企業のそれぞれの強みを生かし、高速道路インターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺及び成田空港周辺等への産業用地整備を市町村と連携しながら推進するなど、地域の実情に応じた産業用地の確保に取り組みます。

- ・本県の地域特性や立地優位性を生かした企業誘致の推進
- ・外資系企業の誘致
- ・かずさアカデミアパーク及び周辺地域への企業誘致
- ・地域の実情に応じた企業誘致の受け皿となる産業用地整備の推進
- ・県内企業の事業の高度化等に伴う再投資への支援
- ・工業用水の安定供給（再掲）

II-1-①-8 県内企業の海外取引・輸出の促進

国内市場が縮小し、また、アジア諸国を中心とした海外の中間層・富裕層が増加する中、海外需要の獲得は企業の売上向上のためには重要ですが、一方で、中小企業はそのノウハウや専門人材、情報の不足など、乗り越えるべきハードルやリスクが多岐にわたることから、海外市場を視野に入れた中小企業の販路開拓などを支援します。

具体的には、JETRO千葉などと連携して貿易投資相談を実施し、窓口相談から専門家派遣、展示会等への出展支援など海外ビジネスに対する集中支援を行っていきます。

- ・国際展開に係る実務支援の実施
- ・貿易・投資相談の実施
- ・中小企業の販路開拓支援
- ・海外販路拡大セミナー等の開催
- ・海外に向けたPRと商談機会の創出
- ・輸出に取り組む団体への支援

II-1-①-9 MICEの誘致促進と幕張メッセの競争力強化

本県における国際会議や展示会などのMICE産業振興、地域経済の活性化及び開催都市の国際的ブランドイメージの構築を図るため、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローを通じてMICE誘致・支援事業を展開するとともに、市町村やMICE関係事業者との連携を強化し、アフターMICEの魅力向上についても研究を進めながら、本県のMICE競争力をより一層高めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、多数の出展者や顧客などの来場者への衛生対策を徹底していきます。

さらに、従来型のビジネススタイルが大きく変革することが見込まれることから、オンラインと併用したハイブリッド型の新たな展示会スタイルを探求するとともに、株式会社幕張メッセと連携して、これからの時代をけん引する成長産業の展示会など地域や関連産業への波及効果が高い分野のイベント等の誘致を進めていきます。

あわせて、千葉市との連携を深めて、幕張新都心の持つ魅力や個性を高めていきます。

- ・公益財団法人ちば国際コンベンションビューローを通じたMICEの誘致・開催支援
- ・市町村や関係団体等との連携によるMICEの誘致
- ・幕張メッセの機能向上と展示会・イベント等の積極誘致
- ・元気な幕張新都心をつくる縣市連絡会議の開催

施策項目Ⅱ－１－② 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化

【目標】

経済環境の目まぐるしい変化に対応し、成長していく中小企業の経営基盤の強化を進めます。

【現状と課題】

県内企業の99.8%を占める中小企業は、本県経済を支える存在として、また、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与していますが、現在は、資金・人材等の経営資源の不足、経営者の高齢化等の課題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな打撃を受けています。

今回の感染拡大を契機としたデジタル化の進展などの環境変化に対応する新しいビジネス展開の重要性が増していますが、経営資源の限られる中小企業においては、独自の対応が困難な状況にあります。

【取組の基本方向】

デジタル化への対応や環境・社会に配慮した経営等の課題解決や、業態の転換などによる事業の再構築等を目指す意欲ある企業を、ワンストップ窓口や専門家派遣等によりきめ細やかに支援し、生産性の向上等を促進します。

担保力や信用力が乏しい中小企業が、円滑に資金調達を行えるよう、借入負担の軽減や信用補完制度の充実に取り組みます。

中小企業が、地域資源を活用して独自に開発した商品について、ブランド力の向上や販路開拓などの支援により、販売促進に努めます。

新たな発想による起業・創業を促進し、多様な起業家を育成するため、情報提供から資金繰り、経営支援、人脈づくりまで一貫した支援を行います。

中小企業の経営者や人事担当者に向けてセミナーや研修を開催し、採用力の向上を図るとともに、在職者を対象とした訓練の実施等により人材育成を支援します。

経営者の高齢化等を踏まえ、地域で培われた技術や雇用を守るためにも、M&Aなどの多様な手法も取り入れながら、事業承継について、きめ細やかな支援を行います。

地域の商業機能を確保するため、商店街をはじめとする多様な主体による意欲ある取組を支援するとともに、次代を担う若手事業者の育成支援などを行います。

【主な取組】

Ⅱ－１－②－１ 中小企業・小規模事業者の経営力の向上

新型コロナウイルス感染症拡大による県内中小企業への影響は深刻であり、より一層厳しい経営環境下に置かれている中小企業者が抱える経営、金融、技術、ICT等の様々な課題を解決するとともに、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するよう、チャレンジ企業支援センター等においてワンストップで相談に応じるほか、必要に応じて専門家

派遣、情報提供を行うなど、企業の取組を総合的に支援します。

また、地域の総合的な支援機関である商工会や商工会議所が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する取組や地域の特色を踏まえた意欲的な取組について支援を行います。

- ・チャレンジ企業支援センターにおける経営革新計画作成等の支援
- ・商工会・商工会議所等への支援
- ・中小企業に対する情報発信
- ・よろず支援拠点における総合支援機能の強化
- ・プロフェッショナル人材の採用に向けた支援

Ⅱ－１－②－２ 資金調達の円滑化

担保力や信用力に乏しい中小企業が資金調達を円滑に行うことができるよう、借入負担の軽減や信用補完制度の充実に取り組みます。

また、中小企業振興資金「創業資金」の利用に伴う信用保証料の一部を補助することなど、県内における起業・創業や中小企業の経営力向上、販路開拓などを支援します。

- ・中小企業に対する金融支援
- ・クラウドファンディング等の活用による資金調達等支援

Ⅱ－１－②－３ 販路開拓の促進

中小・ベンチャー企業が独自に開発した優れた製品の市場性やブランド力を高めて、売れる製品づくりを促進します。

また、県内外企業との取引拡大のため、商談会の開催や販路支援相談員による相談・支援のほか、受発注開拓員（専門指導員）が企業を巡回訪問し、新規取引先企業の紹介やあっせん等を実施するなど、中小企業の販路開拓を支援します。

- ・専門家による総合的なアドバイスの実施
- ・ものづくり認定された優れた製品などに関する情報の発信
- ・下請取引の振興
- ・市場開拓のための展示会出展支援

Ⅱ－１－②－４ 起業・創業の促進

新たな発想による起業・創業をこれまで以上に促進するとともに、女性・若者・シニア等を含めた優秀な起業家を育成していくため、啓発から起業支援、経営支援、人脈づくりまで一貫した支援を行います。

また、地域特有の需要を掘り起こし、地域に根付いていく起業・創業を促進するため、市町村や支援機関と共に、地域における創業支援を進めます。

- ・チャレンジ企業支援センターにおけるワンストップ支援
- ・イベント等の開催による起業機運の醸成
- ・起業家の育成・経営支援、起業家同士による交流の促進
- ・中小企業に対する金融支援（再掲）
- ・クラウドファンディング等の活用による資金調達等支援（再掲）

- ・市町村における創業支援体制の整備推進

Ⅱ－１－②－５ 中小企業等の人材確保・育成支援

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、中小企業においても、今後は、新分野への参入やテレワーク等のデジタル化に対応するため、新しいタイプの人材が必要となることを見込まれます。このため、中小企業が必要とする人材を把握するとともに、中小企業における人材不足に対応するため、経営者や人事担当者向けに、人材採用強化に向けたセミナー・研修を開催するとともに、企業の魅力発信や、求職者との交流イベントの実施により、中小企業の採用力向上を支援します。

また、県立高等技術専門学校において、民間の訓練機関が取り組みづらい、ものづくり分野の職業訓練を実施し、主に地域の中小企業に対して一定の技能を習得した人材を供給するとともに、在職者訓練を実施し、技能・知識のスキルアップや資格取得を支援します。

さらに、障害者雇用を検討している企業に対して、企業支援員の訪問等による相談支援を実施し、雇用環境づくりのアドバイス等を行います。また、障害のある人を雇用している企業に対して、雇用管理上のアドバイスや定着支援等を行います。

企業の新商品開発や新規販路開拓などの成長戦略実現に向け、都市圏の大企業の勤務経験者等、経営改善をリードしていく人材の採用を支援するため、プロフェッショナル人材戦略拠点を運営します。

- ・中小企業への人材採用・定着支援
- ・雇用に結び付く効果的な職業訓練の実施（再掲）
- ・在職者への能力開発支援（再掲）
- ・障害者雇用の促進と定着支援
- ・プロフェッショナル人材の採用に向けた支援（再掲）

Ⅱ－１－②－６ 事業承継支援

経営者の高齢化等に伴い、地域に根差した中小企業の事業承継は、これまで以上に重要かつ喫緊の課題となってきます。このことを踏まえ、事業承継に関する相談窓口である千葉県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携し、「親族内承継」に対しては、事業承継計画の策定、課題解決のための専門家派遣等のきめ細やかな支援を行い、「第三者承継」に対しては、後継者がいない事業者と、事業引継を希望する企業間のマッチングやM&Aに関する支援を行うとともに、関係機関と連携し、事業承継に関するセミナーを開催します。

特に、事業承継、後継者問題が深刻な地域においては、共通認識を図るための合同勉強会の開催等、市町村や地域金融機関、商工団体との連携強化を図ります。

- ・千葉県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携した支援強化
- ・市町村・金融機関・商工団体との連携強化

Ⅱ－１－②－７ 商店街の活性化支援

地域の商業機能を確保するため、商店街をはじめとする多様な地域商業の担い手が行

う地域の課題解決や、にぎわいづくり、消費者のニーズに応じた取組など、地域の意欲ある取組を支援するとともに、次代を担う若手事業者の育成に向けた講座の開催やネットワークづくりへの支援を通じて、商店街活動の活性化を図ります。

また、「事業者の地域貢献に関するガイドライン」に基づき、企業の地域貢献活動の促進等の取組を進めます。

- ・商店街のにぎわいづくりへの支援
- ・商店街若手リーダーの育成
- ・商店街連合組織の機能強化
- ・「商店街の地域貢献に関するガイドライン」による取組促進

施策項目Ⅱ－１－③ 雇用対策と人材の育成・確保

【目標】

地域の産業を担う人材を確保・育成するため、効果的な職業能力開発を推進するとともに、県民一人ひとりの希望する「働き方」がかなうよう、きめ細かい就労支援に取り組みます。また、企業における働き方改革を推進します。

【現状と課題】

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少により、労働力の一層の減少が見込まれます。

こうした中、あらゆる県民が個性と能力を発揮し、社会で活躍するためには、雇用対策の推進や、多様な働き方の実現に向けた環境づくり、地域の実情や、企業ニーズを踏まえた人材育成などの取組を進めていくことがより一層必要になります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワーク等の新しい働き方への期待が高まっており、それらへの対応が求められています。

【取組の基本方向】

若者・女性・高齢者等の就労・定着を支援するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、相談から就職までの一貫した支援に取り組みます。

求職者を対象に職業訓練を実施し、社会ニーズに応える人材を育成するとともに、高齢者のスキルアップや、「ものづくり」分野の技能承継のための若年技能者の育成等を行います。

障害のある人については、職業訓練等の支援を行うとともに、企業や事業所等に対して、雇用促進の取組を行います。

働き方改革やテレワーク導入に取り組む企業に対して、アドバイザー派遣等により支援を行います。

【主な取組】

Ⅱ－１－③－１ 雇用の促進と多様な就労の支援

新規学卒者や、フリーターなどの若年者、就職氷河期世代、出産・子育て等で離職した女性、高齢者、障害のある人等を対象として、ハローワークや関係機関との連携の下、相談から就職までの一貫した就労・定着支援に取り組みます。

また、県内各地域の特色のある企業や成長産業など人材を必要としている企業等への就労促進に努めます。

- ・ 正規雇用での就労を希望する若年者に対する支援
- ・ 若年無業者等の職業的自立支援
- ・ 正規雇用での就労を希望する就職氷河期世代に対する支援
- ・ 出産・子育て等で離職した女性や中高年齢者の就労支援
- ・ 障害のある人に対する就労・定着支援
- ・ ハローワークとの連携強化による支援

- ・生活困窮者自立支援制度による就労支援

Ⅱ－１－③－２ 産業界のニーズに応える人材育成

離職者・転職者をはじめとする様々な求職者を対象に、高等技術専門校や大学、専修学校、NPO法人、企業などの教育訓練機関を活用しながら、地域や企業のニーズに応じた効果的・効率的な職業訓練を実施するとともに、デジタル技術の社会実装に対応していくために不可欠である基礎的なITリテラシーなどの習得に向けた訓練コースや、訓練カリキュラムの導入・拡充を進めます。

また、若者のものづくり離れや技能者の高齢化により技能の振興や継承が課題となっていることから、若者のものづくりに対する関心を高め、若年技能者を育成するため、県立高等技術専門校において、ものづくり分野の職業訓練を実施し、主に地域の企業に対して一定の技能を習得した人材を供給するほか、卓越した技能者に光を当てる取組を推進します。

- ・雇用に結び付く効果的な職業訓練の実施（再掲）
- ・在職者への能力開発支援
- ・高等技術専門校と地域等との連携強化
- ・ものづくり分野等における技能の振興・継承
- ・地域の企業等のニーズに応じたものづくり若手技術者の育成

Ⅱ－１－③－３ 多様な働き方の実現に向けた環境の整備

人々の価値観や生活が多様化するとともに、「新しい生活様式」への対応など、働き方にも変化が生じている中、全ての県民が自身のライフスタイルに合わせてそれぞれの意欲と能力を生かして働くことができる職場環境の整備を図るため、ワーク・ライフ・バランスについての県民、企業等の意識啓発を図るとともに、働き方改革やテレワーク導入に取り組む企業に対してアドバイザーを派遣するなど、企業の取組を支援します。

また、専修学校等における託児付き職業訓練や市町村との共催による県内各地での出張セミナーなど、各種の就労支援を実施するほか、労働関係法や正しい労働知識の普及啓発を図るとともに、複雑で多様化する労働問題や心の健康問題に対する労働相談等の実施、幅広く悩みに対応する相談体制の充実等、誰もが安心して元気に働き続けられる職場環境づくりを促進します。

- ・働き方改革の推進
- ・労働関係法等の知識習得を目的としたセミナー等の実施
- ・一般労働相談・特別労働相談の実施
- ・女性のための職業能力開発支援

施策項目Ⅱ－１－④ 成田空港の更なる機能強化と空港を活用した県経済の活性化

【目標】

成田空港の更なる機能強化に合わせた地域の発展を促進するとともに、空港の利活用の促進や県内外との交通アクセスの更なる充実により、本県経済の活性化を目指します。

【現状と課題】

成田空港は、豊富な国際線ネットワークを有する日本の空の表玄関であるとともに、航空貨物においても国内最大の取扱量を誇る我が国の経済発展のために欠かすことのできない施設です。

平成27年3月に第3旅客ターミナルが完成したことにより、年間発着容量が30万回となり、同年9月からは、引き続き増大が見込まれる首都圏の旺盛な航空需要に対応していくため、年間発着容量50万回に向け、国・県・空港周辺9市町（成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町）及びNAAの四者の間で、第3滑走路の新設などを含む「成田空港の更なる機能強化」の検討が進められてきました。

四者は平成30年3月の四者協議会において、更なる機能強化の実施について合意し、令和2年1月には国が航空法に基づく空港等変更許可を行ったところであり、今後、空港及び周辺地域では、人流・物流や雇用の拡大が見込まれています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、成田空港は大きな影響を受けていますが、更なる機能強化については、中長期的な観点から必要な施策として、令和10年度末までの滑走路供用開始を目指し、NAAにおいて整備が進められています。

現在、NAAなどによる住宅防音工事の対象となる対策区域の拡大が行われ、更なる機能強化に対応した騒音対策が行われていますが、県でも、騒音対策事業などの環境対策を引き続き着実に実施し、空港と周辺地域との共生を図っていく必要があります。

また、更なる機能強化を踏まえ、地域に居住し、地域と空港の持続的な発展を支えるために必要な人材を確保する取組を起点として、人材の輩出やくらしの拠点となるまちづくりなどの生活環境の向上や産業振興、インフラ整備といった地域活性化策に取り組んでいく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症による社会変化等を踏まえた上で、成田空港の利用回復と空港を活用した本県経済の活性化につなげる取組を、官民が連携して進めていく必要があります。

加えて、成田空港の更なる機能強化に合わせて、成田空港と都心、首都圏各地や県内各地との更なる交通アクセスの改善が求められています。

【取組の基本方向】

成田空港の更なる機能強化に併せ、国・空港周辺9市町及びNAA等と連携して、空港周辺地域の住民への環境対策を着実に実施し、周辺地域との共生を図ります。

あわせて、空港周辺地域の共栄を目指し、地域と空港の発展が好循環する地域づくり

を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症による社会変化等を踏まえ、経済団体や市町村などと連携し、成田空港の更なる利活用の促進を図り、本県経済の活性化につなげるための取組を進めます。

さらに、成田空港と都心、首都圏各地や県内各地との交通アクセスの更なる改善を図ります。

【主な取組】

Ⅱ－１－④－１ 成田空港周辺地域の環境対策・地域共生策の推進

更なる機能強化が着実に推進されるには地元の理解と協力が欠かせないことから、拡大された騒音区域における住宅防音工事はもとより、成田空港周辺地域独自の対策である内窓設置工事や隣接区域住宅防音工事など、空港周辺地域の生活環境の保全に向けて、国・空港周辺市町・N A A及び公益財団法人成田空港周辺地域共生財団と連携し、環境対策・地域共生策に取り組みます。

あわせて、騒音区域の拡大により移転の対象となる住民等に対し、移転後の生活の支援に取り組みます。

また、更なる機能強化に伴う航空機騒音の影響を把握するため、関係機関と連携して監視体制を整備します。

- ・住宅防音工事などへの取組
- ・公益財団法人成田空港周辺地域共生財団によるきめ細かな騒音対策への協力
- ・騒音による移転者等の生活支援の取組
- ・航空機騒音対策の推進（再掲）

Ⅱ－１－④－２ 成田空港周辺地域の振興

国・県・空港周辺 9 市町及びN A Aで策定した「成田空港周辺の地域づくりに関する『実施プラン』」（以下「実施プラン」という。）の推進により、四者で連携して、地域と空港の発展が好循環する地域づくりに取り組みます。また、N A Aが策定する空港敷地内の施設整備計画などを踏まえて、空港を生かした産業の振興につながるよう、実施プランの見直しを検討していきます。

さらに、空港周辺の地域づくりを加速的に進めるため、国家戦略特区制度等の活用など、民間事業者の参入しやすい地域づくりを推進します。

加えて、成田空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を図るため、成田財特法に基づく「成田国際空港周辺地域整備計画」事業を推進します。

- ・「実施プラン」に基づく地域と空港の発展が好循環する地域づくりの推進
- ・国家戦略特区制度の活用などによる民間活力導入の推進
- ・「成田国際空港周辺地域整備計画」事業の推進

Ⅱ－１－④－３ 成田空港を活用した県経済の活性化

本県の宝である成田空港では、L C Cの新規就航などにより国際線・国内線の拡充が一層進んでいます。また、令和 10 年度末に予定されている第 3 滑走路の供用開始や令

和6年度の圏央道開通をはじめとした道路網の整備により、空港及び周辺地域は今後大きな発展が見込まれています。

こうした空港の波及効果を取り込んでいくため、新型コロナウイルス感染症による社会変化等を踏まえながら、成田空港活用協議会をはじめとした関係団体等と連携して成田空港の利活用の促進に取り組むとともに、空港の活力を県内の観光や産業の振興など本県全体の経済活性化につなげるための取組を進めます。

- ・成田空港活用協議会等の関係団体と連携した成田空港の利活用の促進
- ・本県の地域特性や立地優位性を生かした企業誘致の推進（再掲）
- ・地域の実情に応じた企業誘致の受け皿となる産業用地整備の推進（再掲）
- ・成田空港から県内観光地への誘客促進（再掲）
- ・成田市公設地方卸売市場を活用した県産農林水産物の輸出促進

Ⅱ－１－④－４ 成田空港への交通アクセスの強化

成田スカイアクセス等を活用して成田空港と都心を結ぶ「都心直結線」について、国の検討・調査が早期に進むよう協力していきます。

また、県内外と成田空港のスムーズな人・モノの流れの強化、さらには、全国や県内各地との交流や連携を目指し、圏央道、北千葉道路などの広域的な幹線道路ネットワークの整備を促進します。

さらに、圏央道にアクセスする国道296号及び県道成田小見川鹿島港線等の整備を推進するとともに、圏央道と成田空港を直結する新たなインターチェンジの具体化に向け検討を進めます。

- ・都心直結線の整備に向けた協力（再掲）
- ・成田空港への直通バス路線の拡充に向けた検討
- ・広域的な幹線道路ネットワーク等の整備促進（再掲）
- ・国道及び県道のバイパス・現道拡幅の整備推進（再掲）

施策項目Ⅱ－１－⑤ 観光立県の推進

【目標】

本県の持つ魅力を十分に生かした持続可能な観光地づくりや効果的なプロモーション活動を推進するとともに、短期滞在型の観光ではなく、日帰りから宿泊へのシフトの促進やワーケーションなど新たな観光需要も取り込んでいくことで、滞在時間の長期化や消費拡大を図ります。

【現状と課題】

本県の延べ宿泊客数は平成 29 年の 2,464 万人から令和元年には 2,923 万人まで増加し、うち外国人宿泊者についても 368 万人から 480 万人に増加しています。また、観光消費額も平成 29 年の 1 兆 3,835 億円から令和元年には 1 兆 4,943 億円に増加しています。

一方で、近年は外国人旅行者も含め、団体旅行から個人旅行へと旅行形態のシフトが進んでおり、個人のライフスタイルや興味・し好も多様化してきているため、観光客の受入れに当たっては、個人の多様な価値観やニーズに対し、より細やかなサービスを提供することが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光産業は大きな打撃を受けています。落ち込んだ観光需要を回復させるためには、上記のような細やかなサービスのほか、感染症の影響によって生じた衛生面の対応など、より安全・安心な旅行を求める声にも対応していく必要があります。

【取組の基本方向】

誰もが何度でも訪れたい魅力ある持続可能な観光地づくりに向けて、個人の多様な価値観やニーズを的確につかみ、旅行者の満足度を高め、リピーターの獲得や長期滞在につなげていくため、地域資源の活用等による付加価値の高い多様な観光コンテンツの造成を支援するとともに、新たな旅のスタイルであるワーケーションを促進します。また、「新しい生活様式」にも的確に対応できるよう、観光施設の付帯設備等への支援も行っていきます。

観光産業の競争力を強化するため、観光人材の育成や、伝統的工芸品、郷土料理等をはじめとする県産品のブランド化や販路開拓の支援を行います。

首都圏にありながら豊かな自然を有する本県の魅力を、首都圏を中心に全国へ向け、プロモーションを積極的に展開します。

外国人観光客のニーズ等の変化に対応し、「選ばれる観光地」として更にステップアップするため、SNSなどを活用して、インバウンド推進に向けた観光プロモーションを図ります。

【主な取組】

Ⅱ－１－⑤－１ 魅力ある観光地づくり

観光客と地域住民の両者が満足できる「訪れてよし、住んでよし」の持続可能な観光

地づくりに向け、中長期的な観光需要の拡大のため、早朝・夜間の観光イベントなど地域資源を生かした観光コンテンツの充実を図り、日帰り旅行から宿泊へのシフトや観光客のリピーター獲得につなげるとともに、地域関係者との交流を通じて地域の課題解決にも資する新たな旅のスタイルであるワーケーションを促進します。

また、本県観光の魅力を高める重要な要素として、駐車場やトイレ、観光案内板などの観光インフラの整備を進めるとともに、「新しい生活様式」にも対応した観光施設の整備を促進します。

- ・地域資源を生かした滞在型観光地域づくり
- ・観光素材の発掘・磨き上げ・発信力の強化
- ・安全・安心でストレスフリーな観光に向けた環境整備
- ・アクアラインの料金引下げ（E T C 普通車 800 円）の継続（再掲）

Ⅱ－１－⑤－２ 観光産業の競争力強化

観光は旅行業、宿泊業だけでなく、小売業、運輸業、飲食業、農林水産業、商工業など極めて裾野の広い産業であり、地域の経済活性化や就業、雇用機会の創出などに大きな役割を担っています。

観光客の多様な価値観やニーズに対応した付加価値の高いサービスの提供を図るためには、地域の関係者の合意形成の下、効果的なマーケティングやブランディング等を戦略的に推進していく必要があります。

このため、ビッグデータ等の活用により、観光客の動向等を把握する観光マーケティング・リサーチを強化し、観光事業者等に有益な情報を提供するとともに、観光の中核を担う経営人材や観光現場で即戦力となる観光人材の育成強化に向け、研修等の充実を図ります。

さらに、感染症対策を含め、中小企業等を中心とした観光事業者の取組を支援し経営基盤の強化を図るとともに、県産品の新商品・新サービスの開発や積極的なPRによるブランド化・販路拡大を推進していきます。

- ・観光マーケティング等に係る調査・分析の高度化
- ・観光産業に携わる質の高い人材の確保・育成
- ・観光事業者と連携した観光振興
- ・県産品・料理等のブランド化・販路拡大

Ⅱ－１－⑤－３ 国内観光プロモーションの展開

「海」「食」「花」「温泉」「祭り」といった本県の有する多様な観光の魅力を総合的・戦略的に県内を含む首都圏を中心に全国へ向けて発信するとともに、旅行動向を左右し、新たな観光ニーズの形成に大きな影響力を持つメディアや旅行会社などに対して、プロモーションを積極的に展開します。

近年、旅行形態が団体旅行から個人旅行にシフトしてきていることに伴い、個人旅行者をターゲットとして、SNS等を活用した効果的な観光情報の発信体制を構築していきます。

さらに、本県を再度来訪するきっかけづくりとして期待ができ、観光入込客が少ない

平日に宿泊を伴って実施される修学旅行については積極的にプロモーションを行います。

また、全国最多の農林水産物直売所を拠点に、千葉の豊かな自然や食文化を積極的に発信するとともに、観光と連携した首都圏での農林水産物のPRやグリーン・ブルーツーリズムなどを通じ、観光誘客及び販路拡大の推進を図っていきます。

- ・効果的な観光情報の発信
- ・旅行会社・メディア等への積極的なプロモーションの展開
- ・修学旅行や自然体験学習など団体旅行の誘致
- ・季節やテーマに応じた観光キャンペーンの実施
- ・農林水産物直売所等と連携した県産農林水産物の販売促進
- ・都市と農山漁村の交流促進（再掲）

Ⅱ－１－⑤－４ インバウンドの推進

日本の空の表玄関である成田空港を擁する本県の優位性を生かし、国やJNTO（独立行政法人国際観光振興機構）、他都道府県、県内市町村等と連携しながら、各国・地域のマーケット需要に応じた訪日プロモーション、SNS等を活用した効果的な観光情報の発信体制を強化するとともに、外国人の嗜好を踏まえた観光ルートの開発、訪日教育旅行の誘致、成田空港から県内観光地への誘客、隣接都県と協力した広域的な周遊観光などの取組を促進します。

また、外国人観光客が言葉の壁を感じることなく、快適に過ごせるよう、観光案内板等の多言語化表記を促進するとともに、観光事業者が外国人観光客と簡単にコミュニケーションができるツールの利用を促進します。

増加する訪日外国人への県産農林水産物のPRにより、海外需要を取り込み、輸出拡大につなげていきます。

- ・国外に向けた積極的な観光プロモーション
- ・外国人旅行者のマーケティング・リサーチの強化
- ・海外からの教育旅行の誘致
- ・成田空港から県内観光地への誘客促進
- ・多言語コミュニケーションツールの利用促進
- ・県産農林水産物の輸出拡大に向けた戦略的プロモーション

政策分野Ⅱ－２ 農林水産業の振興

本県農林水産業の次世代を担う人材を育成するとともに、スマート技術などの最新技術を活用し、農林水産業の成長力を強化することで、農林漁業者の所得向上を図ります。

さらに、本県の立地優位性を生かし、販売力強化や、県産農林水産物の積極的な魅力発信に取り組むことで、国内外の競争に打ち勝つ力強い農林水産業を確立します。

施策項目Ⅱ－２－① 次世代を担う人材の育成・確保

【目標】

次世代の農林水産業を担う、経営感覚を持った農林漁業者や新規就業者を育成・確保します。

【現状と課題】

本県の農林水産業は従事者の減少・高齢化により生産力の低下に直面しており、次世代を担う人材を育成・確保することが急務となっています。特に新規就業者の確保に向けては、地域における支援体制を強化していく必要があります。

農業では、安定して所得を確保できるよう、経営の発展段階に合わせた育成・支援が重要です。また、優れた農業経営体や集落営農組織の育成・支援を行うとともに、担い手への農地の集積・集約化を更に進める必要があります。

さらに、企業がスムーズに農業参入するためサポートを行っていく必要があります。

林業では、機械化の遅れなどから生産効率が低く、林業事業体の収益性低迷の原因となっていることから、高性能林業機械の活用等を進め、経営基盤を強化する必要があります。

水産業では、都市部出身者などの潜在的な就業希望者の掘り起こしや、漁村への定着支援が必要です。また、地域の水産業をけん引する漁業者の育成など、漁業生産力の向上を推進することが重要です。

【取組の基本方向】

農業経営力の向上を図るため、千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と連携し、経営の発展段階に合わせた支援を行うとともに、地域農業の維持発展のため、集落営農組織の設立や、企業の農業参入を推進します。

林業においては、林業事業体の経営基盤を強化することにより、雇用環境を改善し、就業者の定着促進に取り組みます。

水産業においては、後継者不足に悩む漁村地域と都市部の潜在的な就業希望者をつなぎ、地域の実情に応じたきめ細かな就業支援対策を推進するとともに、地域の中核的漁業者等による生産力及び所得向上を目指した取組を支援します。

また、農林水産業における地域が一体となった新規就業者の確保・定着に係る取組を推進します。

【主な取組】

Ⅱ－２－①－１ 農林漁業者の経営力の向上

経営感覚に優れた農業者の育成を図るため、経営の発展段階に応じた研修会などを開催するとともに、農業経営の法人化に向けた支援や、企業的経営体への専門家派遣等による個別支援体制の充実を図ります。

また、小規模経営の農業者は、地域の農業や集落機能を支える重要な役割を果たしていることから、経営の安定を図るため、経営改善につながる取組を支援します。

さらに、次世代を担う青年農業者の育成と組織化を重視し、青年農業者団体の活動を推進するとともに、女性農業者の主体的な経営参画の促進や、地域農業に参画する女性リーダーの育成を行います。

農作業や機械の共同化を通じて生産コストを下げ、集落営農組織などの組織経営体の設立・育成を支援するとともに、担い手が効率的かつ安定的に農業経営を行えるよう、農地の集積・集約化を支援します。

また、経営の拡大に伴い必要となる労働力の安定確保に向け、就業条件などの整備を推進するとともに、外国人労働者の適正雇用や農福連携による障害のある人の就労などを推進します。

林業では、伐採・運材作業の低コスト化に向け、高性能林業機械の活用を促進するとともに、現場作業の中心的人材の育成を進めることで、林業事業体の経営の安定と林業就業者の定着を図ります。

水産業では、漁業所得の向上を目指した共同加工施設や製氷・貯氷施設などの「浜の活力再生プラン」に基づく整備や省エネ漁船の導入などの取組を支援するとともに、漁業経営アドバイザーによる個別経営改善指導などを支援します。

また、農林水産業の労働環境の改善に向け、作業の安全意識の啓発や事故防止、海難防止など、各種研修や啓発活動に取り組みます。

- ・担い手の農業経営力の強化
- ・林業事業体の育成
- ・水産業を支える漁業経営力の向上

Ⅱ－２－①－２ 農林水産業を支える人材の確保・育成・定着

新規就農者の確保に向け、就農相談窓口の設置や相談会の開催、技術研修の実施等による支援を行うとともに、地域の関係機関や農業者等が一体となった受入れ・育成の体制づくりを進めることで新規就農者の定着を図ります。

また、県立農業大学校におけるスマート農業のカリキュラム強化など、教育・研修の充実を図ります。

加えて、市町村や農業委員会等との連携した受入体制の整備などにより、農業への企業参入を推進します。

水産業における新規就業や定着を促進するため、就業相談やインターンシップ、技術研修などに加え、地域への融和を図るためのフォローアップを行うとともに、地元の漁業協同組合や市町村と連携し、地域の実情に応じて船団や海士グループなど組織として後継者を育成する「就業モデルづくり」を進めます。

このほか、里山保全や海岸県有保安林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動

団体等による森林整備活動を促進します。

- ・ 農業を支える新たな人材の確保や企業参入の促進
- ・ 水産業を支える新たな担い手の確保・定着
- ・ 森林整備の促進に向けた多様な人材の育成・確保

施策項目Ⅱ－２－② 農林水産業の成長力の強化

【目標】

ICTやロボット・AI等の「スマート技術」の積極的な導入などにより、生産体制の強化・充実を図ることで、農林水産業の成長力を強化します。

【現状と課題】

担い手の減少・高齢化や相次ぐ自然災害、家畜伝染病の発生等により生産力の低下が懸念される中、本県の農林水産業の生産力を回復し、更なる成長につなげるため、スマート技術の積極的な導入を図る必要があります。

園芸農業においては、担い手不足等による生産量の減少が懸念されており、生産量の維持・増大や省力化対策が急務となっています。

水田農業においては、高齢化や後継者不足による離農者が増加し、担い手への農地集積が急速に進んでいるため、担い手の規模拡大に必要な機械や施設の整備を支援する必要があります。また、人口減少や食の多様化により、主食用米の需要量の減少が見込まれる中、米の需給バランスの維持により、稲作経営の安定を図る必要があります。

加えて、ほ場の大区画化・汎用化を行うことで生産コストの削減や収益性の向上を図る必要があります。

農林水産業の生産力を支える農業水利施設や農道・林道、漁港施設等のインフラや流通施設等については、計画的な整備や施設の長寿命化を進める必要があります。

水産業においては、水産資源の持続的な利用に向け、科学的根拠に基づく資源評価と適切な管理措置、秩序ある漁場利用が重要です。

このほか、安全・安心な農林水産物の供給や、持続可能な農林水産業の実現、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減等に向けた対策が求められています。

【取組の基本方向】

生産性の向上と労働力不足への対応のため、スマート技術の実用化を進めるとともに、技術情報の提供や機械の導入支援等により、農林水産業におけるスマート技術の導入を推進します。

また、安定的な農業用水の確保及びほ場の大区画化・汎用化等の基盤整備を進め、生産性の向上やコスト削減などの取組を推進するとともに、農地の集積・集約化や優良農地の維持・確保、荒廃農地等の有効活用に取り組みます。

水産業においては、漁獲可能量を基本とした新たな資源管理の取組や、漁業取締りの強化等により水産資源の維持・増大を図るとともに、生産性や付加価値を向上させるため流通拠点漁港の機能強化等の取組を推進します。

加えて、地球温暖化防止や持続可能な社会の実現に向け、化学合成農薬や化学肥料の低減などの環境に配慮した農林水産業を消費者等の理解を得ながら推進します。

【主な取組】

Ⅱ－２－②－１ スマート農林水産業の加速化

農林水産業における生産性向上と労働力不足に対応する切り札として、スマート農林水産業の取組を加速化する必要があります。

農業では、ドローンやほ場センサーを用いた環境・生育センシング技術などの活用による生育予測や病害虫発生予察に係る技術の開発を行うとともに、国や民間企業が開発したスマート農業技術について、本県のほ場条件や営農形態への適合性、導入による経営改善効果の検証を行います。

また、スマート農業に取り組むための機械や装置の導入を推進するとともに、導入した機械装置をより効果的に活用するための技術習得支援や基盤整備を推進します。

林業では、森林クラウド等の活用により、市町村や林業事業者と森林資源情報を共有し、森林の集約化を推進するとともに、森林の現地調査等にドローンを活用し、作業の効率化を図ります。

水産業では、民間企業等と漁業者の橋渡し役を県が担い、両者の協働による新技術の現場導入を図るとともに、水揚情報の電子データを活用した資源評価の充実や高精度な漁海況情報の発信を行うことで、効率的で安全な操業を支援します。

- ・ICT等を活用したスマート技術の開発・実用化
- ・スマート技術の導入・普及定着
- ・スマート技術の導入に向けた基盤整備の推進

Ⅱ－２－②－２ 生産体制の強化・充実

国内外の産地間競争が激しくなる中、競争に打ち勝つ力強い産地をつくるため、農林水産業の生産体制の強化・充実やGAPの推進により、生産性・収益性の向上を図ります。

「人・農地プラン」や産地計画等に位置付けられた意欲的な農業者に対し、生産性の向上に必要な施設・機械等の導入支援を行います。

加えて、ほ場の大区画化・汎用化や排水改良等の基盤整備を推進し、生産コストの低減や収益性の高い畑作物等の導入を図ります。

また、米や落花生、さつまいもなどの県育成品種等については、優良種苗を産地へ安定供給し生産力を高めます。

野菜については、産地体制の強化に向け、販売ロットの拡大のための出荷規格の統一、出荷調整作業の省力化、計画出荷などを推進し、果樹については、産地の生産性の向上を図るため、生産力が低下した日本なしの老木の計画的な改植や、びわやかんきつ類産地の復興を進めます。また、花きについては、農業用ハウス等の施設のリフォームを推進し、安定生産を図ります。

本県特産の落花生については、国の研究機関や機械メーカーと連携して省力化のための機械開発を進めるとともに、開発された機械の導入・普及を推進します。

主食用米については、生産過剰とならないよう、需要に応じた生産を着実に推進するとともに、転換作物として、飼料用米やホールクロップサイレージ用稲等の新規需要米、加工用米、麦、大豆、高収益作物等の生産を推進します。

畜産業においては、畜産クラスター事業等の活用により、経営規模の拡大や生産性の向上を進め、収益性の高い経営を確立します。

水産業では、流通拠点漁港における高度衛生管理型の産地市場の整備や、製氷・貯氷施設等の一体的整備、大型漁船等に対応した岸壁の整備等を行うとともに、小規模な産地市場においても、統廃合などの拠点化により水産物の集約化を進め、品質・衛生管理対策を推進することで、漁港・流通機能の強化を図ります。

農林水産業を支える農業水利施設や、農道・林道、漁港施設等の生産基盤施設については、重要度などに応じて優先順位をつけ、計画的な補修・更新を行うことで、各施設の長寿命化を推進します。

- ・生産力を高める産地体制の強化
- ・競争力を高める基盤整備の推進
- ・畜産農家の経営規模拡大や生産性の向上
- ・漁業生産の安定化・効率化の推進
- ・漁港・流通機能の強化
- ・生産基盤の長寿命化の推進

Ⅱ－２－②－３ 農地利用の最適化

市町村や農業委員会等と連携し、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿について地域の話合いを促進するとともに、農地中間管理事業や基盤整備事業等を活用した農地の集積・集約化を図ります。

また、狭小な農地や排水の悪い農地などの耕作条件を改善させ、農地の生産基盤を強化するとともに、地域ぐるみで行う草刈りや水路清掃などの取組を支援することで、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

さらに、荒廃農地を再生して露地野菜等の生産拡大に取り組む農業者等の支援を行うことで、荒廃農地の活用を推進します。

- ・担い手への農地集積・集約化の促進
- ・優良農地の確保と荒廃農地の活用

Ⅱ－２－②－４ 水産資源の管理と維持・増大

水産資源の持続的利用を図るため、科学的な資源評価に必要な水揚データを収集する体制を整備するとともに、漁獲可能量管理を基本としつつ、漁業者による産卵期保護などの自主的な管理を組み合わせ、効果的かつ現場に適した資源管理に取り組みます。

さらに、直接的な資源造成につながる「つくり育てる漁業」については、「栽培漁業基本計画」に基づき健全な種苗の計画的な放流を行うほか、効果的な種苗生産に向けた施設の集約・機能強化を進めます。

また、最新鋭の漁業取締船を建造し、本県沖合・沿岸域の秩序ある漁場利用の確保に努めるとともに、遊漁者等へ海面利用ルールの周知徹底を図ります。

- ・新たな資源管理体制への移行
- ・実効性のある資源管理の推進
- ・つくり育てる漁業の推進

Ⅱ－２－②－５ 農林水産物の安全確保と消費者の信頼確保

安全・安心な農産物の供給に向け、農薬危害防止の注意喚起や立入検査・指導等による農薬等の適正使用の徹底を図ります。

さらに、消費者の県産農林水産物に対する信頼性を向上させるため、食品表示や米穀等取引について、巡回調査の実施や啓発資料の配付により適正化を推進します。

水産業においては、消費者に高品質で安全な水産物を供給するため、産地卸売市場の品質・衛生管理対策の推進や、水産物のトレーサビリティの体制整備に取り組みます。

- ・農林水産業における肥料・農薬等の適正使用の推進
- ・食品表示（品質事項に係る部分）の適正化の推進
- ・食品等営業施設の監視指導（再掲）
- ・品質・衛生管理対策の推進

Ⅱ－２－②－６ 環境に配慮した農林水産業の推進

環境への負荷軽減を図るため、「ちばエコ農産物」等の各種制度の活用や有機農業の取組を進めるとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用低減や炭素貯留効果の高い堆肥や緑肥の施用など、地球温暖化や生物多様性保全に効果の高い営農活動を推進します。

また、生産活動に伴い発生する廃プラスチックの排出削減や適正処理を進めるとともに、耕種農家と畜産農家のマッチング支援により畜産堆肥を有効利用するなど、環境に配慮した農業を推進します。

森林が有している地球温暖化防止等の様々な公益的機能を発揮させるため、森林の集約化や高性能林業機械の活用などによる低コスト化を進め、効率的な森林整備を推進するほか、市町村による、森林環境譲与税等を活用した森林整備などの取組が円滑に進むよう支援を行います。

また、松くい虫の防除対策やスギ非赤枯性溝腐病の被害対策などの実施や、林地開発行為の適正化の促進などにより健全な森林の保全を図ります。

漁場環境の変化に適応した漁業を推進するため、海水温等の環境情報のリアルタイムでの発信に努めるとともに、温暖化の影響と考えられる魚類によるノリ食害対策、海藻が消失する「磯焼け」対策等を推進します。

- ・環境に配慮した農業や有機農業の推進
- ・農業用廃プラスチックの適正処理の推進
- ・環境に配慮した多様な森林づくりの推進
- ・病虫害防除対策や林地開発の適正化による健全な森林の保全
- ・環境変動に適応・緩和する漁業の推進

Ⅱ－２－②－７ 試験研究の強化

担い手の減少、地球温暖化等の環境変動、通信・情報技術の進展、さらに、二酸化炭素排出抑制やSDGsに代表される社会的ニーズなどの急激な変化への対応が求められていることから、革新的な生産技術及びオリジナル品種等の開発、環境への調和や資源の維持・増大に関する技術開発に取り組みます。

また、効率的かつ戦略的に試験研究を進めるため、産学官連携による共同研究など、部門・組織や業種を越えた横断的な研究体制の構築を図るとともに、計画的な研究施設

の再編整備を進め、試験研究機関としての機能強化を図ります。

- ・先端技術の活用等による生産力強化と収益力向上に向けた研究の推進
- ・効率的・戦略的な試験研究体制の構築
- ・持続可能な農林業を実現するための研究の推進
- ・水産業の成長産業化を支える技術の開発
- ・水産資源管理の強化と環境変動に対応する技術の開発

施策項目Ⅱ－２－③ 市場動向を捉えた販売力の強化

【目標】

大消費地である首都圏に位置し、世界とつながる成田空港を持つ本県の優位性を生かし、県産農林水産物の魅力を積極的に発信するとともに、市場動向を的確に捉え、多様な需要に対応できる体制を整備することにより、販売力の強化を図ります。

【現状と課題】

本県は、国内最大の消費地である首都圏に位置し、県内外の大消費地への食糧供給を担っている全国有数の農林水産県です。

近年、ライフスタイルの変化に伴う食の多様化、需要の大口化や加工・業務用需要の拡大、県外産地の台頭などの需給構造の変化が進む中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い消費者行動の変化も生じており、国内需要に的確に対応していくためには、産地の流通販売体制の強化や生産と流通の連携体制を強化していくことが重要です。

また、従来の生産者側の視点でより良い商品を提供するプロダクトアウトの発想に加え、消費者ニーズを捉え商品を提供するマーケットインの発想による販売力の強化が必要です。

本県の魅力的な地域資源を活用し、需要の創出・拡大を図るためには、地産地消の拠点である直売所の魅力を高め、情報発信力の強化を行うとともに、多様な事業者との連携による6次産業化の推進を図る必要があります。

また、国内では少子高齢化・人口減少により食市場の縮小が見込まれる一方、海外ではアジアを中心に経済成長や人口増加により、食の需要拡大が進んでいます。

本県では、植木、冷凍水産物の輸出に加えて、東南アジアへの日本なしやさつまいもなどの農林水産物の輸出が増加傾向にありますが、国内販売の地理的優位性を持つことから、生産者の輸出への関心が低く取組が遅れているため、更なる輸出促進を図る必要があります。

【取組の基本方向】

県産農林水産物の販売力の強化に向け、大口需要に対応できる主要園芸品目の産地間連携や、加工・業務用需要に応じた契約取引、水産バリューチェーンの構築など、多様な需要に対応できるよう産地の供給体制を強化し、国内需要への的確な対応を図ります。

また、地産地消やグリーン・ブルーツーリズムを推進するとともに、地域資源を活用した魅力ある商品の開発やブランド力の強化などに取り組み、県内需要の拡大を図ります。

さらに、日本初のワンストップ輸出拠点機能を備えた成田市公設地方卸売市場の活用や、戦略的なプロモーションの展開により、県産農林水産物の海外需要を創出し、輸出拡大を図ります。

【主な取組】

Ⅱ－２－③－１ 需要を捉えた販売の促進

大口化する実需者の要望や加工・業務用需要などに対応するため、産地間連携による生産力・販売力強化に向けた協議を進めるとともに、複数産地が一体となって行う出荷規格・出荷容器の統一や品質向上対策、販売戦略の構築等の取組を支援します。

また、産地や流通事業者と連携した量販店等での「千葉県フェア」の開催により、購入機会の増加や認知度の向上、マーケットインに対応できる産地の育成を図ります。

県産木材の流通拡大に向けては、サプライチェーンの構築を促進するとともに、関係事業者が連携して新たな販路を開拓し、供給する仕組みづくりを支援します。また、多くの県民が利用する公共建築物等における木材利用を促進します。

水産物については、生産から加工・流通・販売までの関係者が連携して、消費者ニーズに対応した商品提供を行う、水産バリューチェーンの強化・構築を推進します。

- ・市場動向を捉えた産地体制強化
- ・県産農林水産物のプロモーション強化
- ・県産木材の利用促進
- ・生産と流通の連携体制強化

Ⅱ－２－③－２ 地域資源を活用した需要の創出・拡大

農林水産物直売所や観光農園、地域の特色ある加工品、食などの情報発信を強化するとともに、県内量販店、飲食店等と連携したフェアの開催や、グリーン・ブルーツーリズムなどを通じた農林水産業を知り、触れる機会を増大することで、地産地消の推進と県内需要の拡大を図ります。

また、地域資源を活用した魅力ある商品の開発を促進するため、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対し、機械・施設等の導入や経営改善に向けた支援を行うとともに、食品業界や観光業界等多様な事業者との連携による商品開発の取組や販路開拓のための商談会への出展等を支援します。

加えて、食の簡便化志向などの消費者ニーズに対応するため、調理に手間のかからないファストフィッシュ商品の開発や低利用・未利用魚の活用、従来加工品の改良等に対する支援を行います。

さらに、特徴のある県産品を活用したプロモーションにより県産農林水産物のイメージアップを図るとともに、飲食店や料理教室などと連携し、料理に着目した新たな「食」のブランド化にも取り組みます。

生鮮食料品の流通拠点である地方卸売市場においては、鮮度保持・衛生管理・防災機能などを備えた施設の整備を推進し、流通の効率化、食の安全確保を図ります。

食育の推進に向けては、旬の県産食材を取り入れたバランスの良い食生活（ちば型食生活）などの情報を広く発信し、ちば食育ボランティア等の主体的な取組を促すとともに、多様な関係者等と一体となった活動に取り組みます。

- ・地域資源を活用した魅力ある商品の開発
- ・地域の農林水産物のブランド化支援
- ・県民への食料の安定供給
- ・食育の推進
- ・地産地消の推進

Ⅱ－２－③－３ 新たな販路開拓に向けた輸出促進

国や県内事業者の取組状況などを踏まえ、品質や生産量の点から優位性がある日本なしやさつまいも、植木類、冷凍水産物などの輸出重点品目・有望品目を中心に、県産農林水産物の海外市場への展開を図ります。

また、海外における県産農林水産物の販路拡大・知名度向上を図るため、産地・流通事業者等と連携した農林水産物フェアの開催など、戦略的なプロモーションを実施するとともに、増加するインバウンドへの県産農林水産物のPRにより、海外需要を取り込み、輸出拡大につなげていきます。

加えて、輸出にチャレンジする生産者団体・事業者の商品開発や試験輸出、海外での調査や販売促進活動などを支援するとともに、県内の農林水産事業者・食品企業等で構成する「千葉ブランド農水産物・食品輸出協議会」が行う海外の見本市や商談会への出展等に支援を行います。

さらに、卸売市場の機能に加え、衛生管理の整った加工施設や日本初のワンストップ輸出拠点機能を備えた成田市公設地方卸売市場を通じた県産農林水産物の輸出拡大を図ります。

- ・千葉の強みを生かした輸出品目による海外市場への展開
- ・販路拡大に向けた戦略的プロモーション

政策分野Ⅱ－３ 社会資本の充実とまちづくり

千葉県の大きな課題である半島性の克服のため、道路、公共交通などの交通ネットワークの充実を図ります。

また、老朽化する社会資本の定期的な点検と適正な維持管理により、長寿命化を進めます。

施策項目Ⅱ－３－① 半島性を克服する交通ネットワークの強化

【目標】

県民のくらしや企業活動を支える公共交通網の充実や、道路・港湾の整備により、本県の半島性を克服し、県内外の交流を活性化します。

【現状と課題】

鉄道やバスなどの公共交通は、通勤・通学はもとより、まちづくりや産業・観光を支える重要な社会資本です。成田空港の利便性向上に向けた空港への更なるアクセスの改善や都心へのアクセス向上、アクアラインや圏央道を活用した高速バスネットワークの充実など公共交通ネットワークの強化を図る必要があります。

また、人口減少等の社会情勢の変化を受け、公共交通を取り巻く事業環境は厳しさを増していることから、鉄道やバス路線の維持・確保が重要です。さらに、県民ニーズに合った利便性・安全性の高い公共交通としていくことが求められています。

道路については、圏央道や北千葉道路等の広域的な幹線道路ネットワークや、国道・県道の整備が着実に進められていますが、ミッシングリンクや暫定2車線区間が存在するなど、県内の道路ネットワークは量的にも質的にもいまだ不十分な状況です。

半島性を克服し、全国や県内各地との交流や連携を強化し、県内外とのスムーズな人・モノの流れを生み出し、県内を広く活性化させていくためには、広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化が必要です。

また、都市部や観光地における交通渋滞対策や、成田空港や千葉港などの国際的な拠点へのアクセス向上、さらには、救命救急活動や災害時の復旧支援活動を支える緊急輸送道路の整備を進めていくことも重要です。

さらに、アクアラインの通行料金引下げ（ETC普通車 800円）によって、観光振興や企業立地の促進など、本県はもとより首都圏全体に大きな効果をもたらしており、今後も、これを継続していくことが必要です。

港湾については、国際物流における大量輸送のニーズや増大するクルーズ船需要への対応など戦略的な港湾利用の促進を行うとともに、にぎわいのある親水空間の創出が求められています。また、地域の活性化に寄与する地方港湾の整備が必要です。

【取組の基本方向】

公共交通については、成田空港と都心間のアクセスの更なる改善や県内と都心とのアクセス利便性の向上、高速バスネットワークの充実など、交通ネットワークの強化に向け、協議・検討を進めます。また、事業者への経営支援等による鉄道・バス路線の維持・

確保や駅のバリアフリー化の推進など、利便性・安全性の向上を図ります。

道路については、アクアラインと一体となって、首都圏の広域的な幹線道路ネットワークを形成する圏央道や、外環道と成田空港を最短で結び、首都圏の国際競争力を強化する北千葉道路などの広域的な幹線道路ネットワークの整備を促進するとともに、湾岸地域や県北西地域の慢性的な交通混雑を解消し、地域のポテンシャルを十分に発揮させる、新たな湾岸道路や千葉北西連絡道路の計画の具体化に取り組みます。

さらに、高速道路への追加インターチェンジの設置などの検討を進めることに加え、圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークの整備効果を県内各地へ波及させるため、インターチェンジへのアクセス道路の整備を進めます。また、これらの道路整備を進めることで、県内の主要都市から県都千葉市までの到達時間をおおむね1時間に近づける県都1時間構想に取り組みます。

アクアラインについては、通行料金引下げ（ETC普通車 800円）を継続するとともに、アクアラインの効果が最も発揮できるよう取り組みます。

このほか、交通渋滞の改善を図る道路や地域防災力の強化を図る道路、成田空港などの国際的な拠点へのアクセス道路、地域のまちづくりを支える道路の整備を進めます。

港湾については、大型船舶に対応した岸壁の整備や土地造成によるふ頭再編、官民一体となった戦略的なポートセールスを行うとともに、魅力ある海辺空間の整備を進めます。また、地域の特性に応じた地方港湾の整備を推進します。

【主な取組】

Ⅱ-3-①-1 公共交通ネットワークの充実・維持・確保

成田空港利用者の利便性や、都心から成田空港へのアクセスの改善を図るため、成田スカイアクセス等を活用して成田空港と都心を結ぶ「都心直結線」について、国の検討・調査が早期に進むよう協力していきます。また、都心へのアクセス強化のため、JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の早期実現に向け、関係者間で協議していきます。このほか、国の交通政策審議会の答申に位置付けられた本県関係路線について、整備促進のため地元自治体等と連携して取り組んでいきます。

また、沿線住民をはじめとする鉄道利用者のため、市町村等の関係機関と連携し、鉄道事業者に対して、経営の安定化や安全性向上等を図るための支援を行うとともに、運行ダイヤの改善など利便性の向上や安全対策の徹底について働きかけるなど、鉄道網のより一層の充実・強化を図ります。さらに、持続可能な公共交通を維持していくため、デジタル技術を活用した新たな公共交通サービスの導入に向けた支援を行うとともに、地域の関係者と連携して、生活交通に必要なバス路線の維持・確保に取り組みます。加えて、広域的な幹線道路ネットワークの整備状況などを踏まえ、新たな高速バス路線の可能性について、関係市町村や事業者と検討を進めます。

- ・都心直結線の整備に向けた協力
- ・JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転化の促進
- ・京葉線の輸送力増強の促進
- ・東京8・11号線の整備促進の調整
- ・つくばエクスプレスの利便性向上に向けた検討

- ・交通政策審議会答申路線の整備促進
- ・東葉高速鉄道株式会社に対する支援
- ・北総鉄道沿線の活性化の促進
- ・いすみ鉄道に対する支援
- ・中小鉄道の安全性向上に対する支援
- ・デジタル技術を活用した公共交通サービスの導入支援
- ・地方バス路線などの地域公共交通の維持・確保に向けた検討・支援

Ⅱ－３－①－２ 交流を支える道路ネットワークの整備・有効活用

県内外の交流や連携、スムーズな人・モノの流れを強化させ、さらには防災力の強化を図るため、圏央道、北千葉道路、富津館山道路の４車線化などの広域的な幹線道路ネットワークの整備促進や、京葉道路の渋滞対策、国道 357 号や国道 51 号、国道 127 号等の機能強化を促進するとともに、新たな湾岸道路、千葉北西連絡道路の計画の具体化に取り組みます。

また、圏央道と成田空港を直結する新たなインターチェンジの具体化に向け検討を進めるとともに、圏央道の利便性向上を図る新たな休憩施設の整備を促進します。

高速道路インターチェンジへのアクセス道路については、銚子連絡道路や長生グリーンラインをはじめ、国道 126 号、国道 296 号、国道 297 号、国道 356 号、国道 410 号、県道成田小見川鹿島港線、県道船橋我孫子線等の整備を推進するとともに、外房地域を結ぶ高規格道路の検討を進めます。

アクアラインについては、通行料金引下げ（E T C 普通車 800 円）の継続を国等に働きかけるとともに、アクアラインの効果が最も発揮できるよう取り組みます。

また、県境の限られた橋りょうへの交通集中を緩和させる（仮称）三郷流山橋や（仮称）押切橋等の県境橋りょうの整備などを推進するとともに、都市部における慢性的な渋滞対策として、都市計画道路美浜長作町線や都市計画道路今上木之崎線等の整備を推進します。

このほか、地域防災力の強化や主要な観光地にアクセスする道路など、地域のまちづくりを支えるため、国道 465 号や県道市原天津小湊線、県道犬掛館山線、県道下総橋停車場東城線、県道茂原白子線、県道鴨川保田線等の国道・県道のバイパス整備や現道拡幅を推進するとともに、成田空港の更なる機能強化に関連する道路について検討を進めます。

- ・広域的な幹線道路ネットワーク等の整備促進
- ・国道及び県道のバイパス・現道拡幅の整備推進
- ・高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備推進
- ・県境橋りょうの整備推進
- ・都市部における慢性的な渋滞対策の推進（再掲）
- ・地域防災力の強化や主要な観光地へのアクセス道路の整備推進
- ・アクアラインの料金引下げ（E T C 普通車 800 円）の継続

Ⅱ－３－①－３ 港湾の整備・振興

港湾は、生活と産業を支える重要な社会資本です。そのため、物流機能の充実・強化を図るため、大型船舶に対応した岸壁の配置や規模を港湾計画に位置付け、整備を進めるとともに、港湾の利用促進を図るため、港湾の運送事業者、船会社、県内経済団体等と連携し、官民一体となった戦略的なポートセールスに継続的に取り組みます。

千葉港においては、平成 30 年 11 月に改訂した港湾計画に基づき、ふ頭用地の不足、貨物の混在、船舶の大型化などの課題に対応するため、埋立てによるふ頭用地の拡大や岸壁の改良等を行うふ頭の再編事業を進めていきます。

また、千葉港、木更津港及び館山港においては、まちづくり事業と連携し、港湾緑地、地域のにぎわいの拠点となる旅客船ふ頭やクルーズ船の受入環境の整備を推進します。

さらに、銚子市沖洋上風力発電の円滑な実施や地域振興を図るためメンテナンス等での利用が見込まれる名洗港の整備を進めていきます。

- ・千葉港千葉中央地区のふ頭再編の推進
- ・港湾緑地・旅客船ふ頭やクルーズ船受入環境の整備
- ・ポートセールスの推進
- ・洋上風力発電での活用に向けた港湾の整備

施策項目Ⅱ－3－② 社会資本の適正な維持管理

【目標】

安定的な公共サービスを提供できるよう、老朽化する社会資本に対して、定期的な点検と適切な維持管理を行うことにより長寿命化を進めます。

【現状と課題】

既存の道路・河川・海岸・港湾・公園・上下水道などの多くが高度経済成長期に整備されたものであることから、今後、老朽化する施設の割合は更に増加する見込みであり、施設の点検結果を踏まえ、修繕などの措置を早急に行うことが必要となっています。また、これに伴う費用の増大が懸念されています。

そのため、本県では、総合的かつ計画的な管理に向けた中長期的な取組の方向性を示すことを目的として「千葉県公共施設等総合管理計画」を平成28年2月に策定し、中長期的な視点から施設総量の適正化にも配慮しながら、個別施設ごとの長寿命化計画に基づき予防保全など計画的な維持管理を実施しているところです。

また、本県は、地理的・地形的に水資源に恵まれていないことから、安定した水資源の確保、維持管理が必要です。

市町村等が運営する水道事業には、水源からの距離や利用者数の違いなどにより経営体力に大きな差があります。現在、高度経済成長期に建設された水道施設の老朽化が進行し、その更新費用等の発生が見込まれるとともに、大規模な地震や頻発する集中豪雨などの災害等への備えも必要となっています。

水道事業は主に水道料金を財源に経営を行っていますが、今後の人口減少等により、料金収入の減少が見込まれます。

このため、水道施設の更新や耐震化などを計画的に進めるとともに、水道事業の運営基盤の強化を図る必要があります。

一方、県営水道は、今後、給水収益の大幅な増加が望めないことや、昭和30年代以降に整備した浄・給水場等の急速な老朽化による更新需要の増大などにより、厳しい経営状況となることが予想されます。

このような中、将来にわたり安定給水を確保するため、浄・給水場等について、適切な維持管理の実施による長寿命化を図るとともに、中・長期的な視点に立った計画的な更新・整備を行っていく必要があります。

【取組の基本方向】

既存の道路・河川・海岸・港湾・公園・上下水道などの社会資本を適切かつ効率的に維持していくため、引き続き計画的な維持管理に努めます。

また、県内の水道事業については、将来にわたり安全な水を安定的に供給できるよう、引き続き水源の確保や水道施設の計画的な更新等を進めるとともに、個々の水道事業体の取組のみでは限界があることから、水道事業体の統合・広域連携を推進します。

県営水道においても、水道施設の適切な維持管理や計画的な更新・整備を行うとともに、健全経営の確保に取り組みます。

【主な取組】

Ⅱ－３－②－１ 既存施設の適切な維持管理と長寿命化

道路・河川・海岸・港湾・公園・下水道・県営住宅・庁舎・学校などの既存施設の維持管理に当たっては、中長期的な事業費の縮減や平準化を図るため、公共施設等総合管理計画に定める方針を踏まえ策定した、公共施設分野ごとの整備方針等を定めた長寿命化計画に基づき、点検・評価・計画・補修のメンテナンスサイクルを着実に実施するとともに、これまでの事後的な修繕・更新から予防的な修繕へと転換し、各施設の長寿命化を推進します。

- ・道路施設の維持管理と長寿命化
- ・河川管理施設の維持管理と長寿命化
- ・海岸施設の維持管理と長寿命化
- ・港湾施設の維持管理と長寿命化
- ・県立都市公園の公園施設の維持管理と長寿命化
- ・流域下水道施設の維持管理と長寿命化
- ・県営住宅の維持管理と長寿命化
- ・漁港施設の維持管理と長寿命化
- ・庁舎・学校等の維持管理と長寿命化

Ⅱ－３－②－２ 安全で良質な水の安定供給

安定水源の確保のため、国等が行う水資源開発施設の早期完成と、これまで整備された既存施設の適切な維持管理や更新等の改築事業が円滑に行われるよう、関係都県との連携を図ります。

また、災害等が発生した際でも、断水等による給水への影響をできるだけ少なくするため、水道施設の耐震化、停電・浸水対策の促進、県内水道事業体間の相互応援などの対応の強化を図ります。

アセットマネジメントの実施を促進し、水道施設の長寿命化や、長期的な観点からの適切な規模への見直しも含む水道施設の更新計画の策定、更新費用の平準化等を図ることで、水道施設の計画的な更新や、水道事業の運営基盤の強化を図ります。

さらに、県が広域的な水源の確保及び水道用水供給事業を担い、市町村が末端給水事業を担うという考え方を基本に、水道事業の統合・広域連携に取り組みます。水道用水供給事業では、リーディングケースとして九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合を進め、末端給水事業体については、県内８ブロックを設定し、地域の実状を踏まえた統合・広域連携の具体的な枠組みや進め方を検討していきます。

県営水道においては、令和３年度からスタートさせた「千葉県営水道事業中期経営計画」（計画期間：令和３年度～令和７年度）において、目指す方向性として「いつでも、安全でおいしい水を安定して供給し、お客様が安心し、信頼を寄せる水道」を基本理念として掲げており、この計画に基づき、健全経営の確保を図るとともに、水道施設の更新・整備をはじめ、各施策・取組を計画的かつ効率的に推進していきます。

- ・水資源開発と適切な維持管理の促進
- ・計画的な浄・給水場や管路等の更新・耐震化の促進
- ・水道事業者の経営健全化への支援
- ・災害等への対応強化の促進
- ・県内水道の統合・広域連携の推進
- ・県営水道の健全経営の推進
- ・県営水道における安全でおいしい水づくりの推進
- ・県営水道の浄・給水場や管路等の計画的な更新・整備

施策項目Ⅱ－３－③ 人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進

【目標】

県民の誰もが安全に安心して快適に暮らすことができる住まい・まちづくりを進めます。地球環境にやさしく利便性の高い魅力あふれるまちづくりを進めます。

【現状と課題】

今後、高齢化の更なる進行が予測される中、高齢者等に配慮した住まい・まちづくりの推進が一層求められています。そのためには、高齢者等の住まいに係る住宅セーフティネットの構築が重要となります。また、高齢者や障害のある人をはじめとして、全ての人々が安心して快適に過ごすことができるよう、公共交通機関や道路、公共施設などのバリアフリー化を進める必要があります。

さらに、人口減少が見込まれる中で、空き家数が増加傾向となっており、それらが放置された場合には生活環境の悪化や地域活力の低下につながるおそれがあることから、空き家の発生の抑制、流通・利活用の促進等の対応が求められています。

都市部では、深刻な交通渋滞と、それに伴う多額の経済損失・環境負荷の増大が引き起こされており、円滑な地域間交流のための機能確保が課題となっています。

また、自然環境への配慮として、道路や河川などの整備における環境に配慮した取組の推進や、近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応する取組、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進等を通じた、災害に強く、環境と共生する、持続可能なまちづくりが求められています。

さらに、ICT等新たな技術の進展や新型コロナウイルス感染症を契機とした「新しい生活様式」への対応により、人々の価値観やライフスタイルの多様化が一層進んでいます。

加えて、豊かな住生活の実現に向け、歴史的文化・景観などの地域固有の資源や地域特性を生かし、多くの人々から選ばれる「魅力あふれるまちづくり」が求められています。

【取組の基本方向】

少子高齢化や脱炭素社会の実現などに対応するためのコンパクトで持続可能なまちづくりや災害に強いまちづくりを目指すとともに、高速道路などの広域幹線道路ネットワークの波及効果等による地域の活性化を目指し、県民の誰もが安心して快適に暮らすことができ、魅力あふれる生活空間の創出を図ります。

公共交通機関のバリアフリー化については、国が定めた基本方針による目標の達成に向け、引き続き関係機関と連携しながら、導入を推進します。また、道路や公共施設などについては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を図ります。

まちづくりにおいては、地域に愛着を持つことのできるよう良好な景観の形成に取り組むとともに土地区画整理事業や市街地再開発事業において安全かつ快適な生活空間の創出を図ります。また、都市部の深刻な交通渋滞対策として、鉄道の高架化や街路などの整備を推進するとともに、地域特性に応じて県立都市公園の拡充や流域下水道の整

備を推進するなど、県民の生活環境の改善・向上に取り組めます。さらに、環境に配慮した道づくりの推進や都市における緑の保全・創出、河川・湖沼等の自然環境の保全と再生等に取り組めます。

住まいづくりにおいては、国や市町村・事業者・市民活動団体・県民などの多様な主体と連携・協働し、豊かな住生活の実現を目指します。

【主な取組】

Ⅱ－３－③－１ 時代の変化に対応したまちづくりの推進

社会経済情勢の変化に対応しつつ、地域特性を生かしたコンパクトで安全かつ持続可能なまちづくりの実現に向け、防災指針などを位置付ける市町村の立地適正化計画の作成支援等を行い、市町村と協働して、土地利用や道路等の都市計画の見直しを進めていきます。

また、雇用や定住の促進による地域の活性化に向け、市町村を支援し、計画的な土地利用を進め、高速道路インターチェンジ周辺等への企業誘致の受け皿となる産業用地の整備を促進します。

さらに、生活の質や利便性の向上のため、ICTやグリーンインフラ、既存の社会ストックを活用し、誰もが居心地がよく、望むライフスタイルが選択できる、暮らしたい、暮らし続けたい魅力ある豊かなまちづくりを進めます。

- ・時代の変化に対応した都市計画の見直し
- ・市町村のまちづくりに対する支援
- ・地域の実情に応じた企業誘致の受け皿となる産業用地整備の促進

Ⅱ－３－③－２ 安全・安心で魅力あふれるまちづくり

柏・流山地域では、つくばエクスプレス沿線と一体となった秩序ある住宅地の形成を図る土地区画整理事業を進めるとともに、次世代環境都市や子育て世代が住みやすいまちづくりを目指し、県内外から人々が集う魅力あふれるまちづくりを推進します。

アクアライン着岸地である「かずさアクアシティ」では、千葉県の玄関口として商業、業務、居住等の複合的な土地利用が図られるよう土地区画整理事業を進め、圏央道等による空港や対岸へのアクセスの良さを生かして、房総半島の交流拠点となるまちづくりを推進します。

また、市町村や組合等が施行する土地区画整理事業・市街地再開発事業等を支援するとともに、良好な宅地の供給を図り、「災害に強いまち」「にぎわいのあるまち」など、地域の特性に応じた魅力あふれるまちを県内各地に創出します。

さらに、都市部では、道路の慢性的な渋滞対策として、都市計画道路美浜長作町線等の街路事業による都市の骨格を形成する幹線道路の整備や、都市計画道路今上木野崎線等の踏切遮断による交通渋滞の軽減を図るとともに、災害時の避難路・緊急輸送路となることで、防災機能の向上に寄与する踏切道改良事業を推進し、交通の円滑化を図るとともに環境負荷の低減を図ります。

県民の安全で快適な生活のため、良好な都市環境の保全、スポーツ・レクリエーション、防災など多様な機能を有する県立都市公園について、民間活力の導入も図りながら

整備に取り組みます。また、生活環境の改善と公共用水域の水質を保全するため、流域下水道施設の計画的かつ効率的な整備を推進するとともに、市町村に対し効率的な公共下水道整備が図られるよう広域化・共同化を含め助言を行います。

このほか、歩行者の安全かつ円滑な交通確保に資する無電柱化の推進や、自転車道や自転車専用通行帯など自転車が安全で快適に通行できる環境の整備を推進するとともに、安全で快適な建築空間の創出や環境負荷低減の配慮などに優れた建築物の普及啓発に取り組みます。

- ・つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業の推進
- ・金田西特定土地区画整理事業の推進
- ・土地区画整理事業・市街地再開発事業の促進
- ・市町村のまちづくりに対する支援（再掲）
- ・交通遮断時間の多い踏切除去の推進
- ・都市部における慢性的な渋滞対策の推進
- ・県立都市公園の整備推進
- ・流域下水道整備の推進
- ・無電柱化の推進
- ・自転車通行環境の整備推進（再掲）
- ・優れた建築物の普及啓発
- ・地籍調査事業の推進（再掲）

Ⅱ－３－③－３ バリアフリー化の推進

高齢者や障害のある人をはじめとする全ての人が、県内において安心して快適に過ごすことができるよう、障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）の普及による同区画の適正利用を推進するほか、鉄道駅のホームドア等の整備、ノンステップバスや福祉タクシーの導入促進、県が管理する特定道路の歩道等における段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などにより、バリアフリー化を推進するとともに、県内の様々な施設のバリアフリー情報を掲載する「ちばバリアフリーマップ」などの充実を図ります。

また、県有施設の整備においては、これまでも高齢者、障害のある人等にとって安全かつ快適に利用できるように整備を進めてきたところであり、引き続き、「千葉県福祉のまちづくり条例」の「整備基準」に基づく施設の計画、設計、施工等を一層推進していきます。

- ・障害者等用駐車区画利用証制度の普及・啓発
- ・鉄道駅バリアフリー設備の整備支援
- ・ノンステップバスの整備支援
- ・福祉タクシーの導入促進
- ・特定道路のバリアフリー化対策の推進
- ・ちばバリアフリーマップなどの充実・周知
- ・公共施設におけるバリアフリー化の推進

Ⅱ－３－③－４ 環境・景観に配慮した整備・保全

河川・湖沼などの水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくりの実施により、多様な生物を育み潤いのある川づくりを推進します。

海辺・水辺の保全・活性化を進めるため、河川等の環境整備やにぎわいづくりを国や市町村と連携しながら進めます。また、環境にやさしい道づくりを進めるため、バイパス等の事業を行う際に周辺環境に配慮した整備を行うとともに、歩道部での透水性舗装や、必要に応じて車道部での排水性舗装の実施に取り組みます。

脱炭素に資する持続可能なまちづくりに向け、良好な都市環境の形成を図るとともに、グリーンインフラの取組を進めるため、市町村と連携しながら、特別緑地保全地区の指定等による緑地の保全や都市公園の整備等による緑の創出、地域の特性を生かした「水と緑のふれあいの場」の創出を推進します。

さらに、良好な景観形成を推進するため、市町村の主体的な取組への支援や県民等の景観づくりへの参加を促進します。また、県が公共事業を実施するに当たっては景観へ配慮するとともに広域的な観点による良好な景観形成を進めます。

あわせて、多様な主体による協働の下、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を生かした地域活性化、観光振興に寄与する日本風景街道の一層の推進を図ります。

- ・河川・海岸環境の整備と保全
- ・周辺環境に配慮した道路の整備推進
- ・透水性舗装・排水性舗装の推進
- ・都市における緑の保全と緑化の推進
- ・県立都市公園の整備推進（再掲）
- ・市町村のまちづくりに対する支援（再掲）
- ・屋外広告物の規制・誘導
- ・良好な景観形成に向けた啓発活動の実施及び市町村支援

Ⅱ－３－③－５ 豊かな住生活の実現

県民の豊かな住生活の実現に向け、良質な住宅の供給や、空き家を含めた既存住宅の適切な維持管理・流通・活用など、多様な居住ニーズに応じた適切な住宅を選択するための環境整備を促進します。

また、高齢者や低額所得者、障害のある人、被災者等の住宅確保要配慮者の住宅の確保のため、県営住宅の既存ストックの有効活用と適切な入居管理を推進するとともに、高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進します。

さらに、安全な住宅・住宅地の形成や、良質な住宅ストックの形成による脱炭素社会の構築のほか、新しい住まい方の実現を目指します。

これらの取組を、地域特性を踏まえて、国や市町村・事業者・市民活動団体・県民などの多様な主体と連携・協働を行うことにより進めます。

- ・住情報の提供
- ・良質な住宅の供給促進
- ・高齢者等に対する適切な住宅の確保

- ・既存住宅の流通・活用の促進
- ・空き家対策の推進
- ・県営住宅の建設・管理
- ・マンション管理の支援

第Ⅲ項 未来を支える医療・福祉の充実

政策分野Ⅲ－１ 医療提供体制の充実と健康づくりの推進

超高齢社会の中でも、地域に必要な医療サービスが提供できるよう、医療従事者の確保や医療連携体制の構築を進めます。

また、県民が心豊かに暮らせるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に取り組むとともに、重症化防止を中心とした健康づくりを推進します。

施策項目Ⅲ－１－① 医療提供体制の充実

【目標】

超高齢社会の中でも、地域において質の高い医療サービスを安心して受けられるよう、地域医療体制を整備します。

【現状と課題】

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度には、本県の75歳以上の人口は100万人を超えることが予測され、増大する医療ニーズに対応できる保健医療提供体制の充実が喫緊の課題となっています。

こうした中、限られた医療資源で対応していくためには、医療機関の役割分担と連携を進めていく必要があります。

また、本県における医師・看護職員数は、年々増加しているものの、人口当たりで見ると、依然として全国平均を大きく下回る状況が続いています。

医療従事者の確保は、今後、生産年齢人口が減少することも相まって、ますます重要な課題となっていくとともに、地域偏在や診療科偏在も指摘されていることから、その是正だけでなく、将来の医療需要等も踏まえた効率的な医療提供体制の確立が必要です。

さらに、急速な高齢化に伴い、脳卒中、急性心筋梗塞及び転倒等の外傷などによる救急医療の増加が見込まれ、この傾向は今後も一層強まることが予想されることから、救急医療体制の強化を図るとともに、地域医療の中心的な役割を果たしている自治体病院への支援を行うなど、医療サービス基盤を整備する必要があります。

【取組の基本方向】

疾病の予防から診断、治療、リハビリテーション、在宅療養に至るまで、県民のニーズに応じた多様なサービスを、地域において一貫して提供する保健医療サービスの実現を推進していきます。

また、地域に必要な医療の安定的な供給を図るため、医師・看護職員の確保・定着促進・再就業対策を進めます。

さらに、地域における医療提供体制を確保するため、救急医療、周産期医療、小児救急医療の体制整備の推進や自治体病院に対する施設整備・医師確保などの支援を行うとともに、県立病院の充実強化を図ります。

【主な取組】

Ⅲ－１－①－１ 医療機関の役割分担と連携の促進

高度急性期から在宅医療まで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、地域に必要な病床機能等を明らかにし、病床機能の分化及び連携を推進します。

また、地域の中核を担う医療機関や、救急・小児・周産期・がん等の先進・高度・特殊医療機能を有する医療機関等の病床機能を明確化し、医療機関の機能強化や機能の分化を促進するとともに、連携体制の構築を図ります。

さらに、将来不足の見込まれる病床機能への転換に対する支援などを行い、医療機関の適切な役割分担や連携を促進します。

あわせて、県民に自身に合った適切な医療機関を受診してもらうため、かかりつけ医等について周知や定着促進を図るとともに、病院や診療所等有する機能に関する情報をインターネット上で分かりやすく提供します。

- ・地域医療構想を踏まえた病床機能の分化や連携の推進
- ・地域の中核的医療機能や特殊医療機能を担う医療機関の強化・連携の促進
- ・かかりつけ医等の周知・定着促進
- ・「ちば医療ナビ」による医療情報等の提供

Ⅲ－１－①－２ 在宅医療の充実

在宅医療を支える診療所や訪問看護ステーション、それに関わる医療従事者が不足しているため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の一層のスキルアップ等に重点的に取り組むとともに、医療資源の充実を図ります。

また、在宅医療を支える「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師・薬局」の周知や定着促進を図るとともに、希望すれば自宅や住み慣れた地域で最期まで自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。

さらに、患者、利用者の視点に立って、切れ目なく包括的な医療・介護を提供するために、医療・介護に係る多職種連携や、急変時に速やかに入院できる医療連携を促進します。

- ・訪問診療・訪問歯科診療・訪問薬剤管理指導・訪問看護など在宅医療提供体制の整備促進
- ・患者が望む場所で看取りができる環境づくりと県民理解の促進
- ・切れ目のない在宅ケアサービスの提供に係る医療と介護の連携体制の構築支援
- ・在宅歯科診療の実施に必要な設備整備や在宅歯科医療連携室の設置
- ・地域リハビリテーションの推進
- ・訪問看護ステーションの大規模化等の支援
- ・かかりつけ医等の周知、定着促進（再掲）

Ⅲ－１－①－３ 医師・看護職員確保・定着対策と地域医療格差解消に向けた取組の推進

医師の不足や地域偏在を改善し、誰もが安心して医療が受けられる体制を確保するため、医学生への修学資金の貸付け、医師のキャリアアップの支援と県内医療機関への就職支援、働き方改革を踏まえた就労環境の改善や医師不足地域の病院等への医師派遣を

行うとともに、県内の大学医学部と連携し、医師の確保や定着促進を図ります。

また、診療科偏在についても、医師確保への支援や医療機関への助成等により、その解消に努めます。

看護職員については、看護学生への修学資金の貸付けや看護師等養成所の運営費補助などを行うことで看護職員の養成に努めるとともに、病院内保育所の運営費補助や無料職業紹介などの再就業促進事業を実施して、看護職員の定着促進を図ります。

- ・医学生・看護学生等への修学資金の貸与
- ・医療技術研修やセミナーの開催及び臨床・専門研修や就業に関する支援
- ・医師が不足する自治体病院等への医師派遣
- ・産科医等の処遇改善支援
- ・医師の働き方改革の推進
- ・県内の大学医学部との連携
- ・看護職員の養给力拡充強化
- ・看護職員の資質向上
- ・看護職員の定着促進
- ・看護職への再就業の促進
- ・県立保健医療大学における時代のニーズに合わせた人材育成に伴う機能強化

Ⅲ－１－①－４ 救急医療体制の整備

心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤救急患者の救命医療を行うことを目的に、24時間応需体制の救命救急センターを整備していますが、引き続き、救命救急センターの施設・機能の充実・強化及び運営の円滑化を図るとともに、重篤患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、ドクターヘリの運営を行います。

また、地域医療の現状を踏まえ、救命救急センターの指定等の検討を行います。

さらに、「千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」に基づく基本計画により、学校における心肺蘇生法の実施等に関する実習や商工団体などに働きかけを行うなど、より多くの県民に理解してもらい、AED使用率を向上させるための普及促進を図るとともに、県民の不安の解消や救急医療機関への患者集中の緩和を図るため、救急安心電話相談を実施します。

- ・救命救急センター（24時間応需体制）の支援
- ・ドクターヘリの運営
- ・地域医療の現状を踏まえた救命救急センターの指定等の検討
- ・AED（自動体外式除細動器）及び心肺蘇生法の普及促進
- ・救急安心電話相談の実施

Ⅲ－１－①－５ 周産期・小児救急医療体制の整備

分娩リスクの高い妊娠や高度な新生児医療等に対応できる医療施設である周産期母子医療センターに対し運営費等を支援するとともに、分娩リスクが伴う妊婦の搬送に関する母体搬送ネットワーク体制の整備や母体の県域を越えた救急搬送の仕組みづくりなど、周産期医療体制の整備を進めます。

また、保護者の不安の解消や救急医療機関への患者集中の緩和を図るための小児救急電話相談を実施するとともに、診療科領域を問わず、全ての重篤な小児救急患者を 24 時間体制で受け入れる小児救命救急センターや、夜間・休日に複数医療圏の小児二次救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院に対し運営費等を支援するなど、小児救急医療体制の整備を進めます。

- ・ 周産期母子医療センターの支援
- ・ 母体搬送コーディネイト体制（24 時間・365 日体制）の確保
- ・ 母体の県域を越えた緊急搬送の仕組みの整備
- ・ 小児救急電話相談の実施
- ・ 小児救命救急センターの支援
- ・ 小児救急医療拠点病院の支援
- ・ 小児救急医療に係る夜間・休日診療所運営の支援

Ⅲ－１－①－６ 自治体病院への支援

自治体病院の経営状況などについて定期的な実態把握を実施し、経営改善などの支援を行います。

また、自治体病院の役割分担に基づく機能再編や他の医療機関との連携推進や、地域に必要な医療機能を確保するために自治体が行う施設整備や医師確保の取組を支援します。

- ・ 自治体が行う医療施設整備に対する支援
- ・ 医師が不足する自治体病院等への医師派遣（再掲）
- ・ 医学生への修学資金の貸与

Ⅲ－１－①－７ 県立病院の充実強化

県立病院は高度専門医療や中核的な地域医療を担っており、より一層質の高い医療の安定的な提供と、医療の安全と患者の安心を最優先とする患者の視点に立ったサービス向上のため、効率的な経営、施設や医療機器の整備、医療人材の確保・育成及び災害医療の強化に取り組めます。

- ・ 安全・安心な質の高い医療の提供
- ・ (仮称) 総合救急災害医療センターの施設整備
- ・ がんセンターの施設整備
- ・ 千葉リハビリテーションセンターの施設整備
- ・ 安全で質の高い医療提供のための医療機器等の整備
- ・ 勤務環境改善や研修等の充実による人材確保及び育成
- ・ 災害医療の強化

施策項目Ⅲ－１－② 生涯を通じた健康づくりの推進

【目標】

県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現を目指し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に取り組みます。ライフステージや健康状態に応じて生き生きと生活できるよう、生活習慣病の発症予防と重症化防止を中心とした健康づくりを推進します。

【現状と課題】

平成22年（2010年）から令和元年（2019年）までの間で、本県の健康寿命は全国と同様に延伸しており、令和元年の健康寿命は、男性72.61年（全国72.68年）、女性75.71年（全国75.38年）と全国とほぼ同様の数値となっています。

県の健康増進計画「健康ちば21（第2次）」の中間評価（平成29年度実施）では、働く世代において、食生活や運動習慣、休養等の健康課題がみられたため、働く世代の健康づくりを進めていく必要があります。

がん・心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病は、その原因に食生活等の生活習慣が関与していることが分かっています。また、40歳代から増え始め50歳代で急激に増える傾向にあり、本県でも高齢化に伴い、これらの生活習慣病患者が増加しています。

このため、生活習慣病の発症予防と重症化防止のため、小児期からの望ましい生活習慣の獲得など、ライフステージに応じた対策を進めるとともに、介護を要する主な要因である脳血管疾患や運動器の障害を予防する必要があります。

県民の死亡原因の第1位であるがんは、予防と早期発見・早期治療が重要であることから、がん検診の受診率の向上を図るとともに、がん診療連携拠点病院及び千葉県がん診療連携協力病院を中心に、県民がどこに住んでいても、質の高い医療をはじめ、医療に関する情報提供やきめ細やかな相談支援が受けられる体制を整備する必要があります。加えて、科学的根拠に基づいたがん対策を推進するため、正確ながんの実態把握が必要です。

また、こころの健康づくりも、生き生きと自分らしく生きるためには重要です。県の自殺者数は、平成24年以降減少傾向にありますが、依然として年1,000人前後の方が亡くなっています。特に自殺は、病気の悩み等の健康問題のほか、失業、多重債務等の経済・生活問題、介護・看病疲れ、DV等の家庭問題など様々な要因が重なり発生するとされているため、相談支援機関相互の連携強化を図るなど、総合的に自殺対策を進めていく必要があります。

さらに、ひきこもりについては、その状態が長期間にわたり、本人とその親が共に高齢化する「8050問題」などが生じており、本人だけでなく、その家族も含めた対応が必要になります。

【取組の基本方向】

「健康ちば21（第2次）」の中間評価の結果も踏まえ、県民一人ひとりが健康状態に応じて生き生きと生活できるよう、個人のみでなく、生活背景である家庭・職場・地域にも視点を置いた生活習慣病対策を推進し、地域の特性に応じた健康づくり施策を支援

していきます。

生活習慣病が重症化すると、QOLの著しい低下を招き健康寿命にも影響することから、重要課題として重症化の防止対策を進めます。また、COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策に取り組むとともに、要支援・要介護状態とならないようロコモティブシンドローム（運動器症候群）やオーラルフレイル（口腔機能の虚弱）等の予防について、普及啓発を図ります。

さらに、県民ががんに関する正しい知識を持ち、がんの予防や早期発見に努めるとともに、がん患者とその家族の生活の質の維持向上が図られるよう、総合的かつ計画的ながん対策の推進を図ります。

こころの健康づくりについて、県民の不安や悩みを軽減できるよう支援します。また、ひきこもりについて、本人や家族に対する支援を進めます。

自殺対策については、相談支援機関相互間の連携体制の構築・強化に努め、自殺予防のための体制づくりを推進します。

【主な取組】

Ⅲ－１－②－１ 県民主体の健康づくりの推進

県民の高齢化、生活習慣病の増加などにより、医療費の増加が見込まれる中、県民の健康づくりを効果的に進めるため、県民一人ひとりの健康づくりに関する主体的な取組を行うとともに、働く世代の健康づくりを支援するため、健康な職場づくりを推進します。

また、県内の健康・福祉情報や、出生・死亡等の人口動態をはじめ、病気の罹患や介護に関する情報などを整理し、県民に分かりやすく発信するとともに、市町村等の健康づくりに係る施策立案・評価の基礎とするため、健診結果の活用、統計データの整理・分析などを行います。

さらに、ライフステージの課題に対応した望ましい食生活習慣の普及を図るため、市町村や関係団体、企業等と連携した食育の推進や適切に栄養管理された給食の提供推進など食の環境整備を進めるとともに、市町村歯科健康診査（検診）の実績を調査・分析し、効果的な取組等について助言を行うなど、市町村等の歯・口腔保健の取組を支援していきます。

- ・家庭や地域・学校・職場における健康づくりの取組の連携推進
- ・たばこ対策の推進
- ・地域における健康課題を示す各種統計情報の提供
- ・県民に向けた健康づくり情報の発信
- ・市町村と連携した県民の主体的な健康づくりの推進
- ・食育の推進など食を通じた健康づくり
- ・かかりつけ歯科医の周知・定着促進

Ⅲ－１－②－２ 生活習慣病の発症予防と重症化防止対策の推進

医療保険者が特定健診・特定保健指導を円滑に実施し、生活習慣病の有病者・予備群を減少させることができるよう、県民の主体的な健康づくりへの動機付けや効果的な特

定健診・特定保健指導を実施するための環境整備や人材育成について支援します。

青年期・壮年期・高齢期における生活習慣病予防及び重症化防止を図るため、適正体重の維持、野菜摂取増加や減塩対策等の普及や健康的な食事を入手しやすい環境づくりを進めます。また、喫煙（受動喫煙を含む）は生活習慣病への影響が大きいことから、たばこ対策の一層の推進を図ります。

- ・生活習慣病予防・重症化防止等のための情報提供・普及・連携
- ・市町村と連携した県民の主体的な健康づくりの推進（再掲）
- ・健康・体力づくりの推進
- ・ロコモティブシンドローム予防のための普及啓発
- ・食育の推進など食を通じた健康づくり（再掲）
- ・歯周疾患検診等の取組の周知・啓発
- ・たばこ対策の推進（再掲）

Ⅲ－１－②－３ 総合的ながん対策の推進

がんは昭和 57 年以降、約 40 年も県民の死因の第 1 位となっており、全死亡者に占める割合が約 3 割となっている一方で、医療技術の向上により、生存率も上昇していることから、県民一人ひとりががんの予防や早期発見に努め、がんになっても安心して納得した最善の医療を受けることにより、がん患者とその家族の生活の質の維持向上が図られるよう、総合的かつ計画的ながん対策の推進を図ります。

特に、がんは初期症状がほとんどないことが多いため、がん検診を受診して病変を早期に発見して治療に結び付けることが重要なことから、検診受診率や精度管理を向上させ、早期発見・重症化の予防を図ります。

また、がんになっても住み慣れた地域社会で生活し、自分らしく生きるため、緩和ケアを推進するとともに、療養や就労などに関する相談支援や情報提供の充実を図ります。

- ・がんの予防・早期発見の推進
- ・がん医療提供体制の充実
- ・緩和ケアの推進
- ・相談・情報提供・患者の生活支援の推進
- ・全国がん登録の推進及び活用

Ⅲ－１－②－４ こころの健康づくり・ひきこもり対策の推進

こころの健康づくりについては、県民一人ひとりがストレスに上手に対処できるよう普及啓発するとともに、精神保健福祉センターや各保健所においてこころの健康に関する相談を実施します。

また、ひきこもり対策については、ひきこもり地域支援センターや各保健所において、本人や家族からの相談に対応するとともに、支援を希望するひきこもり本人の自立を促すことで、本人及び家族等の福祉の向上を図ります。

- ・こころの健康づくりの普及啓発
- ・こころの健康づくりに関する相談の実施
- ・ひきこもりに関する相談の実施

- ・ひきこもりの自立支援の推進

Ⅲ－１－②－５ 総合的な自殺対策の推進

自殺については、相談支援機関相互間の連携体制の強化や、相談支援者への研修会の開催、健康や経済・生活等に関する諸問題の相談窓口の周知など、総合的な自殺対策に取り組むとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな対策が推進されるよう市町村・関係団体の取組を支援します。

- ・自殺予防に関する普及啓発
- ・相談・支援体制の強化

政策分野Ⅲ－２ 高齢者福祉と障害者福祉の充実

地域の多様な主体が「支える側」「支えられる側」といった関係を超えて支え合い、高齢者が生き生きと暮らし続けられる社会の実現を図ります。

また、障害のある人の社会参加を促進するとともに、ニーズに応じた福祉サービスを提供し、地域の中でその人らしく暮らせる環境づくりを推進します。

施策項目Ⅲ－２－① 高齢者福祉の充実

【目標】

高齢者が個性豊かに生き生きと安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

今後、本県の総人口は緩やかな減少を続ける一方で、65歳以上の高齢者は増加を続け、都市部を中心に75歳以上の高齢者が大幅に増加することや、高齢の一人暮らし又は高齢夫婦のみの世帯が増加すること、高齢者の5人に1人が認知症になることなどが見込まれています。

特に、本県においては、高度経済成長期の首都圏への人口集中に伴い、一斉に開発・供給された住宅団地で、急速に高齢化や単身高齢者等の増加が進んでおり、地域コミュニティの活力低下等の課題が生じています。

また、高齢者が意欲や能力を生かすことのできる社会づくりを進めるとともに、健康づくりや効果的な介護予防の取組、地域で暮らす多様な主体が「支える側」「支えられる側」といった関係を超えて、生きがいや役割を持って支え合うシステムづくりが求められています。

さらに、高齢化や社会資源の状況は地域ごとに異なることから、実情に応じた取組が求められます。一方で、人口減少などによる地域力低下という共通課題に対しては、地域に暮らし地域を知る住民が主体となって強みを生かしながら、行政と共に協働して取り組むことが必要です。

【取組の基本方向】

高齢者に対し、生涯現役社会の実現に向けた環境整備を推進するとともに、健康づくりや自立支援、介護予防・重度化防止の取組を促進します。

一方で、高齢者を支える地域づくりとして、様々な人が互いに見守り支え合う地域コミュニティの形成や暮らしやすいまちづくり、在宅医療や介護サービスの円滑な提供を推進するとともに、地域包括ケアの推進に向け、保健・医療・福祉・介護人材の確保・定着を推進します。

また、高齢化とともに確実に増加が見込まれる認知症の人やその家族を支えるために、総合的な認知症施策を進め、さらに、地域包括ケアシステムの構築や介護給付の適正化に取り組む市町村に対し、事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう具体的な助言・支援などを行います。

【主な取組】

Ⅲ－２－①－１ 生涯現役社会の実現に向けた環境整備と高齢者の健康づくりの促進

社会参加や就業に意欲のある高齢者が生きがいを持ちながら社会の中で役割を担う「生涯現役社会」に向けた地域づくりを推進します。

そのため、老人クラブ活動の活性化や高齢者が主体となって地域課題の解決に取り組む活動の促進など、高齢者の地域での活躍への支援を行うとともに、生涯大学校において、健康の保持増進、生きがいの高揚、地域活動の担い手育成の視点を基本とした運営を行っていきます。

あわせて、高齢者が自らの意欲や希望に合わせて働ける社会の実現を図るため、ハローワークとの連携の下、相談から就職までの一貫した就労・定着支援に取り組むとともに、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会に対する補助等を実施します。

また、高齢になっても健康で生き生きと自立して暮らせるよう、高齢者が自ら行う日常的な健康づくりの推進と介護予防等の取組を推進します。

- ・老人クラブ活動への支援
- ・生涯大学校における健康づくり・生きがいつくり・地域活動の担い手の育成
- ・高齢者への就労支援
- ・高齢者の健康づくりと介護予防の推進

Ⅲ－２－①－２ 地域包括ケアシステムの推進体制構築への支援

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、日常生活圏において住まい・医療・介護・予防生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、地域包括ケアシステムの推進のためには、県民の理解を促進する必要があることから、市町村と連携して県民に対して分かりやすい啓発を行います。

また、システム構築の要となる地域包括支援センターの機能強化を図るほか、各種研修やアドバイザー派遣など、市町村の課題に対応した支援を行います。

- ・地域包括ケアシステムの推進に向けた県民の理解の促進
- ・地域の個性に応じた体制づくりを進める市町村への支援

Ⅲ－２－①－３ 医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護・生活支援サービスの充実

75歳以上の高齢者は、医療と介護の両サービスの必要性が高まることから、保健、医療、福祉等の関係機関が連携体制を整備・推進し、医療と介護の両サービスが連携した包括的な在宅ケアサービスの構築を進めるとともに、在宅介護をはじめとする各種介護サービスの基盤整備と質の向上を図ります。

また、市町村が取り組んでいる、地域で活動する様々な団体やボランティア等を活用した高齢者の暮らしを支える地域づくりを支援します。

- ・地域リハビリテーションの推進（再掲）
- ・地域密着型サービス等の介護サービスの整備・充実

- ・介護サービスの質の確保・向上の促進
- ・切れ目のない在宅ケアサービスの提供に係る医療と介護の連携体制の構築支援（再掲）
- ・市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業への支援

Ⅲ－２－①－４ 高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進

生活の基盤である住まいについて、高齢者の多様なニーズに対応するため、情報提供体制の整備を促進するとともに、高齢者が安心して暮らせるよう、心身の状況に合った住まいへの住み替えやバリアフリー化などに取り組みます。

また、高齢者の増加に伴い、重度の要介護高齢者の増加が見込まれ、施設介護に対するニーズも増大すると考えられることから、広域型特別養護老人ホームなどについて、必要な目標数を定め、市町村と連携し整備を促進します。

さらに、公共交通機関や、県が管理する特定道路のバリアフリー化など、高齢者が暮らしやすいまちづくりを推進します。

- ・住まいに関する情報提供など多様な住まいのニーズへの対応
- ・自立や介護に配慮した住宅の整備促進
- ・特別養護老人ホーム等の整備促進
- ・福祉タクシーの導入促進（再掲）
- ・鉄道駅バリアフリー設備の整備支援（再掲）
- ・ノンステップバスの整備支援（再掲）
- ・特定道路のバリアフリー化対策の推進（再掲）

Ⅲ－２－①－５ 福祉・介護人材確保・定着対策の推進

福祉・介護職に関する理解の促進や福祉教育の充実を図るとともに、様々な層を対象に介護分野への新規参入を促進するためのきっかけづくりやマッチング支援、外国人介護人材の就業促進、介護ロボット・ICT導入支援事業による業務改善対策、働きやすい環境整備に係る取組への支援などを実施し、福祉・介護人材の確保・定着対策を推進します。

また、介護職員の処遇改善については、引き続き国に要望していきます。

- ・福祉・介護の仕事の魅力発信
- ・新規就業者の拡大
- ・潜在有資格者等の就労支援
- ・キャリアアップのための研修の促進
- ・福祉人材センターの運営
- ・外国人介護人材の就業促進
- ・介護ロボット・ICT導入支援
- ・働きやすい環境整備に係る取組への支援

Ⅲ－２－①－６ 高齢者の尊厳を守りながら地域で支え合う仕組みづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域において自分自身が孤立しないだけでなく、周りの人も孤立させないため、互いに見守り合う体制づくりや、高齢者の

生活を支える取組とその担い手の養成を促進します。

また、高齢者への虐待防止や早期発見・早期対応に向け、関係者の虐待対応技術の向上及びネットワークの整備促進に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

- ・「ちばSSK（しない・させない・孤立化）プロジェクト」の推進
- ・市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業への支援（再掲）
- ・生涯大学校における健康づくり・生きがいくくり・地域活動の担い手の育成（再掲）
- ・高齢者虐待防止対策の充実
- ・成年後見制度の周知及び地域における体制づくりの促進

Ⅲ－２－①－７ 認知症の方や家族の方などに対する総合的な支援の推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を正しく知ってもらう啓発活動に始まり、認知症の進行の段階に応じた適切な対応を継続的に展開する、総合的な認知症施策の推進を図ります。

また、「認知症予防」につながるよう、介護予防や自立した日常生活の支援などに取り組む市町村を支援します。

- ・認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進
- ・認知症予防の推進
- ・早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備及び多職種協働の推進
- ・認知症支援に携わる人材の養成
- ・本人やその家族への支援と本人発信支援
- ・若年性認知症施策の推進

施策項目Ⅲ－２－② 障害者福祉の充実

【目標】

障害のある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備します。

【現状と課題】

県内では、身体障害・知的障害・精神障害など、障害のある人が増加傾向にあります。加えて、発達障害や高次脳機能障害、難病等に起因する障害のある人に対する福祉サービスの提供も必要とされています。

こうした中、県内約4,400人の施設入所者や精神科病院の長期入院者など障害のある人の地域における住まいの場を確保するため、グループホーム等の拡充を図るとともに、日中活動の場の整備や相談支援体制の充実が必要です。

また、障害のある人の入所施設等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度障害にも対応できる支援等が求められています。

障害のある人の就労については、経済的な自立だけでなく、社会参加や自己実現のためにも重要であり、就労意欲のある障害のある人の就職件数を更に増やすとともに、就職後も安心して働き続けられるよう、障害特性に応じた就労支援と定着支援を行う必要があります。

さらに、障害のある子どもの療育においては、乳幼児から学校卒業後まで一貫した療育支援が受けられるよう、地域における療育支援体制の構築が求められています。

【取組の基本方向】

障害のある人の地域生活を支えるため、利用者の障害特性やニーズに応じたグループホーム等や日中活動の場の充実を図るとともに、重度の障害のある人への支援の充実を図ります。

また、就労のための福祉サービスの充実や、福祉サービス事業所を利用する障害のある人の賃金（工賃）向上、一般就労の促進と定着支援を図るとともに、身近な地域における相談支援体制や療育支援体制の充実強化を図るため、これらに従事する人材の育成及び関係機関の連携を推進します。

【主な取組】

Ⅲ－２－②－１ 入所施設等から地域生活への移行の推進

グループホーム等の量的拡充や支援の質の向上を図るとともに、日中活動の場の整備を推進します。

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、コミュニケーション支援や移動支援等の取組を推進します。

強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人など、障害の程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な人に対しては、入所施設が有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用しま

す。

また、共同住居より単身で生活したいというニーズを有する障害のある人のため創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。

- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・日中活動の場の充実
- ・地域生活を推進するための在宅サービスの充実
- ・重度・重複障害のある人等の地域生活の支援
- ・入所施設が有する人的資源や機能の活用

Ⅲ－２－②－２ 精神障害のある人の地域生活の推進

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があることから、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

また、長期入院精神障害者の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援に積極的に取り組んでいる精神科病院を「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院」として認定し、精神科病院に長期入院している患者の退院を促進します。

さらに、精神障害のある人が自立した生活を維持し、社会参加を支援するためのピアサポーターの活動を推進します。

このほか、精神症状の急激な悪化等に24時間対応する相談窓口を設置するとともに、精神科救急医療を確保するため、受入医療機関の拡充を図るなどにより、空床確保に取り組めます。

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・精神科救急医療体制の充実

Ⅲ－２－②－３ 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、相談活動等を通じて個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について、様々な立場の関係者で協議し、障害のある人に優しい取組を応援します。同条例及び障害者差別解消法について周知し、障害のある人への理解を広げ、合理的配慮が行われるよう推進します。

障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、市町村等関係機関との連携強化や研修の実施、県民への周知啓発等に努めます。

障害者差別解消支援地域協議会が各市町村に設置されるよう情報提供を行い支援するとともに、市町村職員を対象とした情報交換会の実施など、同協議会の活性化を図ります。

県で策定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知するほか、障害者ITサポートセンターや点字図書館、聴覚障害者情報提供施設の安定的な運営に努めます。さらに、「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に基づき、手話等の普及を促進するとともに、手話通訳者や要約筆記者、点訳・朗読奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の人材養成に取り組み、情報・コミ

コミュニケーションのバリアフリーを推進します。

また、「障害のある人に関するマーク」の県民への周知と理解の促進に取り組みます。

- ・障害のある人への理解の促進
- ・子どもたちへの福祉教育の推進
- ・地域における権利擁護体制の構築
- ・手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進
- ・情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発

Ⅲ－２－②－４ 障害のある子どもの療育支援体制の充実

障害のある子どもが、乳児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中核とした地域における療育支援体制の構築を図ります。

また、手帳の有無や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものために、障害児等療育支援事業を活用し相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ります。

医療的ケア児等の支援に関しては、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図るとともに、在宅医療機関等が医療的ケアを必要とする子ども等にも対応できるよう、医療関係者の一層のスキルアップに取り組みます。

さらに、放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、事業所の支援の質の向上を図ります。

また、重症心身障害児（者）等が入院・入所する千葉リハビリテーションセンターについて、施設整備に係る基本計画に基づき、県民ニーズに対応できる施設の整備に取り組みます。

- ・障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- ・障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
- ・医療的ケア児等に対する支援の充実
- ・障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実
- ・学校における医療的ケア児に対する支援の充実

Ⅲ－２－②－５ 障害のある人の相談支援体制の充実

各市町村において、障害のある人の自立支援や地域共生社会の実現に向けて関係機関と連携し、地域の実情に合った相談支援体制を構築できるよう、相談支援アドバイザーの派遣による助言や研修会の開催等により支援します。

また、障害者総合支援法のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の安定的な確保と質の向上を目指し、相談支援専門員の確保に努めるとともに、養成に係る各種の研修及び専門性向上のための専門コース別研修等を行います。地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される基幹相談支援センターについては、市町村にモデルを示し、設置促進を支援します。

- ・地域における相談支援体制の充実
- ・地域における相談支援従事者研修の充実

Ⅲ－２－②－６ 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の支援体制の充実や支援員の資質向上、積極的な企業での実習や求職活動等の支援体制の強化を図るとともに、障害のある人を雇用する企業を支援し、就職、職場定着、離職時フォロー等の支援を推進します。

また、福祉的就労を担う就労継続支援事業所に対し、事業内容の充実、経営改善など、障害のある人が働く力を十分発揮できる環境づくりを通じた賃金（工賃）向上に資する支援を実施します。

さらに、障害者就労施設への発注の拡大に向け、企業や自治体等からの発注に対応する共同受注窓口や、県内の就労施設等の情報をインターネットで提供する「チャレンジド・インフォ・千葉」等を通じて、受発注のマッチングを図っていきます。

また、障害のある人が働く際に、経済的自立のほか、自らの価値観に基づく「働き方」や「生き方」を追求し、多様な働き方の選択が尊重されるように支援を行い、安心して継続して働ける環境づくりに努めます。

- ・ 就労支援・定着支援の体制強化
- ・ 障害者就業・生活支援センターの運営（地域生活支援事業）強化
- ・ 障害のある人を雇用する企業等への支援
- ・ 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化
- ・ 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進
- ・ 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援

Ⅲ－２－②－７ 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

発達障害、高次脳機能障害のある人など、地域の支援施設等のみでは支援が困難な人に対する専門的支援拠点を設置し支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、支援者の育成や地域連携の強化に取り組みます。

医療的ケアが必要な障害のある人の在宅でのくらしを支援するため、市町村の支援状況の実態把握に努めるとともに、医療分野等との連携を含めた支援体制の整備等を行えるよう市町村への支援に取り組みます。

本人や家族の負担が大きい心身に重度の障害のある人に対しては、市町村が実施する負担軽減のための医療費助成について、引き続き補助を行います。

- ・ 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- ・ 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- ・ 重度・重複障害のある人の負担軽減の推進
- ・ 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進

第Ⅳ項 子どもの可能性を広げる千葉の確立

政策分野Ⅳ－１ 子育て施策の充実

妊娠・出産から子どもの自立までを総合的に支援するとともに、子育て世代の経済的な安定を確保することにより、子どもたちの成長を支えます。

施策項目Ⅳ－１－① 妊娠・出産・子育て環境の整備

【目標】

妊娠・出産・子育てに対する不安や負担を解消するとともに、仕事と生活のバランスの取れた働き方の実現を目指し、子育て家庭を応援します。

【現状と課題】

県民の結婚・子育ての希望を実現するためには、妊娠・出産・子育てのライフステージに応じて、誰もが安心して子どもを生み、育てられる環境を作ることが重要です。

一方で、子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因等の調査でも「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担が上位に来ていることから、これらの負担を軽減するための支援が必要です。

また、安心安全な出産を迎えるためには、妊娠 11 週までの妊娠届出により、適切な医療管理下において妊娠期の経過観察を行っていくことが重要ですが、約 5%が妊娠 12 週以降の妊娠届出となっているため、適切な時期の相談支援につなげていくことで、妊娠中の女性の不安の解消をしていくことが必要です。

さらに、晩婚化が進み、不妊治療を行う夫婦が増えています。不妊治療には高額な治療費が掛かることから、経済的負担と治療による精神的負担の軽減を図るため、支援体制の充実・強化を図るとともに、情報提供や相談体制の構築を行っていく必要があります。

加えて、妊娠をしても、流産や死産、生後 1 週間以内の新生児死亡などを繰り返す不育症についても、新たな助成制度の適正な実施と普及啓発を行うとともに、個々の状況に応じた不妊・不育の相談支援が必要です。

男女が共に意欲と能力を生かして働きながらも、子どもを安心して生み育てやすい社会の構築のため、企業や働く人々の意識啓発や、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりの促進を図ることが必要です。

【取組の基本方向】

母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、市町村が運営する子育て世代包括支援センターについて、その機能を十分に発揮できるよう、センター職員の資質向上に取り組み、産後ケア事業の充実資する情報提供を行うとともに、妊娠中の女性の不安を解消し安心して出産できるよう、相談体制を整えます。

また、子どもの保健対策の充実及び子育てに係る保護者の経済的負担の軽減のため、

子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費助成について、県と市町村が一体となり取り組みます。

さらに、幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、国の修学支援制度や県の授業料減免制度等による支援を行い、教育費の負担を軽減します。あわせて、教育費の支援制度の周知を図ります。

加えて、不妊や不育に悩む方に支援制度の広報周知を行うとともに、若い世代へ不妊・不育に関する正しい知識の普及啓発を推進していきます。

共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、幅広く男女共同参画意識の普及啓発を行います。

【主な取組】

Ⅳ－１－①－１ 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援

県民の結婚や妊娠・出産の希望をかなえるため、これらのライフステージにある県民に対し、スマートフォン用アプリやウェブサイトを活用して、県や市町村が実施するイベントや各種支援等に関する情報提供を行うとともに、これからの社会を担う若い世代が、自らの希望がかなうライフデザインを考えるよう意識の醸成を図ります。

また、不妊に悩む方へ支援制度の広報周知を行うとともに、若い世代へ不妊に関する正しい知識を普及啓発していきます。あわせて、不育症について、検査費用の助成や制度の広報を行います。

- ・ライフステージに応じた情報提供
- ・若者のライフデザインの設計に向けた意識の醸成
- ・若い世代に向けた妊娠・出産・不妊に関する知識の普及啓発
- ・不妊・不育に悩む人への支援

Ⅳ－１－①－２ 健康で安心な子育て環境づくりと経済的負担の軽減

母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、子育て世代包括支援センター職員に対するスキルアップ研修と産後ケア事業について情報提供を行います。また、妊娠中の女性の不安を解消し、安心して出産できるよう、より一層の普及啓発と適正な相談支援を行います。

さらに、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減等のため、医療費助成に県と市町村が一体となって取り組むとともに、人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するため、幼児教育・保育の無償化を実施します。あわせて、経済的理由により修学が困難な生徒に対する、国の修学支援制度や県の授業料減免制度等による支援を行い、教育費の負担を軽減するとともに、教育費の支援制度の周知を図ります。

加えて、ひとり親世帯の安定的な雇用（正規雇用等）を促進するため、技能習得や資格取得を支援します。

- ・子育て世代包括支援センターの運営支援
- ・妊婦や乳幼児等の健康を守る体制づくり
- ・子ども医療費の助成

- ・子どもの修学への支援（再掲）
- ・ひとり親世帯への経済的支援等の実施

Ⅳ－１－①－３ 働きながら生み育てやすい環境づくり

男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心して子どもを生み育てやすい社会の構築のため、企業や働く人々の意識改革や、育児休暇の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりの促進を図ります。

また、結婚、妊娠、出産などのライフステージの変化により大きな影響を受ける女性が活躍しやすい環境づくりのため、企業・県民の意識啓発を図ります。

- ・働き方改革の推進（再掲）
- ・女性が活躍しやすい環境づくりのための企業・県民の意識啓発

Ⅳ－１－①－４ 男女が協力して子育てできる環境づくり

共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、企業などと連携した幅広い男女共同参画意識の普及・啓発を行います。

また、男女共同参画に関する講座や地域での活動を促進することにより、多様な価値観を持つ男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に責任を持ちながら、子どもを生み育てる意識の醸成を図ります。

- ・企業等との連携などによる男女共同参画の意識の普及・啓発（再掲）
- ・仕事と家庭の両立支援に取り組む企業等の表彰（再掲）
- ・働き方改革の推進（再掲）

施策項目Ⅳ－１－② 地域による子育て支援の充実

【目標】

保育サービス等の充実を図るとともに、子育てを地域社会で支える環境づくりを推進します。

【現状と課題】

現在、核家族化や共働き世帯・ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などを背景に、子育て家庭の不安や負担感が増えています。

このため、子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができる環境を整備するため、企業や地域等と連携しながら、支援体制を構築していくことが必要です。

また、共働き世帯の増加や働き方の多様化などに伴い、保育所等での一時預かり、幼稚園の預かり保育や育児相談をすることのできる施設など、多様化する子育て支援ニーズへの対応が求められています。

さらに、女性の労働力率の上昇に伴い、今後も保育ニーズの増加が見込まれることから、受け皿となる保育施設の整備や、子どもが健やかに育ち安心して過ごせるように保育の量と質の維持・向上に向けた保育人材の確保・定着が必要です。

【取組の基本方向】

子育ての不安感を和らげ、安心して子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援の充実を図ります。

また、待機児童の解消をはじめとする地域の課題解決に向けて、地域の実情に応じた多様な保育施設の整備等を促進するとともに、保育士等人材の確保・定着のため、民間保育士の処遇改善や潜在保育士の雇用促進、保育士等の働く環境の整備等に取り組みます。

さらに、子育て家庭の親と子が身近な場所で交流したり、育児相談をすることのできる地域子育て支援拠点や、延長保育・病児保育など、多様な保育ニーズに応じた、きめ細やかな保育サービスの推進を図ります。

加えて、地域の企業や商店等に子育て支援に積極的に参加してもらう仕組みづくりを進め、県民全体で子育てを支える機運の醸成を図ります。

【主な取組】

Ⅳ－１－②－１ 待機児童の解消に向けた保育所整備等の促進

待機児童の解消に向けた民間保育所や認定こども園の整備促進と新たな保育需要への対応及び、より質の高い保育環境整備のため、民間保育所等の創設・増改築等による施設整備の促進を図ります。

また、地域の実情に応じた保育需要に対応するため、小規模保育や家庭的保育等を支援することなどにより、待機児童対策の推進を図ります。

- ・ 保育所の整備促進
- ・ 認定こども園の普及促進

- ・小規模保育・家庭的保育等・多様な待機児童対策の推進

IV-1-②-2 保育人材の確保と資質の向上

保育現場で働く人材を確保するため、保育の資格取得を目指す学生や、資格を持ちながら保育所などに勤務していない潜在保育士などに対する支援を行い、県内保育所等への就職を促進するとともに、民間保育所等における保育士の処遇改善や基準を上回る職員の配置を促進します。

また、保育の質の維持向上に向けて、保育士の経験年数や各施設の状況に応じた研修等を実施し、保育士等の資質向上に取り組むとともに、安心して働ける環境づくりを進めます。

- ・学生等に対する保育士への就業促進
- ・ちば保育士・保育所支援センターの活用による潜在保育士等への就職支援
- ・保育士の処遇改善と配置改善
- ・保育士等の資質の向上
- ・保育士等が働きやすい環境の整備

IV-1-②-3 多様な子育て支援サービスの充実

就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに応じ、延長保育や病児保育、医療的ケア児の受入れ、一時預かり、休日保育など地域における多様な子育て支援サービスを推進します。

また、放課後児童クラブにおける保育需要に対応するため、施設整備を更に進めていくことに加え、放課後児童支援員の確保・定着や資質向上を図ります。

- ・延長保育や病児保育、医療的ケア児など多様な保育ニーズへの対応
- ・地域子育て支援拠点施設等への助成
- ・放課後児童クラブへの助成

IV-1-②-4 企業参画による子育て支援

県全体で子育て家庭を応援するため、県内の企業や商店等の協力を得て、子育て家庭が買物などの際、割引等のサービスを受けられる「子育て応援！チーパス事業」を実施します。

また、協賛店拡大のため、各店舗への個別周知やホームページでのPRなどの取組を推進します。

- ・企業参画型子育て支援事業（子育て応援！チーパス事業や「チーバくん」を活用した子育て応援事業）の推進
- ・協賛店拡大のための取組の実施

施策項目Ⅳ－１－③ 子どもの健やかな成長と自立

【目標】

次代の担い手である子どもたちが心身共に健やかに生まれ育ち、幸せを実感しながら、社会的にも経済的にも自立した若者に成長できるよう支援します。

【現状と課題】

本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和48年（1973年）の82,960人をピークに減少傾向が続き、令和2年（2020年）には40,168人となっています。合計特殊出生率も、昭和51年（1976年）に2.0を下回り、令和2年は1.28と依然として少子化傾向に歯止めがかかっていません。

こうした中、核家族化、地域のつながりの希薄化、ひとり親世帯の増加などによる子育て中の保護者の孤立化等が原因となり、家庭の教育力の低下が見られます。

また、若者が結婚し、安心して子どもを生み、育てるためには、経済的な自立が大きな要件となっていますが、令和2年の労働力調査によると、令和2年のフリーター数は136万人となっており、不安定な生活を送っている若者が依然多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められています。

さらに、子どもが社会の一員として尊重され、虐待などのつらく悲しい思いをすることのない社会をつくるのが大切です。本県の児童相談所における令和2年度の児童虐待対応件数は、9,863件と増加の一途をたどっており、児童虐待は、社会全体で早急に解決しなければならない重要な課題となっています。

子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を地域や社会全体で守っていくため、虐待の未然防止、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

加えて、子どもたちが経済的に困難な状況に置かれたことにより、様々な機会を奪われ、人生の選択肢を狭めてしまう可能性のある「子どもの貧困問題」への対応が課題となっています。

【取組の基本方向】

全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、ウェブサイトや啓発リーフレットなどにより、幼児期からの子育てに役立つ情報を提供するとともに、子育てや家庭教育支援に関する講座など、保護者の学習機会の充実を図ります。

また、子どもたちを次代の担い手として育成するために、学校教育において、子どもを生み育てることの意義や家族の役割などについての学習機会の充実、自他を思いやる心を育てる道徳教育の充実、地域における体験活動や文化活動等への参加・参画の促進、並びに職場見学や職場体験などにより勤労意識や職業観を養うなどキャリア教育の推進を図ります。

さらに、若者の職業能力開発に関するニーズは多様になっており、ニーズに応じた訓練を展開するとともに、安定的な就労につながるよう職業能力開発の支援を推進します。

加えて、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所や市町村などの相談・支援体制

を強化し、各機関の連携を図るとともに、児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、自立支援まで切れ目のない支援の展開や、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な環境で生活を送れるよう里親等委託率の向上、施設の小規模化・地域分散化を図ります。

全ての子どもたちが、置かれた環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長できるよう、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援」「経済的支援」「支援につなぐ体制整備」を5つの重点的支援施策とし、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【主な取組】

IV-1-③-1 子どもの成長の支援と家庭教育力の向上

市町村母子保健担当者等の資質の向上を目的とした研修の実施や、市町村が実施する乳幼児健康診査の内容の充実、受診率の向上に向けた支援を行うとともに、保育や幼児教育の充実に努めます。

また、子どもたち一人ひとりが、生命の大切さや家庭や社会との関わりの大切さを学ぶとともに、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力を身に付ける取組を推進します。

さらに、保護者の役割や発達段階に応じた子育てなどについての情報の提供と学習機会の充実を図り、家庭教育力の向上を支援します。

- ・母子保健事業関係者への研修
- ・新生児聴覚検査検討会
- ・子育て世代包括支援センターの運営支援（再掲）
- ・保育や幼児教育等の充実
- ・かけがえのない子どもを育てるための教育の推進（再掲）
- ・学校におけるキャリア教育の更なる推進（再掲）
- ・学校・家庭・地域が連携した家庭教育の推進（再掲）

IV-1-③-2 若者の経済的自立と就労支援

安定的な就労に結び付く職業訓練や相談から就職までの一貫した支援、企業に対する要請・啓発などにより、正規雇用としての就労・定着を促進します。

また、若年無業者への職業的自立支援のほか、フリーターをはじめとする職業能力を形成する機会に恵まれなかった若者の多様なニーズに合った就労・定着支援を実施します。

- ・正規雇用での就労を希望する若年者に対する支援（再掲）
- ・若年無業者等の職業的自立支援（再掲）
- ・雇用に結び付く効果的な職業訓練の実施（再掲）

IV-1-③-3 児童虐待防止と社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のためには、妊娠期から子育て期までの一貫した相談支援や要保護児童対策など、地域におけるネットワークづくりが重要であることから、児童相談所や市町村等の体制・機能強化を進めるとともに、関係機関との円

滑な連携体制を構築します。

社会的養護を必要とする子どもたちの里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、児童養護施設等について、家庭的養護を推進するため、施設の小規模化や地域分散化など必要な整備を図ります。また、子どもたちが一般の家庭と同じスタートラインに立って社会に自立していけるような体制づくりを進めます。

さらに、教職員が児童虐待の防止及び適切な早期発見を行えるよう、学校や教育機関等の職員を対象とした児童虐待に係る研修などを通じて虐待への対応力の向上を図るとともに、市町村や児童相談所などの関係機関との連携を強化し、児童虐待への円滑な対応を図ります。

加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制を構築するとともに、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、研修等を充実させ、教職員が不当な圧力に毅然と対応できる体制の構築を図ります。

- ・児童相談所の体制・機能強化
- ・市町村の体制・機能強化の促進
- ・児童虐待防止に係る周知・啓発活動の実施
- ・里親等委託の推進
- ・養親希望者手数料負担に係る支援
- ・児童養護施設等のケア単位の小規模化の推進
- ・児童養護施設退所者等の自立支援
- ・教育機関等職員への研修の充実・強化
- ・学校における子どもに関わる相談機能の充実
- ・ヤングケアラーの支援体制の強化

IV-1-③-4 子どもの貧困対策の推進

子どもたちが健やかに育つことのできる環境の整備と、教育機会の均等を図るとともに、子どもの貧困の原因が保護者等の状況と複合的に結び付いているため、保護者に対する就労・経済的支援を行います。

また、貧困状態にあっても、支援が届かない又は届きにくい子どもや家庭に気づき、適切な支援につなぐための体制整備を図ります。

- ・子どもの修学への支援
- ・子どもや保護者への生活の支援
- ・ひとり親世帯への経済的支援等の実施（再掲）
- ・保護者の就労への支援
- ・学校を核とした子どもへの支援
- ・児童養護施設等の子どもへの支援
- ・適切な支援につなぐための体制整備

政策分野Ⅳ－２ 教育施策の充実

大きな社会的変化・変革の中で、新しい時代に対応する「生きる力」を持ち、千葉県の未来を担う子どもや若者を育てるため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携した取組を進めていきます。

施策項目Ⅳ－２－① 未来を切り拓く人材の育成

【目標】

様々な社会的変化を前向きに受け止め、「知」「徳」「体」のバランスの取れた「生きる力」やコミュニケーション能力、創造性など人間本来の普遍的な力を備え、将来、社会で活躍し、千葉県の未来を担う人材を育成します。

【現状と課題】

I o TやA Iなど技術革新の進展が社会や生活を大きく変えていく Society5.0 時代が到来しつつある中で、新型コロナウイルス感染症による生活や経済への影響もあいまって、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきています。こうした時代において、全ての子どもたちが夢や目標を持ち、将来、生まれ育った地域や世界で活躍することができるよう、個々の能力や可能性を最大限に伸ばし、千葉県の未来を担う人材を育成することが求められています。このため、学校教育においては、子どもたち一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら、人生を切り拓いていける力を育成することが必要です。そしてその基礎となるのが自己肯定感です。

現在、日本の子どもたちの自己肯定感は諸外国と比べて低いとされています。ありのままの自分を受け入れ、自信を持って他者や社会と向き合いながら想定外の変化も前向きに受け止め、不透明な時代を自分らしく生き抜くために、子どもたちに「知」「徳」「体」のバランスの取れた「生きる力」を身に付けさせることが必要です。

そのため、学力の重要な３要素とされている「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を柱とした資質・能力を身に付けさせるとともに、幼児期から自然の中での遊びや外遊び等、五感を通して学ぶ体験活動の機会を充実するなどして、豊かな情操や規範意識、コミュニケーション能力や創造性など人間本来の普遍的な力を育むことが重要です。さらに、学校や社会における課題に対し、体験的な活動を通して、子どもたちが主体的に解決策を考え、提案するなど、様々な場で子どもの参画を促し、積極的に行動する姿勢を育むことも必要です。あわせて、健康で安全な生活を営むために必要な身体能力、知識、望ましい生活習慣を身に付けさせる必要があります。

また、障害のある子どもたちについては、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行い、自立と社会参加を見据えた力を育成していくことが重要です。

【取組の基本方向】

子どもたちの学習意欲を高め、学力向上を図る取組を重点的に進めるとともに、I C

Tを有効活用した学習活動を充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、学びの質を高めます。読書活動の推進や外国語教育の充実にも取り組んでいきます。

また、子どもたちの自己肯定感、自己有用感などを育成し、豊かな心を育むために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、いじめ防止対策を道徳教育と一体的に進めていきます。あわせて、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の中で、山、川、海などの自然環境を活用したり、人・社会等と直接関わったりするなど五感を通して学ぶことができる体験活動を推進します。

健康・体力づくりについては、体育・健康に関する活動の充実を図るとともに、感染症対策も含めた体系的な保健教育、家庭や地域と連携した食育などを推進していきます。

さらに、障害のある子どもの一人一人の教育的ニーズを把握して、連続性のある「多様な学びの場」における教育内容や指導方法の改善・充実を図るとともに、障害のある子どもに対する相談・支援体制を充実させます。

また、子どもたちの発達の段階に応じて、特別活動を要にしつつ、各教科等の学びと将来の職業との関連などを考えさせる系統的な一貫性のあるキャリア教育を、学校の全ての教育活動を通じて推進します。

あわせて、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実を図るため、幼児教育に携わる職員の専門性の向上を図るとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な移行に資する取組を進めます。

加えて、子どもたちが郷土や国の歴史や伝統文化を受け止め、愛する心を持つとともに、国際社会の担い手となるための教育を推進します。

【主な取組】

IV-2-①-1 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

子どもたちの学習意欲を引き出し、学力向上を図るため、効果的な学習指導を進めることができるよう、教員の授業力の向上を図るとともに、子ども自身が、自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立て、達成に向けて努力するための効果的な学習教材の提供を行います。

また、各教科等においてICTの活用を進め、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組を進めます。

さらに、子どもたちの読書への関心を高めるとともに、読書に親しむ習慣の定着を図り、子どもたちの読解力や創造力、思考力、表現力等の育成を推進します。

あわせて、子どもたちが世界への視野を広げ、外国語で自らの考えを発信し、コミュニケーションを図ろうとする態度を育てる取組を進めます。

- ・学習意欲を高め学力向上を図る取組の推進
- ・学びの質を高め、情報活用能力を育むICT利活用の推進
- ・「読書県『ちば』」の推進
- ・コミュニケーション能力を伸ばす外国語教育の充実

IV-2-①-2 豊かな心を育む教育の推進

子どもたちの自己肯定感や自己有用感を育むとともに、一人一人が自己を見つめ、人間としての在り方や生き方を自覚し、人生をより良く生きるために、その基盤となる生命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識などを養う道徳教育を推進します。

また、いじめの早期発見、早期解決のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。

さらに、より良い学校生活を築くための体験的な活動である学校行事や、自然や人・社会等と直接関わる体験活動を通して、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の中で、他者の役に立ったり、課題の解決に主体的に参画したりした経験などの積み重ねにより、子どもたちが自己有用感に裏付けられた自己肯定感を感じられるようにするとともに、課題に向き合う姿勢を育みます。

加えて、共生社会の実現に向けて、障害のある人や高齢者等を含めた他者への理解やボランティア精神のかん養、グローバル社会に向けた異文化への理解等を図るために全県を挙げて取り組んできたオリンピック・パラリンピック教育の理念を継承する取組なども通じて、自他を尊重する人権意識の啓発を推進します。

- ・豊かな情操や道徳心を育む教育の推進
- ・安心して学べる環境を実現するいじめ防止対策等の推進
- ・五感を通して学ぶ体験活動の推進
- ・オリンピック・パラリンピック教育の理念の継承

Ⅳ－２－①－３ 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

学校生活における体育・健康に関する活動の充実とともに、家庭や地域と連携して基本的な生活習慣の見直しや改善を図ります。また、運動部活動指導員の配置に取り組み、専門的な部活動指導を受ける機会を増やすなど、生徒のニーズに応じた活動を推進します。

また、児童生徒が、健康の保持増進について自ら考え、主体的に判断し、望ましい行動に結び付けるための指導の推進など、学校保健の充実を図ります。

さらに、栄養教諭を中核に学校・家庭・地域が連携し、鮮度が良く栄養たっぷりでおいしい千葉県産の農林水産物である「ちばの恵み」を取り入れた食育を推進します。

- ・体力向上を主体的に目指す子どもの育成
- ・健康・体力づくりのための外部人材の活用
- ・健康を守る学校保健の充実
- ・食育の推進など食を通じた健康づくり（再掲）

Ⅳ－２－①－４ 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など障害のある子どもたちの「多様な学びの場」の環境整備と、関係者、関係機関の連携強化により、就学前から高等学校及び特別支援学校卒業までの切れ目ない支援体制の充実を図り、一人一人の子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばす取組を推進します。

また、入院児童生徒を対象としたオンラインによる遠隔指導や、タブレット等の活用により教科指導の効果を高め、児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、視線入

力装置などを活用して、障害による学習上の困難を改善・克服できるようにするなど、ICTの適切な活用により教育の質の向上を図ります。

さらに、就職を目指す特別支援学校生徒を対象に、企業等で実施する実習の充実を図ります。

- ・障害のある子どもの学びと切れ目ない支援体制の充実
- ・ICTの利活用による教育の質の向上
- ・卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

IV-2-①-5 学びを将来へとつなぐ系統的なキャリア教育の推進

学校における全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界等との連携の下、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進します。子どもたちに目標を持たせるとともに、それぞれの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を身に付けるために、キャリア教育に係る教職員の意識と指導力の向上を図ります。

また、将来の労働市場を見据え、社会で求められ活躍することのできる人材を育成するために、地元企業等と連携した専門的職業教育の充実に向けた取組や、地域で必要とされる人材育成のための教育の充実を図ります。

さらに、障害のある生徒の学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、就労支援の充実を図ります。

- ・学校におけるキャリア教育の更なる推進
- ・学校と地域・社会、産業界等が連携・協働したキャリア教育支援体制の構築
- ・地域で必要とされる人材育成のための職業教育の推進
- ・障害のある生徒の自立・社会参加を支援するネットワークの構築

IV-2-①-6 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

子どもたちの将来に大きな影響を与え、義務教育以降の教育の土台となる幼児期の教育の充実が重要であることから、保育教諭、幼稚園教諭、保育士などの確保に努めるとともに、資質・能力の更なる向上に向けて、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を充実します。

また、幼児教育アドバイザーを県内の幼稚園、認定こども園、保育所等に派遣し、教員等の指導力向上や、教育課程、指導計画等に係る指導助言を行い、各施設の状況に応じた教育・保育の質の向上を図ります。

あわせて、「子ども・子育て支援制度」の実施主体である市町村を支援していきます。

さらに、幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教員との意見交換や合同研究の機会等を設けることなどにより、円滑な接続を図ります。

- ・教職員の専門性の向上をはじめとした幼児教育の質の向上
- ・幼児教育と小学校教育の接続の円滑化
- ・保育士等の資質の向上（再掲）

IV-2-①-7 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成

子どもたちが郷土や国の歴史、伝統文化、風土に対する関心や理解を深め、尊重する態度を身に付けるとともに、郷土や国を愛する心と誇りを持ち、自信を持って発信することができる力を育むための教育活動を充実します。

また、日本人としての自覚とアイデンティティの確立、異文化理解を重視した教育活動の推進を図るとともに、オンラインも活用した姉妹校交流や海外留学に関する支援、短期海外派遣等の事業を充実させ、社会のグローバル化に対応し、国際社会における日本の役割を意識しながら、世界で活躍することのできる人材の育成を目指します。

- ・郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進
- ・多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成

施策項目Ⅳ－２－② 子どもたちの自信を育む教育の土台づくり

【目標】

千葉県未来を担う子どもたちに、自信を育み安心して学ぶことのできる教育環境を整備するとともに、様々な困難を有する子どもたちが健やかに成長し、誰一人取り残すことのない教育を実現します。

【現状と課題】

学校は、子どもたちが自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う人間形成の場としての役割を担っています。

令和2年度から実施されている新学習指導要領では、より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、連携・協働しながら新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であるとされています。

そのため、優れた資質を有する教員の採用を進めるとともに、教員自らが使命感や責任感を持ち、指導力の向上に取り組む必要があります。さらに、教員が、スクールカウンセラーなどの多様な専門性を持つ職員等と連携しながら、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる「チームとしての学校」をつくり上げていくことが必要です。

また、正規の勤務時間を超えて勤務する教職員が多く見られる中、学校における働き方改革を進める必要があります。

さらに、保護者や地域住民、民間人材など学校を支える学校外の力を最大限に活用し、子どもの学びや体験を支援するとともに、地域とともにある学校づくりを進めることが重要です。

また、県内には、人口減少、少子化の進展により、学校・学級の小規模化が進んでいる地域がありますが、どの地域でも質の高い教育を行うことができるよう、高い専門性を有する教員の配置など学校の指導体制を充実することが重要です。あわせて、公教育の一翼を担う私立学校の振興を図ることや、全ての学校を安全・安心な学びの場とするよう、施設の老朽化対策や安全教育を進めていく必要があります。

さらに、家庭の経済的状況や、様々な生活上の困難にかかわらず、どんな環境に生まれ育った子どもにも最善の未来を用意していくことが重要です。そのために、いじめ、不登校などに関する教育相談体制の整備や、教育費負担の軽減、学び直しの機会の提供など、多様なニーズに対応した教育を推進していくことが求められています。

【取組の基本方向】

地域とともにある学校づくりや、新しい時代に対応した魅力ある学校づくりを着実に進めます。また、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、質の高い教育を保障することができるよう、専科指導や少人数指導など多様な指導方法による学校の指導体制を充実するとともに、地域と連携して、学校を支える支援体制を構築します。さらに、私立学校の教育水準を一層向上し、経営の健全性を高めるとともに、在籍する幼児児童生徒

及び保護者の経済的負担の軽減などを通して、私立学校の振興を図ります。あわせて、各学校や教育施設の老朽化対策などの環境整備や安全教育を進めます。

新しい時代の教育を担う教員の養成については、熱意ある教員の採用を可能とする教員採用選考の充実・改善に取り組むとともに、ICTの活用をはじめとする実践的指導力を高める研修体制の充実により、教員の質と教育力の向上を図ります。また、学校における業務の見直しや教職員の意識改革など、学校における働き方改革を着実に推進します。

加えて、相談支援体制の整備やスクールカウンセラー等の配置による不登校児童生徒とその家庭等への支援を進めるとともに、様々な困難を有する子どもたちの学び直しの機会の提供や教育費負担の軽減、外国人児童生徒等の受入体制の整備等を進めるなど、児童生徒の多様なニーズに対応し、誰一人取り残すことのない教育の実現を目指します。

【主な取組】

Ⅳ－２－②－１ 人間形成の場としての活力ある学校づくり

社会の変化や児童生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動が可能となるよう、地域に開かれた魅力ある学校づくりを着実に進めます。各学校においては、専科指導や少人数指導など多様な指導方法による指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進します。特に小学校においては、専門的な教科指導の充実を図るための専科教員の配置を進め、児童の学びの質を高めます。学校を支援する体制については、スクールロイヤーやスクール・サポーターなど専門的知見を持った人材による指導助言の充実を図ります。また、高等学校については、令和４年度を始期とする改革推進プランに基づき、魅力ある高等学校づくりを着実に進め、特別支援学校については、学校の新設や校舎の増築などにより過密状況の解消を図ります。

私立学校については、その教育水準を一層向上し、経営の健全性を高めるとともに、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図るなど、振興を図ります。加えて、教職員研修の合同開催などにより、公立学校と私立学校との一層の連携・協力を推進します。

さらに、各学校及び教育施設の老朽化対策等を計画的に進めます。子どもたちが適切に判断し行動できる力を身に付け、事故や犯罪等に巻き込まれないための安全教育及び防災教育の充実を図ります。

- ・地域に開かれた魅力ある学校づくり
- ・豊かな学びを支える学校・学習環境づくり
- ・私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携の推進
- ・安全・安心な学びの場づくりの推進

Ⅳ－２－②－２ 教育現場の重視と教職員の質・教育力の向上

優れた資質を有する教員の採用のため、教員採用選考の改善等を進めるとともに、教員採用選考の志願者の確保に努めます。

また、教員の研修体制の充実により、ICTの効果的な活用など主体的・対話的で深い学びの実現に向けた実践的指導力や、生徒指導上の諸課題などに対する実践力の向上

を図り、信頼される質の高い教員の育成を推進します。

さらに、教職員の働き方改革を進めるため、「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教職員の業務内容の見直しと意識改革を進めるとともに、ICTを活用した業務改善や外部人材の活用などを図ります。

- ・熱意あふれる人間性豊かな職員の採用
- ・信頼される質の高い教員の育成
- ・教職員が子どもと向き合う時間を確保するための取組の推進

IV-2-②-3 多様なニーズに対応した教育の推進

いじめや不登校など、支援を必要とする児童生徒に対して、家庭と学校が連携して問題解決に取り組めるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材を活用し、子どもや家庭に対する相談支援体制を充実します。また、不登校児童生徒の教育機会が確保されるよう、市町村設置の教育支援センターや民間団体との連携を今後一層密にし、支援の充実を図ります。

さらに、学ぶ意欲と能力のある全ての県民に対し、学習支援や学び直しの機会の提供など、学びへの機会確保を進めます。

あわせて、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、地域住民の協力による学習支援など地元の団体や人々など様々な主体と連携した取組を推進するとともに、高等学校等の生徒に係る教育費負担の軽減を図ります。

加えて、外国人児童生徒等の、日本語指導が必要な児童生徒に対する受入体制の充実を図ります。

- ・不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
- ・学び直しなどの再チャレンジの機会の充実
- ・経済的・家庭的理由など様々な困難への支援
- ・外国人児童生徒等の受入体制の整備

施策項目Ⅳ－２－③ 地域全体で子どもを育てる体制づくり

【目標】

千葉県の未来を担う子どもたちの成長や学びを地域全体で支援するため、つながりや支え合いによる地域コミュニティを形成するとともに、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが力強く連携・協働し、全ての大人が子どもの育成に関わる体制を構築します。

【現状と課題】

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により、家庭や地域社会における教育力の低下が見られます。多様な価値観を持った人々との交流や体験の機会が減少し、子どもたちの規範意識や社会性、自尊感情が低下するといった影響も見られます。

家庭における教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣や豊かな情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っています。全ての子どもが適切な家庭教育を受けることができるよう、保護者の学びを支援するとともに、家庭と地域のつながりを築き、強固なものにすることなどにより家庭の教育力を高めていく必要があります。

また、子どもたちが自立して心豊かに力強く社会で生き抜く力を培うためには、学校だけではなく、家庭・地域において多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていくことが必要です。このため、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが連携・協働して、子どもたちの多様な教育活動を支援する体制づくりを進めることが求められます。

【取組の基本方向】

保護者の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供、家庭教育が困難な状況にある保護者に対するアウトリーチ型家庭教育支援など、行政機関、学校、地域などが連携して、チームとして相談対応の充実を図ります。

また、学校が地域と目標やビジョンを共有し、学校を核として地域全体で子どもたちを育てていく体制づくりを進めます。

【主な取組】

Ⅳ－２－③－１ 全ての教育の出発点である家庭教育への支援

保護者による家庭での教育を支援するため、学校を通じた情報提供やウェブサイトによる情報発信など、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。

また、子育て中の保護者を孤立させることのないよう、家庭教育支援に必要な人材の育成を図るとともに、企業やNPOなど様々な主体の参画を促進し、家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進めます。

さらに、中学生や高校生が、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役割や、子育ての意義等について学ぶ機会の充実を図ります。

- ・保護者の学びや子育てなどへの支援

- ・学校・家庭・地域が連携した家庭教育の推進
- ・かけがえのない子どもを育てるための教育の推進

IV-2-③-2 家庭・地域と学校との協働により地域全体で子どもを育てる体制の構築

学校における日々の教育活動や、放課後児童クラブ、放課後子供教室などでの教育活動において、地域住民や専門的知見のある企業・団体関係者などの地域人材等の参画により、子どもたちの多様な学びや体験を支援する地域学校協働活動を推進し、地域における教育の質の向上を図ります。

あわせて、学校の教育活動に地域住民や社会人が参画する機会を促進するため、地域コーディネーターなどの学校と地域を結ぶための人材の育成・拡充を図るとともに、活動に携わる人々の交流を促進します。

さらに、学校と地域住民や保護者等が、学校に必要な支援等について協議するなどして目標を共有し、力を合わせて学校運営に取り組む学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入により、地域学校協働活動を一層効果的に進め、地域とともにある学校づくりを推進します。

- ・学校・家庭・地域が一体となって取り組む教育環境づくりの推進
- ・高等教育機関や企業などと連携した教育活動支援の体制づくり

施策項目Ⅳ－２－④ 青少年の健全育成

【目標】

子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境をつくります。

【現状と課題】

情報化、国際化、少子高齢化が急速に進行するなど、青少年を取り巻く環境が大きく変化するとともに、青少年問題も多様化・複雑化しています。

こうした中、ニートやひきこもり、不登校などの問題が深刻化し、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者への支援の在り方が大きな課題となっています。

また、少年による非行や犯罪を防止するためには、少年の問題行動を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要であり、地域の関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を一層強化していく必要があります。

さらに、情報化の進展に伴い、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちがネットいじめ・非行・犯罪被害など様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しており、こうしたトラブルを未然に防止する取組も課題となっています。

子ども・若者の健やかな成長と社会的自立を実現するためには、社会環境の変化を踏まえ、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に協力しながら、適切な環境づくりを進めていくことが必要です。

【取組の基本方向】

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して、状況に応じた支援を行うとともに、非行に陥ったり、犯罪被害に遭った子ども・若者の立ち直りを支援します。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう、関係機関・団体と連携した広報・啓発の充実と、青少年を守るための環境の整備に努めます。

さらに、多様化する青少年問題に的確に対応するため、家庭・学校・地域が連携し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりに取り組みます。

【主な取組】

Ⅳ－２－④－１ 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

ニート・ひきこもり・不登校など困難を有する子ども・若者への支援の充実を図るため、官・民の様々な機関で構成される「千葉県子ども・若者支援協議会」において、情報共有や必要な取組の検討を実施するとともに、支援機関の人材育成を行います。

また、様々な悩みを抱えている子ども・若者やその保護者などの相談窓口である「千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」において、電話相談、面接相談、保護者向け勉強会などを実施し、子ども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な専門機関の紹介を行います。

- ・ 困難を有する子ども・若者支援のための関係機関との連携強化
- ・ 千葉県子ども・若者総合相談センターの相談体制の充実

IV-2-④-2 非行・犯罪防止と立ち直り支援

青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、関係機関・団体、地域住民と連携し県下一斉合同パトロールの実施や広報・啓発活動を推進します。

また、青少年問題に対する相談体制を充実し、少年の自立を支援するほか、青少年補導センターや少年警察ボランティア活動を支援するなどして、街頭補導活動を推進します。

非行少年を生まない社会づくりの一環として、タッチヤング千葉県少年柔道・剣道大会を開催するほか、事件などを通じて関わった少年や問題を抱え非行に走る可能性がある少年らと共に社会体験活動等を実施して、再非行を防止する取組を推進します。加えて、少年を犯罪被害から守るため、福祉犯罪の取締りを推進します。

さらに、臨床心理士や公認心理師の資格を有する少年補導専門員及び相談専門員の知識・技術の向上を図るとともに、非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催などにより、少年の規範意識の向上に取り組みます。

- ・少年補導員活動の推進
- ・少年サポート活動の推進
- ・タッチヤング活動の推進
- ・少年の立ち直り支援活動の推進
- ・少年事件及び福祉犯罪の取締りの推進
- ・青少年補導員活動の活性化に向けた支援
- ・非行防止や薬物乱用防止等に関する広報・啓発活動の推進

IV-2-④-3 情報化社会への対応と子ども・若者を守る環境整備

情報化が進展する中で、インターネット上のトラブルから青少年を守るため、青少年の利用頻度が高いSNSを中心に監視を行うネットパトロールや児童ポルノの根絶に向けた取組などを推進します。

また、子どもたちや保護者、学校関係者等への講演を実施し、フィルタリング及びペアレンタルコントロールの普及や、青少年のインターネットの適正利用についての啓発活動を推進するとともに、子ども・若者がインターネット等の情報を取捨選択して活用できる能力（情報リテラシー）や、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報モラル）を身に付けるための取組を推進します。

さらに、千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店・カラオケボックス・ネットカフェ・携帯電話業者等への立入調査の実施や、有害図書・有害玩具等の指定により、青少年を守るための環境の整備に努めます。

- ・子ども・若者にとって有害な環境の浄化
- ・インターネット等の適切な利用に向けた広報・啓発活動の推進
- ・スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進
- ・情報モラル教育の推進

IV-2-④-4 多様な主体による取組と関係機関の機能強化

青少年相談員や青少年補導員等の青少年育成支援団体との情報共有を図るなど、県と団体との活動の連携を強化するとともに、青少年相談員等の資質向上のため、地域の課題に即した研修等を実施します。

また、困難を有する子ども・若者に対する就職支援、生活支援、医療、福祉などの専門的知見等を有する行政機関や民間団体等との連携を強化します。

- ・青少年相談員活動の充実
- ・青少年補導員活動の活性化に向けた支援（再掲）
- ・青少年育成関係団体等との連携
- ・困難を有する子ども・若者支援のための関係機関との連携強化（再掲）

第Ⅴ項 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現

政策分野Ⅴ－１ 共生社会の実現

年齢や性別、国籍、障害の有無、性的指向・性自認など（以下「年齢や性別など」という。）にかかわらず、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現が必要です。

施策項目Ⅴ－１－① 多様な個性が力を発揮できる社会の実現

【目標】

年齢や性別などにかかわらず、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる社会づくりを推進します。

【現状と課題】

本県では、平成13年3月に「千葉県男女共同参画計画」を策定し、平成18年10月には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定しました。また、令和2年3月には「千葉県多文化共生推進プラン」を策定するなど、これまでも様々な人々が力を発揮できる社会の実現に取り組んできました。

こうした中、社会情勢の変化やグローバル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化などが一層進んでおり、年齢や性別などにかかわらず、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現に取り組むことが重要となっています。

【取組の基本方向】

共生社会の実現に向け、一人ひとりが互いを尊重し多様性を認め合うダイバーシティの考え方を広く県民に浸透させるよう取り組みます。

さらに、多様な人材の活躍を促進するため、年齢や性別などにかかわらず誰もが社会参画できるよう取組を進めます。

【主な取組】

Ⅴ－１－①－１ 誰もがその人らしく生きていくことができる千葉の実現

誰もがその人らしく生きていくことができる社会の実現に向け、当事者を含め様々な関係者から意見を伺いながら、本県のダイバーシティ推進に係る計画を策定します。

また、ダイバーシティの考え方について、県庁内の理解を一層深め、広く県全体に浸透を図ります。

- ・ダイバーシティ推進に係る計画の策定
- ・ダイバーシティに関する啓発

Ⅴ－１－①－２ 多様な人材の活躍の促進

誰もが個性と能力を発揮し、生きがいを感じながら暮らせる社会を目指して、年齢や性別など様々な人材に対する就労・定着支援等に取り組むとともに、誰もが地域づくり

に参加できるよう取組を進めます。

- ・誰もが働きやすい環境づくりの推進
- ・高齢者や障害のある人等の社会参画の支援

施策項目 V－1－② 男女共同参画の推進

【目標】

男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる社会の実現を目指します。

【現状と課題】

豊かで活力ある千葉県を維持していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる社会、また、多様性を尊重する社会の実現が必要です。

一方で、令和元年度に行った男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査においては、社会全体での男女の平等意識に関し「平等」と感じる人の割合が約1割にとどまっています。全ての人々が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、性別や世代に関わりなくあらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりが必要です。

また、人口減少社会において経済社会の活性化を図るためには、性別に関わりなく多様な人材の活躍が必要です。多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、性別に関わりなくあらゆる人々が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、共に活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

男女が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に捕らわれることなく活躍でき、また、安全・安心に暮らせるよう、意識づくりや広報・啓発活動に取り組みます。

また、男女が互いに協力し、支え合い、仕事と生活を調和させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、男性も女性も個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、共に活躍できる環境づくりの取組を進めます。

こうした取組について、千葉県男女共同参画計画に基づき着実に推進していきます。

【主な取組】

V－1－②－1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と情報発信

男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革を促進するため、市町村や産業界等、多様な主体との連携体制を構築し、官民一体となった取組を進めます。

また、SNS、ホームページや情報誌等を通じて、男女共同参画の推進に取り組む企業の先進事例などを幅広く県民へ発信していくとともに、性別に関わりなく誰もが活躍できる基盤づくりとしての男女共同参画の普及促進を図るため、市町村や地域住民と連携して、各地域の実情に根ざした広報・啓発活動を行います。

そして、政策・方針決定に関与する審議会等において女性の更なる登用を図るために、人材の掘り起こしを行うとともに、社会の中でリーダーとして活躍するための養成講座

等を開催するなど、あらゆる分野における男女共同参画を実現するため、女性の能力発揮を支援します。

さらに、男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるため、学校教育のみならず、社会・家庭教育において、男女共同参画についての理解の促進を図ります。

- ・企業等との連携などによる男女共同参画の意識の普及・啓発
- ・千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実
- ・審議会等における女性委員の登用推進
- ・男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

V-1-②-2 男女が共に活躍できる環境づくり

性別に関わりなく誰もが安心して働き続けることができるよう、職場や家庭、地域等における職業生活と家庭生活を両立できる環境づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の取組を推進します。

そのため、仕事と生活の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりなどに取り組む企業の登録・公表や表彰を行うほか、企業等の理解促進を図る各種セミナー等の実施、働き方改革やテレワーク導入に取り組む企業に対するアドバイザーの派遣など、誰もが活躍していくことのできる多様で質の高い働く場づくりを促進します。

加えて、県庁においても「第2期千葉県女性職員活躍推進プラン」などに基づき、女性職員がより個性と能力を発揮できる環境づくりを一層進めます。

- ・働き方改革の推進（再掲）
- ・仕事と家庭の両立支援に取り組む企業等の表彰
- ・女性の起業・創業等支援
- ・女性の活躍推進に向けた広報・啓発
- ・幅広く悩みに対応する相談体制の充実
- ・県庁における女性活躍の推進

施策項目 V-1-③ 多文化共生社会づくりと国際交流の推進

【目標】

国籍や言語、文化、習慣等にかかわらず全ての県民が共に安心して暮らし、活躍できる県づくりを進めるとともに、諸外国・地域との相互理解の促進、グローバル人材の育成を進めます。

【現状と課題】

本県においては、令和2年に16万7千人を超える外国人が居住し、約6万7千人が就労しています。

こうした中、日本以外の多様な言語、文化、習慣等を有する人々は、日本語によるコミュニケーション力や社会制度に関する知識の不足等によって、地域社会の中で孤立したり、日常生活に困難を抱えることがあります。さらに、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の拡大や大規模災害時には、言語だけでなく文化や生活習慣等の違いから、必要な情報の取得や避難生活等に困難が生じることもあります。

このため、多言語による情報提供、相談対応等の支援を充実させるとともに、多様な言語、文化、習慣等を有する人々との相互理解の促進やこれらの人々が地域社会の一員として参加し、活躍できる機会の創出が必要です。

また、本県は、姉妹・友好提携をしているアメリカ・ウィスコンシン州、ドイツ・デュッセルドルフ市及び台湾・桃園市などと交流を行っており、東京2020大会の開催を契機に、オランダとの交流も始まりました。

社会・経済のグローバル化が進展する中、本県が更に発展していくためには、諸外国・地域との交流を通じ、異なる文化への理解など、多様な視点を持った人材を育成する必要があります。

【取組の基本方向】

多様な言語、文化、習慣等を有する人々が安心して暮らし働けるよう、コミュニケーション支援や防犯・交通安全についての広報啓発等を実施するほか、災害時の支援体制を充実するとともに、これらの人々が地域社会の担い手として活躍できる環境づくりを進めます。

また、姉妹・友好提携をしている海外の州・都市をはじめ、様々な国・地域との間で幅広く交流を進めます。

【主な取組】

V-1-③-1 言語、文化、習慣等にかかわらず安心して暮らせる社会づくり

多様な言語、文化、習慣等を有する人々が日常生活に必要な情報を支障なく得られるよう、多言語や、やさしい日本語による情報発信や相談対応、地域日本語教育の充実等を進めます。

また、これらの人々が安心して暮らせるよう積極的な防犯講話や交通安全講話、通訳を伴う巡回連絡、災害時多言語支援センターの運営等を行います。

さらに、地域社会において相互理解が進み、多様な言語、文化、習慣等を有する人々が活躍できるよう、交流の場である日本語教室やイベントを通じて、防犯や環境美化など地域活動への参加を促します。

- ・多言語による情報発信・相談対応
- ・地域における日本語教育の推進
- ・在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進（再掲）
- ・安全で安心できる相談・一時保護体制の充実
- ・災害時の外国人支援体制の充実
- ・相互理解のための啓発と交流・協働の場づくり

V-1-③-2 国際交流の推進

諸外国・地域との相互理解を促進するとともに、多様な視点を持った人材を育成するため、本県が姉妹・友好提携をしているアメリカ・ウィスコンシン州、ドイツ・デュッセルドルフ市及び台湾・桃園市を中心に、国際交流団体等と連携しながら、教育、文化、スポーツ等の分野で幅広く交流を進めます。

また、東京 2020 大会の開催に当たり、本県がホストタウンとなったオランダ王国とも交流を深めるよう取り組みます。

- ・姉妹州・友好都市等との国際交流の推進
- ・多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成（再掲）

政策分野V-2 連携・協働による社会づくり

県全体の広範な課題や、各地域における課題について、多様な主体との連携・協働により解決をしていきます。

施策項目V-2-① 多様な主体の連携・協働による社会づくり

【目標】

多様な主体の連携・協働により、様々な課題の解決を図るとともに、誰もが安心して暮らせる社会をつくりまします。

【現状と課題】

少子高齢化の進行、社会経済のグローバル化や情報化の進展など、本県が取り組むべき課題は複雑化・多様化しています。

こうした課題を解決するためには、県民、企業、団体などと目指すべき方向性を共有し、連携・協働して取り組むことが必要となります。

経済・社会・環境など広範な課題に対して統合的に取り組むSDGsは国際社会全体の普遍的な目標であり、県が目指すべき方向性と同じであることから、様々な主体とSDGsの考え方を共有し、課題の解決に連携・協働して取り組んでいくことが重要です。

また、多様な主体による地域の課題解決に向けた取組や地域における支え合いの仕組みづくり、人材の育成を進めていくことが求められています。

さらに、人生100年時代を迎え、技術革新により社会が激しく変化する中で、県民が地域産業の担い手など、社会を支える人材として生涯にわたり活躍していくためには、誰もが幾つになっても学び直し、新たなチャレンジができる生涯学習社会を実現していくことが重要です。

【取組の基本方向】

SDGsの考え方を広く県民と共有することで、広範な課題解決に向けた多様な主体の取組を促していきます。

また、地域住民による支え合いを促進するため、共助の精神に基づく住民同士のつながりの構築を支援するとともに、市民活動団体、企業、学校など、様々な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりを進めます。

さらに、東京2020大会を契機として機運が高まったボランティア活動に対する県民の理解を更に深めるとともに、地域活動への参加促進を図るほか、地域活動を支える市民活動団体等の基盤強化について支援します。

加えて、県民誰もが必要に応じて学習できるよう多様な学びの場の充実に努めるとともに、社会を支える人材として必要な知識・技術・技能の習得を目的とした学び直しの支援をすることにより、生涯にわたり活躍していくことができる場づくりを推進します。

【主な取組】

V-2-①-1 SDGsの考え方の理解促進

国の「SDGs 実施指針」に基づき、県の分野別計画の策定や改訂の際に、SDGs の考え方を積極的に取り入れるとともに、チーバくんのデザインによるSDGs シンボルマークの活用や各種セミナーの開催などにより、県民や企業、団体等へ広く普及啓発を行います。

また、社会の様々な分野でSDGs の達成に向けた自発的な取組が実施されるよう「ちばSDGs パートナー登録制度」を多くの企業等に活用してもらい、企業の活動を発信することなどにより、様々な主体における取組を後押ししてまいります。

- ・SDGs に関する啓発
- ・「ちばSDGs パートナー登録制度」を活用した企業等の取組の促進

V-2-①-2 多様な主体の連携・協働による課題解決の推進

様々な課題に対して、市民活動団体や企業、行政など多様な主体が連携・協働して取り組んでいけるよう仕組みづくりや人材の育成等を進めます。

また、介護や虐待、貧困など様々な課題を抱えた方に対し、多様な主体と連携・協働して相談支援等を行う中核地域生活支援センターを運営するとともに、地域づくりの在り方等を考える地域福祉フォーラムの設置促進などにより、地域の課題解決を図ります。

- ・優れた協働事例の表彰や周知
- ・協働による地域コミュニティづくりの普及促進
- ・市町村、関係団体等と連携した地域づくりの推進
- ・地域福祉の推進体制の設置促進
- ・総合相談・生活支援を行う体制の整備
- ・地域づくりを総合的にコーディネートする人材の育成
- ・生活困窮者自立支援制度の推進

V-2-①-3 地域社会を豊かにする県民活動の推進

多くの県民が地域を支えていく社会の実現に向けて、ボランティア活動に係る広報・普及啓発や活動環境の整備を進めます。

また、地域活動を支える市民活動団体等が安定的・継続的に活動できるよう、市民活動団体等の組織運営力、資金調達力等の強化を支援します。

- ・県民の地域活動への参加促進
- ・市民活動団体等への支援及び支援体制の整備

V-2-①-4 生涯学習社会を目指した取組の推進

県民が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、心豊かな潤いのある生活、学習の成果を生かした地域社会における活動、地域産業の担い手としての活躍などにつなげることができるよう、地元企業や、NPO、大学、専修学校等、多様な主体と連携して社会変化に対応した学習や学び直しの機会の充実を進めます。

また、地域の学びを支える人材である社会教育士の活用を図り、地域社会が一体となり、地域の学びの場の質の向上を目指します。

あわせて、障害のある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持・開発・伸長できるよう、学校卒業後も生涯学習施設等において主体的に学び続けることができる機会の充実に努めます。

- ・ 県民への多様な学習機会の提供
- ・ 生涯学習の成果を生かし社会に貢献できる仕組みづくり
- ・ 障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の推進
- ・ 県立図書館の機能の充実

第Ⅵ項 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造

政策分野Ⅵ－１ 千葉の魅力の向上と活用

豊かな緑や海、文化と優れた都市機能を有する本県ならではの魅力を向上させ、積極的に発信するとともに、千葉県で暮らすことの価値を広く周知することにより、人々が集う魅力あふれる千葉の実現を目指します。

施策項目Ⅵ－１－① 半島性を活用した「千葉」のブランディングと移住・定住の促進

【目標】

三方を海に囲まれた千葉ならではの多様な魅力のブランド化を進め、「買う」「訪れる」「暮らす」につながる“ちばの価値”を創出していきます。

【現状と課題】

本県は首都圏にありながら、三方を海に囲まれているという特徴を持っています。

そして、長い海岸線、切り立った断崖絶壁や美しい砂浜、波静かな入り江など、地域によって様々な表情を持つ房総半島の海そのものをはじめ、半島性が生んだ豊かな自然、海や大地の恵みがもたらす農林水産物や食文化、さらには万祝・大漁旗・波の伊八といった文化芸術などが育まれ、本県独自の魅力として存在しています。

他方、これらの魅力が「千葉県ならではの価値＝ブランド」として、県民や国内外の多くの人々に広く認識されている状況とは言えません。

そのため、千葉県の魅力を幅広く伝え、その価値を理解していただくことで千葉県のファンづくりを進め、「買う」「訪れる」「暮らす」といった行動につなげていく必要があります。

【取組の基本方向】

地域ごとに様々な表情を持つ本県の海の魅力を十分に引き出し、活用する取組を進めるとともに、千葉の海の独自性を生かしたブランド化を推進していきます。

また、千葉県産の農林水産物について、地域特産品目等のブランド化の取組を支援するとともに、県が開発した新品種について、知名度向上を図ります。

さらに、半島性など本県の特徴が育んだ食文化や伝統文化、芸術など、多様な魅力を「ちば文化」としてブランド化し、認知度向上を図るとともに県民の誇りと愛着を醸成していきます。

市町村や関係団体と連携して、多様なライフスタイルを実現できる地域の魅力等を発信するなど、移住・定住の取組を促進します。

様々な千葉の魅力をテレビ・ラジオ・インターネット等の各種媒体を活用して県内外、海外にも発信し、本県の持つ独自の価値を広く伝え、知名度、信頼度、好感度を高めま

【主な取組】

VI-1-①-1 海の魅力の充実・強化

本県の海は、地域ごとに様々な特徴を有するとともに、独自の文化が育まれており、それらの魅力の掘り起こしや更なる向上を進めてブランド化を図り、地域の活性化につなげるための取組の検討を進めます。

また、魅力の発信については、海の美しさだけでなく、朝にマリンスポーツを楽しんでからでも都内に出勤できるなど、海の魅力を「くらし」や「ひと」等に結び付けながら、千葉ならではの海の価値をPRしていきます。

- ・海の魅力の掘り起こしと更なる向上
- ・「くらし」などと結び付いた千葉ならではの海の魅力の発信
- ・海の文化の調査研究と保存活用の推進
- ・豊かな海の恵みによる魚食文化の活用
- ・マリンスポーツの振興
- ・ちばアクアラインマラソンの開催

VI-1-①-2 農林水産物のブランド力の強化

県オリジナル品種（米の新品種「粒すけ」など）や「チバザポーク」「チバザビーフ」「千葉ブランド水産物」など特徴のある産品を活用したプロモーションにより県産農林水産物全体のイメージアップを図ります。

飲食店や料理教室など多様な主体と連携し、料理に着目した本県の豊かな自然や地域の特色ある農林水産物を活用した新たな「食」のブランド化に取り組みます。

また、有害獣であるイノシシやシカの肉を「房総ジビエ」としてPRし、利用拡大を図ります。

さらに、農林水産物の輸出促進に向け、他県との連携を積極的に図りながら効果的なプロモーションを実施します。

- ・県産農林水産物の魅力発信・販売促進
- ・県育成品種の認知度向上と高付加価値化に向けたPRの実施
- ・料理に着目した新たな「食」のブランド化
- ・地域資源を活用した魅力ある商品の開発（再掲）

VI-1-①-3 多様な「ちば文化」のブランド化

本県には、独自の食文化や地域の多様な祭り、江戸を感じる北総の歴史的な町並みなど、各地域において様々な文化が根付いており、そうした多様で豊かな「ちば文化」をブランド化し、様々な機会における魅力発信を行うとともに、「日本遺産」や「ちば文化資産」を活用することで、「ちば文化」の認知度向上を図ります。

また、伝統の継承と創造の拠点である美術館・博物館等の調査研究機能と情報発信機能を充実させ、幅広い集客や利用を促進するとともに、ブランド力を高めることのできる文化財の調査研究と保存活用を進めます。

- ・「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成（再掲）
- ・あらゆる人々が文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進（再掲）
- ・ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供（再掲）

- ・観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化（再掲）
- ・美術館・博物館等の機能の充実と利用の促進
- ・文化財の調査研究と保存活用の推進

VI-1-①-4 地域の特性を生かした移住・定住の促進

東京への近接性や豊かな自然などの本県の強みを生かし、市町村や関係団体と連携を図りながら、地域の魅力や移住関連情報、地域に居住することで実現できるライフスタイル、二地域居住をはじめとする新たな暮らし方などを広く発信するとともに、市町村等の行う移住・定住促進のための取組を支援します。

また、千葉県への転職や県内就職を希望する若年者等の県内企業への就労を促進するため、県内の仕事や暮らしに関する情報等を一元的に収集・提供し、県内企業への就労を支援します。

- ・市町村の移住関連情報や千葉ならではのライフスタイル等の発信
- ・市町村と連携した移住相談会の開催
- ・県内への移住や就労につながるくらしや仕事に関する情報の発信
- ・県内の過疎地域等への移住者に対する支援

VI-1-①-5 「千葉」の魅力の戦略的な発信

千葉の魅力を国内外に発信するに当たっては、テレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット、県民だより等様々な媒体を活用し、景色、産品等の単体だけではなく、背景にあるひと・くらし・文化・歴史等のストーリー性を重視して発信することで本県のファンづくりを進め、「買う」「訪れる」「暮らす」といった行動の誘発につなげます。

また、イベントやSNS等においては、認知度の高まっている千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」を最大限に活用するなど、戦略的なプロモーションを行っていきます。

- ・ちばの魅力のブランディングと情報発信
- ・各媒体の特性を生かした県政情報の発信
- ・県産品・伝統的工芸品の魅力発信
- ・「チーバくん」を活用した戦略的なプロモーション

施策項目VI-1-② 地域の特徴を生かした農山漁村の活性化

【目標】

都市と農山漁村の交流の促進や、豊かな地域資源の活用により、農山漁村の活性化を図ります。

【現状と課題】

本県の農山漁村は、首都圏に位置しながら酪農発祥の地である「酪農のさと」や風光明媚な棚田、変化に富んだ海岸線といった地域資源に恵まれており、里山・里海の保全や、自然との共生、良好な景観の形成、伝統文化の承継など、かけがえのない多くの役割を果たしています。

また、都市部においても農業が盛んであり、園芸作物を中心に高収益な農業が展開されています。

さらに、全国一の数を誇る本県の農林水産物直売所や、県民が農山漁村の魅力に直接触れ合える農林漁業体験施設等は、農林水産業への理解を深めるための貴重な場となっているほか、都市の人々が滞在し、千葉の農山漁村を楽しむ「グリーン・ブルーツーリズム」の取組も広がっています。

一方、農山漁村では、高齢化の進行や人口減少に伴い農林水産業の従事者が減少しており、集落機能の低下や荒廃農地の増加、手入れの不足した森林の増加、藻場・干潟の機能の低下といった課題を抱えています。

特に、イノシシなどの有害鳥獣による農作物等への被害は年間4億円前後で推移しており、生産意欲の減退だけでなく地域環境の悪化につながっています。

このような中、本県の豊かな自然環境や地域資源の魅力を積極的にPRし、都市との交流を促進するとともに、地域が一体となって集落機能の維持・強化を進めることで、農山漁村の活性化を図る必要があります。

【取組の基本方向】

千葉県豊かな自然環境の魅力を積極的に発信し、都市と農山漁村の交流を促進することで、農山漁村の活性化を図ります。

また、農村環境や森林、藻場・干潟等を保全する地域の共同活動を支援するとともに、房総半島の地理的特性や地域資源、農山漁村の歴史・文化を活用し、集落を支える活力を創出することで、農山漁村の多面的機能の維持を図ります。

加えて、中山間地域等における農林漁業者の所得確保に向け、地域特性を生かした経営モデルの提示や営農組織等への育成、6次産業化の取組等に対する支援を行います。

深刻化する有害鳥獣被害に対しては、地域ぐるみで実施する農地や森林の管理を支援するとともに、捕獲した有害鳥獣を地域資源として活用する取組を支援します。

【主な取組】

VI-1-②-1 農山漁村を支える活力の創出

農山漁村を支える活力の創出に向け、農林水産物直売所等の特色や地場産物の魅力を

発信するとともに、直売所や観光農園等を活用し、農業・漁業体験及び地域の人々との交流や、農山漁村に宿泊し地元の食事や農業・漁業体験を楽しむ「農泊・渚泊」の取組など「グリーン・ブルーツーリズム」を推進します。

また、県民等が森林などの豊かな自然に触れ合うことを目的とした「県民の森」や児童生徒への森林環境教育への活用を目的とした「教育の森」の利用を推進します。

農山漁村の集落機能を維持し、多面的機能を発揮させるため、農林漁業者等による集落共同活動や地域住民活動を推進し、水路・農道等の管理・補修や農村環境の保全などの活動を支援します。

また、里山の保全や海岸県有保安林の再生に向けた地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動や、藻場や干潟の保全に取り組む漁業者グループの活動を支援します。

人口減少が著しい中山間地域においては、半農半Xなどの集落を支える多様な人材の確保や地域の活性化に向け、市町村や地域で活動するNPO法人等との連携を強化します。

本県農業の特徴の一つである都市農業については、農産物の供給機能に加え、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場といった多様な機能を有していることから、都市農地の維持と適正な保全に努め、地域住民の理解醸成を図ります。

- ・都市と農山漁村の交流促進
- ・森林との触れ合いの場の創出
- ・農山漁村における多面的機能の発揮の支援
- ・農山漁村における地域共同活動等の推進
- ・中山間地域における集落機能の維持・活性化
- ・都市農業の持続的発展と理解醸成

VI-1-②-2 農山漁村における地域資源の活用

地域の特性を生かした農業経営モデルや、販売に有利な作物の導入など、現場のニーズに対応した振興策を提案するとともに、集落や集落営農組織の育成進捗に合わせた効果的なサポートを行うことで多様な農業経営を推進し、地域資源を活用した所得確保を図ります。

また、6次産業化に取り組む農林漁業者の経営改善に向けた支援を行うとともに、地域の農業や集落機能を支える経営規模の小さな農業者に対しても、新たな特産品の生産や加工品の開発、新たな販路の開拓など経営改善につながる取組などを支援します。

さらに、有害獣であるイノシシ、シカの肉を「房総ジビエ」としてPRし、需要喚起を図るとともに、ジビエの処理加工施設の整備に対する助成や処理加工の人材育成を行います。

また、ファストフィッシュ商品の開発や低利用・未利用魚の活用、従来加工品の改良への技術支援を行うことで、地域水産資源の活用を図ります。

- ・地域資源の高付加価値化の推進
- ・「房総ジビエ」の利用拡大

VI-1-②-3 有害鳥獣被害の対策強化

有害鳥獣被害の低減に向け、専門家の知見も活用し、「防護」「捕獲」「生息環境管理」の3分野を組み合わせた総合的かつ効果的な被害対策を実施します。

また、各地域の農家や住民が主体的に鳥獣被害対策に取り組めるよう、対策の中心となるリーダー的人材を育成するとともに、市町村等で構成する「対策協議会」による実施体制の強化を支援します。

加えて、鳥獣被害対策の担い手を確保・育成するため、市町村における「鳥獣被害対策実施隊」の設置及び機能強化を支援します。

- ・「房総ジビエ」の利用拡大（再掲）
- ・防護・捕獲・生息環境管理対策の推進
- ・生息状況調査等の実施（再掲）
- ・県による捕獲の実施（再掲）
- ・市町村による防除・捕獲への支援（再掲）
- ・鳥獣捕獲の担い手の確保・育成（再掲）

VI-1-②-4 海・漁業を生かした海辺・水辺の活性化

水産業・漁村の有する多面的機能を発揮させるため、藻場・干潟の保全や漁港施設の有効活用などに取り組む地域や漁業者グループの活動を支援します。

また、ホームページやSNSなど各種広報媒体の活用により、水産物直売所、漁家レストラン、マリンレジャーや漁業体験施設等を紹介し、首都圏からの観光客の来訪を促進するとともに、郷土料理等海に関わる食文化や漁村の祭りなど、海に関わる伝統・芸術などを生かし、地域の活性化を図ります。

内水面漁業においては、種苗放流に対する支援など、内水面の水産資源の維持・増大を図るとともに、遊漁振興などの内水面漁業が有する多面的機能を生かした地域振興を推進します。

- ・漁業と親水レクリエーションとの調和
- ・水産業・漁村の有する多面的機能の発揮の支援
- ・海・漁業の歴史・文化を生かした地域活性化

政策分野Ⅵ－２ 環境の保全と豊かな自然の活用

県民、事業者、行政など全ての主体が、地球温暖化対策の取組を一層推進するとともに、気候変動の影響への適応も図ります。

廃棄物の抑制・減量化・再資源化などの循環型社会の実現、自然との共生に向けた環境学習等を実施し、環境保全に向け、主体的に行動できる人づくりを推進します。

施策項目Ⅵ－２－① 地球温暖化対策の推進

【目標】

県民、事業者、行政など全ての主体が一体となって、温室効果ガスの排出量を削減し、地域レベルでの地球温暖化対策に取り組むことにより、持続可能な脱炭素社会づくりを推進します。また、気候変動の影響に対する適応への取組を推進します。

【現状と課題】

近年の気象災害の激甚化は地球温暖化が一因とされ、今後、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されており、「気候変動」は、もはや「気候危機」とも言うべき深刻な状況になっています。

また、令和3年8月に公表されたIPCCの第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がないとしており、また、世界全体で2050年カーボンニュートラルを達成できれば、気温上昇を1.5℃程度に抑えられる可能性が高まるとしています。

国においては、令和3年5月に「地球温暖化対策推進法」を改正し、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを基本理念として示し、それに基づく新たな「地球温暖化対策計画」で、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。」こととしており、県においても、国の計画を踏まえ、千葉県地球温暖化対策実行計画を見直すこととしています。

本県の二酸化炭素排出量の状況を見ると、実行計画の基準年度である平成25年度（2013年度）と比較して、平成29年度（2017年度）は12.7%減少しており、部門別でも「産業部門」は14.4%、「家庭部門」は7.7%減少しています。

また、全国有数の産業県である本県には、東京湾沿いに素材産業を中心とした製造業が集積していることなどから、平成29年度（2017年度）では二酸化炭素排出量の56.8%を産業部門が占め、全国（34.5%）と比較して高くなっており、こうした本県の特徴を踏まえ、国全体のカーボンニュートラルの実現に向けて、事業者と連携していく必要があります。

このため、地球温暖化対策は、県民、事業者、行政など全ての主体が、2030年度の国における温室効果ガス削減目標を踏まえ、まずは、今ある技術を最大限活用して温室効果ガスの排出抑制などの取組を一層推進するとともに、こうした取組を地域の活性化にもつなげていく必要があります。それと同時に、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対し、被害を回避・軽減する「適応」も進めていくことが求められています。

【取組の基本方向】

地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギーを積極的に活用するとともに、地域振興の観点も踏まえ、地域の特徴を生かした取組を進めていきます。

また、あらゆる主体において節電や省エネルギーを徹底するため、エネルギー消費を減少させる取組を推進します。

さらに、温暖化対策に資する地域環境の整備・改善に向け、脱炭素を目指すまちづくりや交通環境の整備、緑化などに取り組むとともに、県自らが実施する事務・事業においても対策に取り組めます。

加えて、気候変動の影響に適応するため、気候変動に関する地域の情報を継続して把握し、県民に提供するとともに、様々な分野への影響に対応できるよう取組を進めます。

これらを推進していくため、地球温暖化対策に係る理解と行動変容につながる取組を進めます。

【主な取組】

VI-2-①-1 再生可能エネルギー等の活用促進

二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー等を積極的に活用していくため、家庭や企業、公共施設における太陽光発電設備などの導入や、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の普及拡大、将来の水素社会を見据えたエネファームや燃料電池自動車の普及促進などに取り組めます。

特に、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札として期待される洋上風力発電については、その導入促進と、それによる地域経済の活性化に向けた取組を進めていきます。そのほか、下水汚泥の消化ガス発電など未利用エネルギーの利活用を推進します。

- ・住宅用太陽光発電設備等の導入促進
- ・県有施設への再生可能エネルギー導入の推進
- ・水素社会の構築に向けた取組の推進
- ・洋上風力発電の導入による地域経済の活性化支援（再掲）
- ・バイオマスの利活用の推進（再掲）
- ・再生可能エネルギー導入に係る普及啓発

VI-2-①-2 省エネルギーの促進

二酸化炭素排出量の削減に向けて、家庭や事業所を含め、あらゆる主体において節電や省エネルギーを徹底し、エネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていきます。

具体的には、家庭を対象としたエネファームなどの省エネルギー設備の導入促進や、省エネルギー性能の高い住宅である長期優良住宅の普及促進、事務所・店舗等の省エネルギー化の支援を行うとともに、燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及を促進していきます。

また、クールビズやエコドライブなど、脱炭素型ライフスタイルへの転換を図るため、県民一人ひとりの理解と行動変容の促進につながるよう普及啓発を行います。

県の事業活動についても「千葉県庁エコオフィスパラン」により、全庁を挙げて積極的に省エネルギー化を進めます。

- ・エネファームなど家庭における省エネルギー設備の導入促進
- ・長期優良住宅普及促進
- ・県民や事業者等に対する普及啓発
- ・次世代自動車の普及促進とエコドライブの推進
- ・県自ら実施する省エネルギーの取組
- ・高効率な発電及び熱回収が可能な廃棄物処理施設の導入促進

VI-2-①-3 温暖化対策に資する地域環境の整備・改善

再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化を促進する市町村に対して、自然環境に配慮しつつ地域特性等に応じた取組が進められるよう技術的な助言を行うとともに、大規模な再生可能エネルギー設備の設置を計画する事業者に対しては、環境影響評価制度により必要な指導等を行います。また、温暖化対策に資するまちづくりとして、市町村が行うコンパクトなまちづくりの促進やヒートアイランド対策、屋外照明施設のLED化を推進するとともに、道路整備等による交通の円滑化や自転車通行環境の整備など、交通環境の整備・改善を図ります。

さらに、浄水場や下水道の終末処理場などの上下水道・工業用水道施設では、省エネルギー性能の高い設備機器の導入や温室効果ガスの排出が少ない運転方法の推進等により、温室効果ガス削減に取り組めます。

加えて、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地の整備を行うとともに、県産木材の活用を促進することで森林の保全を進めるなど地域環境の整備・改善を図るほか、ブルーカーボンとして海中に二酸化炭素を吸収・固定することにもつながる藻場等の保全・再生の取組の支援などを行います。

- ・市町村のまちづくりに対する支援（再掲）
- ・道路・港湾・公園の屋外照明施設のLED化
- ・自転車通行環境の整備推進（再掲）
- ・上下水道・工業用水道施設における温室効果ガス削減の取組推進
- ・森林吸収源対策としての間伐の促進
- ・都市における緑の保全と緑化の推進（再掲）

VI-2-①-4 気候変動の影響に対する適応の推進

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加などによる農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動がもたらす様々な影響やこれらの被害を回避・軽減するための各分野における適応策について、県民だよりやホームページ、セミナー等を通じて普及啓発を行います。

また、国の研究機関などと連携しながら、気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析を行う拠点として令和2年4月に設置した千葉県気候変動適応センターで、各分野における取組を支援するとともに、ホームページやSNS等を活用して、県民や事業者等が「適応」を進められるよう必要な情報を集約・発信していきます。

自然災害については、洪水などによる被害を防止・最小化するため、計画的な河川整備の推進や、水害リスク情報の周知、河川の監視体制の強化を図るとともに、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を推進します。また、高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸保全基本計画の見直しに向けた検討を行うほか、防災意識を高める防災教育も推進します。

農林水産業においては、温暖化等の環境変化によって、農作物やノリ養殖における生育不良や、新たな病害虫の発生も予測されることから、その対策に取り組みます。

都市生活における対策としては、建築物や敷地の緑化に取り組みます。

健康面での対策としては、様々な方法で熱中症対策等の注意喚起、普及啓発を行います。

- ・千葉県気候変動適応センターによる気候変動影響に関する情報の収集・提供等
- ・河川整備の推進
- ・流域治水の推進（再掲）
- ・防災教育の推進（再掲）
- ・植物防疫対策の推進（再掲）
- ・水産業・漁村の有する多面的機能の発揮（再掲）
- ・都市における緑の保全と緑化の推進（再掲）
- ・熱中症対策の普及啓発

施策項目VI－2－② 循環型社会の構築

【目標】

廃棄物の発生を抑制するとともに、減量化や再資源化を推進し、「もの」を大切にす
る社会を築きます。

また、産業廃棄物等の適正処理に向けた取組を推進します。

【現状と課題】

県民や事業者、国、県、市町村等の取組により、廃棄物の排出量は減少傾向にありま
すが、本県の廃棄物処理を取り巻く現状を見ると、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、解
決すべき課題があります。

一般廃棄物は、令和元年房総半島台風等の災害の影響等で一時的な増加があったもの
の、県民一人の1日の家庭系ごみ排出量は、減少傾向にあります。しかしながら、可燃
ごみへの資源化可能物の混入、地域の自治会等が行う資源回収の減少などの課題もあり、
一層の減量・再資源化に向けた取組が必要です。特に、3Rの中でも環境負荷の低減効
果の高い2R（リデュース・リユース）の推進に向け、ライフサイクル全体で資源循環
に取り組むとともに、県民一人ひとりがライフスタイルを見直していく必要があります。

産業廃棄物は、事業者による排出抑制が進められ、排出量は減少傾向にありますが、
高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラ等の老朽化が進んでおり、施設更新
による排出量の増加が懸念されます。また、最終処分場の残存容量確保の観点からも、
排出抑制、再資源化を促進し、最終処分量を減らす必要があります。

特に、建設工事に伴い発生するアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊など
の建設廃棄物の再資源化や縮減に取り組むほか、県営水道及び工業用水道の浄水場で発
生する浄水発生土や、流域下水道終末処理場から発生する汚泥焼却灰については、現在
セメント原料等として再資源化しており、今後も資源リサイクルを推進していく必要が
あります。

産業廃棄物の不法投棄量は、ピーク時（平成11年度）から大幅に減少したものの、
小規模でゲリラ的な不法投棄は依然として後を絶たないことから、不法投棄の未然防止
に向けて引き続き監視体制の強化や廃棄物の適正処理を推進する必要があります。

建設残土は、周辺都県から多く搬入されており、無許可埋立て等の防止に向けて監視
体制を強化するとともに、許可事業者に対しても、崩落等を防止するため、「千葉県土
砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下「残土条
例」という。）の厳格な運用を行うことが必要です。

加えて、再生土についても、崩落等による周辺的生活環境への影響を回避するため、
「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」（以下「再生土条例」という。）に基
づき、適正な利用を推進する必要があります。

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）
等各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法ヤードについては、県民の安
全・安心な生活の確保を図るため、引き続きその解消に向けた取組が必要です。

また、金属スクラップヤード等については、不適正保管等により、火災発生を含む生

活環境保全上の支障が生じる事案もあり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の規制対象外のヤード等への、適切な対応が求められています。

これらに加え、地球温暖化や生物多様性の損失など、現在の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動とも密接に関連しており、本県の豊かな環境を将来世代に引き継いでいくためには、環境問題を「自分ごと」として捉え、多様な主体と連携・協働しながら行動できる人材の育成が必要です。

【取組の基本方向】

循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物になったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、できる限り再使用、再生利用及び熱回収といった適正な循環的利用を、県民、事業者、国、県、市町村等で協力して推進します。

3Rに努めてもなお発生する廃棄物については、事業者に対し適正な処理の指導を徹底するなどの取組を推進します。

建設廃棄物の再資源化や縮減に取り組むほか、県営水道及び工業用水道の浄水場で発生する浄水発生土や、流域下水道終末処理場から発生する汚泥焼却灰について、セメント原料等として再資源化を推進します。加えて、流域下水道終末処理場の処理水を水道水に代わる水資源として、有効利用していきます。

さらに、産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、市町村等との連携による監視や取締りの強化に努めます。

建設残土及び再生土の埋立て等においては、無許可埋立て等の不適正な埋立てや土壌汚染、崩落等の災害の発生を未然に防止するため、監視や指導の強化に努めます。

また、これまでに把握した自動車部品を保管するヤードの実態を踏まえ、警察と密に連携しながら不法ヤードの一掃を目指すとともに、金属スクラップヤード等については、新たな対策を検討し、保管等の適正化を図ります。

環境問題を解決し、持続可能な社会を実現するため、環境学習の充実を図るとともに、様々な課題を自らの問題として捉え行動する人づくりやネットワークづくりを推進します。

【主な取組】

VI-2-②-1 資源循環の基盤となる産業づくり

限りある資源を有効に、繰り返し利用する循環型社会の構築に向けて、溶融スラグなど各種リサイクル製品の利用促進を図ります。

また、廃棄物を多量に排出する事業者に対しては、発生抑制や再資源化に努めるよう指導を徹底するとともに、廃棄物処理業者等に対して、関係団体とも連携しながら、リサイクルに関する先進的な技術の普及促進に取り組みます。特にプラスチック資源のリサイクルの促進に向けて、新たなリサイクル技術等の各種情報を収集し、事業者、市町村等に情報提供を行います。

さらに、様々な産業から発生する、家畜排せつ物、食品残さ、林地残材、下水汚泥等の多様なバイオマスについて、資源として一層の利活用を推進します。

- ・ 溶融スラグ等再生資材の利用促進
- ・ 循環産業の構築に向けた関係団体との連携強化
- ・ 廃プラスチックのリサイクル技術等の情報提供
- ・ 事業系一般廃棄物の削減促進
- ・ バイオマスの利活用の推進

VI-2-②-2 「3R」を推進するためのライフスタイルづくり

3Rの推進に向けて、ごみを減らすために身の回りのできることを実践するライフスタイル（ちばエコスタイル）への転換を推進し、ワンウェイプラスチック等の使い捨て製品の使用を減らしていくことや、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品、いわゆる食品ロスの削減など、県民や事業者等と連携して取り組んでいきます。

また、県民一人ひとりが主体的に3Rに取り組んでいけるよう、多様な環境学習の機会を提供していきます。

- ・ ちばエコスタイルの推進
- ・ プラスチックごみの削減に向けた取組の推進
- ・ 食品ロスの削減に向けた取組の推進
- ・ 3Rの推進に関する環境学習の機会の提供

VI-2-②-3 廃棄物等の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する指導強化と意識啓発に取り組むとともに、優良処理業者の育成に努めます。3Rに努めてもなお発生する産業廃棄物を適正に処理するために、電子マニフェストの普及を促進するなど、適正処理のための体制づくりを進めます。

PCB廃棄物については、処分期間内の適正処分完了のため、保管事業者への立入検査等による処分指導を徹底します。

建設残土及び再生土の埋立てについては、残土条例及び再生土条例に基づく許可や届出、報告、検査等により、環境及び構造に係る基準に適合しているかを確認するとともに、監視パトロールや事業者への指導を適切に実施します。また、不適正な埋立て事案に対しては、厳正に対処することにより、適正な埋立てを推進していきます。

海岸漂着物等については、海岸における良好な景観や環境等の保全を図るため、関係機関と連携・協力し、円滑な回収・処理を行うとともに、3Rの推進、環境学習や消費者教育、普及啓発等を通じた発生抑制対策を推進します。

災害時には、大量の廃棄物が発生し、その排出方法や処理方法に混乱が生じるおそれがあることから、円滑な廃棄物処理が行えるよう、平時から災害による影響を想定し、市町村や関係団体等との連携等を進めるとともに、初動時の対応力の向上や人材のスキルアップを図ります。

さらに、市町村の災害廃棄物処理計画がより実行性の高いものになるよう必要な支援を行います。

- ・ 産業廃棄物排出事業者への適切な指導の実施
- ・ 産業廃棄物処理業者・施設への適切な指導の実施

- ・優良な排出事業者・処理業者の育成
- ・県外から流入する産業廃棄物の適正処理指導の実施
- ・PCB廃棄物の適正処理の推進
- ・残土・再生土の適正な埋立ての推進
- ・海岸漂着物対策の推進
- ・市町村における初動対応力の強化及び人材の育成
- ・農業用廃プラスチックの適正処理の推進（再掲）

VI-2-②-4 ヤード等対策の強化

自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法ヤードの解消を図るため、警察等関係機関と連携しながら、「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」（以下「ヤード適正化条例」という。）に基づき、ヤードへの立入りを実施します。

また、立入りにより把握した自動車部品の保管状況等を踏まえ、油の地下浸透の防止対策等が不適正なヤードに対して重点的に指導し、ヤード適正化条例の義務履行の徹底を図ります。

金属スクラップヤード等のうち、廃棄物処理法で規定される有害使用済機器の保管等事業場については、同法に基づき立入検査等により適正な保管等を指導します。同法対象外のものについても、市町村等と連携し、生活環境保全上の支障が生じることのないよう適正な保管等を推進するとともに、さらに、県内の実態を把握した上で、新たな対策を検討し、保管等の適正化を図ります。

- ・警察等関係機関と連携したヤードへの立入りの実施
- ・ヤード適正化条例に基づく義務履行の指導・徹底
- ・有害使用済機器の適正処理指導の実施
- ・金属スクラップヤード等における保管等の適正化の推進

VI-2-②-5 産業廃棄物の不法投棄の根絶に向けた監視・取締りの強化

監視体制を強化したこと等により、近年、大規模な不法投棄は減少しましたが、小規模でゲリラ的な不法投棄はいまだに後を絶たないことから、今後も、市町村等と連携して、不法投棄の早期発見、早期対応を図ります。

また、廃棄物処理法に違反し、産業廃棄物の不適正処理を行う悪質な事業者に対しては、許可の取消しや積極的な取締りを推進します。

さらに、残存している過去の不法投棄箇所については、引き続き、行為者等に対して廃棄物の撤去指導を行うとともに、住民の生活環境への支障が懸念される大規模な不法投棄箇所については、定期的に水質等の環境調査を行います。

- ・監視指導の強化
- ・市町村等との連携による監視の強化
- ・法令等違反に対する指導・取締りの推進
- ・不適正処理箇所における被害の拡大防止
- ・大規模不法投棄箇所の定期的な環境調査

VI-2-②-6 再資源化に向けた県の取組の推進

建設工事に伴い発生するアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊などの建設廃棄物の再資源化や縮減に取り組みます。

また、県営水道及び工業用水道の浄水処理の工程で発生する浄水発生土については、放射性物質に係る国の基準や測定結果等を踏まえながら、セメント原料等として再資源化を適切に推進します。

さらに、流域下水道の終末処理場から発生する汚泥焼却灰についても、セメントや軽量骨材の副原料等として、再資源化を推進します。

加えて、下水処理水をトイレ排水や公園等の散水、修景用水等として利用するなど、再生水として有効利用に努めます。

- ・建設廃棄物の再資源化や縮減の推進
- ・県営水道・工業用水道浄水発生土の再資源化の推進
- ・下水汚泥焼却灰の再資源化の推進
- ・下水処理水の有効利用の推進

VI-2-②-7 環境学習等の推進

持続可能な社会の構築に向け、環境問題を自分ごととして捉え、多様な主体と連携・協働し、問題解決に向けて行動する人づくりを進めていきます。

具体的には、家庭・学校・職場・地域などあらゆる場において環境学習等を実践する指導者等の育成・活用に取り組むとともに、若者や子どもたち等、次代を担う人材の育成を進めます。

また、子どもから大人まで幅広い世代の環境への関心を高め、具体的な行動へと結び付けられるよう、本県の自然・産業・文化等の地域資源を生かした体験活動を促進するとともに、学校や地域等様々な場における環境学習等の機会の充実を図ります。

さらに、継続的かつ安定的な環境保全活動や、協働による環境保全の取組を通じた地域づくりを推進するため、「ちば環境再生基金」の活用を促進します。

- ・多様な主体との連携・協働による環境学習等の推進
- ・環境学習等を担う人材の育成と活用
- ・環境学習等への参加の場と機会の提供
- ・「ちば環境再生基金」の活用による環境保全活動の支援

施策項目VI-2-③ 豊かな自然環境と大気・水環境の保全

【目標】

本県の豊かな自然環境を保全し、人と自然との共生を図るとともに、県内外の人々がその豊かな自然と触れ合える機会や場を確保します。

良好な大気環境や騒音の少ないくらしの確保と、水・土壌・地盤環境の保全を図ります。

【現状と課題】

本県は、緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域、様々な野生生物が生息・生育する里山・里海など豊かで多様な自然に恵まれ、生活の基盤として、また憩いの場や自然体験・学習の場として、県民のみならず、本県を訪れる多くの人たちに潤いと豊かさを与えている一方、首都圏に位置し、経済活動も活発に行われています。

本県の大気・水環境は、改善傾向にあるものの、光化学スモッグ注意報の過去10年間の平均発令日数は、10.0日と依然多い状況にあり、令和2年度の水質の環境基準達成率も72.9%と全国の88.8%を下回っているほか、印旛沼及び手賀沼とその流域河川では、外来水生植物が急速に繁茂し、水質・生態系などへの影響や、農業・漁業被害などが懸念されています。

また、地盤沈下については、全体的には沈静化の傾向にあるものの、九十九里地域など一部の地域においては、いまだ沈下が継続しています。

さらに、成田空港や羽田空港等に発着する航空機の騒音も問題となっています。

これらの課題を解決し、豊かで美しい千葉の自然をしっかりと子どもたちに引き継いでいくためには、県民一人ひとりが環境の大切さを認識し、県民、行政、企業など様々な主体が、事業活動や日常生活などによる環境への負荷をできるだけ減少させていくとともに、自然との共生に向けて、連携して取り組む必要があります。

【取組の基本方向】

自然公園など、県民のかけがえのない財産である自然環境を保全するとともに、県内外の人たちが豊かな自然と触れ合えるための取組を進めます。

また、良好な大気・水環境を保全するため、継続的な環境モニタリングを行い、環境汚染物質の排出者に対する指導や排出量を削減するための取組を推進するとともに、印旛沼及び手賀沼とその流域河川では、外来水生植物の駆除に取り組みます。

さらに、土壌・地盤環境を保全するため、市町村への支援や事業者に対する指導等を行うとともに、地下水及び天然ガスかん水の採取を抑制する取組を推進します。

また、騒音の少ないくらしを確保するため、自動車騒音について継続して監視を実施するとともに、航空機騒音の常時監視を実施し、騒音軽減のための取組を推進します。

【主な取組】

VI-2-③-1 豊かな自然環境の保全と快適な利用促進

美しい景観を有する自然公園や、優れた天然林・希少な野生生物が生息・生育している自然環境保全地域などの保全に取り組みます。

また、子どもから大人まで、県内外の多くの方が、豊かな自然と触れ合い、自然への理解を深められるよう、自然公園施設や自然歩道の整備などを推進し、自然公園等の安全で快適な利用を促進します。

さらに、海岸における良好な景観や環境等の保全を図るため、関係機関と連携・協力し、海岸漂着物等の円滑な回収・処理を行うとともに、3Rの推進、環境学習や消費者教育、普及啓発等を通じた発生抑制対策を推進します。

- ・ 国定公園・県立自然公園・自然環境保全地域などの保全
- ・ 国定公園・県立自然公園内の自然公園施設などの整備
- ・ 首都圏自然歩道の整備
- ・ 海岸漂着物対策の推進（再掲）

VI-2-③-2 良好な大気環境の確保

光化学スモッグやPM2.5などの大気環境を常時監視し、大気汚染の情報を県民に迅速に知らせるとともに、環境基準の達成に向け、大気汚染物質の排出を抑制するため、事業者に対する指導を実施します。

また、アスベストを使用した建築物及び工作物の解体等の作業において飛散防止対策が確実に行われるよう、事業者を指導します。

さらに、大気汚染物質に関する発生源対策の検討を進めるとともに、自動車による大気汚染物質の排出を削減するため、ディーゼル車の運行規制などの排出ガス対策や電動車の普及を進めます。

- ・ 大気汚染状況の常時監視
- ・ 光化学スモッグの低減対策の推進
- ・ 大気汚染発生源対策の推進
- ・ アスベスト対策の推進
- ・ 自動車排出ガス対策の推進
- ・ 電動車の普及促進
- ・ 化学物質総合対策の推進

VI-2-③-3 騒音の少ないくらしの確保

成田空港、羽田空港、下総飛行場周辺地域での環境基準の達成状況を把握するため、固定測定局で航空機騒音を常時監視し、必要に応じて関係機関に低減対策を要請します。

このうち、成田空港については、更なる機能強化に伴う航空機騒音の影響を把握するため、関係機関と連携して監視体制を整備します。

また、羽田空港については、離着陸する航空機の多くが本県上空を飛行することから、関係25市町と連携し、国に対して更なる騒音軽減を求めています。

さらに、自動車騒音についても、環境基準の達成状況を把握するため、道路沿道での監視を行います。

あわせて、騒音、振動、悪臭対策として、市町村への技術的支援等を行います。

- ・航空機騒音対策の推進
- ・自動車騒音の常時監視
- ・騒音・振動・悪臭対策の推進

VI-2-③-4 良好な水環境・土壌環境・地盤環境の保全

河川・湖沼・海域など公共用水域の水質を監視するとともに、環境基準の達成に向け、水域に流入する汚濁物質を削減するため、産業排水対策として、工場・事業場への立入検査等による事業者指導を実施するとともに、生活排水対策として、公共下水道の整備や、合併処理浄化槽の設置を促進します。

特に、閉鎖性水域である東京湾・印旛沼・手賀沼の水質改善のため、下水道終末処理場の高度処理化や高度処理型合併処理浄化槽の設置を進めるとともに、降雨により市街地や畑地などから流出する汚濁物質の削減にも取り組みます。さらに、印旛沼及び手賀沼とその流域河川では、近年急速に繁茂拡大している外来水生植物の計画的な駆除を実施します。

また、地下水の水質監視を行うとともに、事業者に対する地下水汚染の未然防止対策の指導、市町村と連携した地下水汚染原因調査と除去対策に取り組むほか、土地使用者等に対し土壌汚染状況調査や汚染除去の指導を行います。

地盤沈下については、地盤変動状況の監視と地下水及び天然ガスかん水の揚水規制等を実施します。

- ・河川・湖沼・海域の水質監視
- ・工場・事業場排水の水質規制
- ・生活排水対策の推進
- ・東京湾・印旛沼・手賀沼の浄化対策の推進
- ・印旛沼及び手賀沼とその流域河川における外来水生植物の駆除
- ・地下水の水質監視、汚染未然防止対策及び地下汚染の除去対策の推進
- ・土壌汚染対策の適切な指導
- ・地盤変動状況の監視と地下水・天然ガスかん水の揚水規制等

VI-2-③-5 多様な環境問題に関する調査・研究及び環境情報の提供

人の健康に大きな影響を及ぼすおそれのあるPM2.5や生態系に影響を与える特定外来生物、地球温暖化による気候変動など多様な環境問題に対して適切かつ迅速に対応するため、調査・研究を推進します。

県民の環境問題への理解を深めるため、環境に係る調査・研究の成果とともに、環境に関する情報を、わかりやすい形で提供します。

さらに、三番瀬を再生・保全するためには、県民の理解と協力が必要であるため、県民の理解を深めるための情報を提供します。

- ・大気・水環境や気候変動、生物多様性などに関する調査・研究の実施
- ・県で収集した環境に関する情報の発信
- ・環境学習等への参加の場と機会の提供（再掲）
- ・三番瀬再生・保全のための意見交換の場と機会の提供

施策項目VI-2-④ 野生生物の保護と適正管理

【目標】

在来野生生物の種の保存を図るとともに、特定の鳥獣の著しい増加や生態系等への影響を及ぼす外来種の侵入を防ぎ、生物多様性を保全します。人と野生生物とが適切に共存できる環境を目指します。

【現状と課題】

本県の豊かな自然環境は、固有の地形と人々の営みから生み出された独特な生態系からなっています。県民がその豊かさを実感しながら未来に引き継いでいくためには、生態系のバランスを崩さないよう努めていく必要があります。

県では、野生生物の実態を把握し、その保全を広く県民に呼びかけるために、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化した上で、千葉県レッドデータブックとして公表しています。現在のレッドデータブックでは、消息不明・絶滅生物と最重要保護生物を、動物でそれぞれ72種と284種、植物で92種と234種記載しており、保護すべき種類数はリストを見直すたびに増加しています。

野生生物の絶滅や個体数減少の原因としては、湿地の埋立て・水質悪化、生育地周辺の森林伐採、手入れの行き届かない里山の増加などの環境の変化や、外来生物や特定の鳥獣の著しい増加による生態系への影響が考えられますが、もともと希少な種であることから、盗掘・密猟も無視できない影響を及ぼしています。

一方、外来生物を含めた有害鳥獣の増加は、生態系への影響ばかりではなく、農業や生活にも問題を生じさせています。

本県における令和2年度の有害鳥獣による農作物の被害金額は約3億6千万円であり、中でもイノシシによる被害金額は約1億7千万円と、被害金額全体の約5割を占めています。また、特定外来生物であるキョンについては、その鳴き声や、花壇の花、植木などの採食による生活被害が発生しています。

鳥獣被害の発生原因は、「鳥獣の生息域の拡大」「捕獲の担い手の減少」「荒廃農地の増加」など、複数の要因が関連していると考えられることから、鳥獣被害を無くすためには、市町村など関係機関とも連携し、引き続き防護や捕獲など総合的な取組を強化する必要があります。

また、特定外来生物のうち、特にアカゲザル、キョン、カミツキガメなどについては、個別の防除計画を策定し捕獲対策を講じており、その結果、カミツキガメは個体数が減少しつつあり、一定の成果を挙げていますが、キョンなどについては繁殖力が強く、生息数が増加傾向にあり、防除対策を強化する必要があります。

【取組の基本方向】

ミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ、ヒメコマツなどの絶滅が危惧されている希少な動植物の保護・回復に取り組むとともに、本県の豊かな自然環境と生物多様性の重要性について理解の促進を図るため、普及啓発に努めます。

また、農林業等に甚大な被害を及ぼし、生活被害や生態系に悪影響をもたらす有害鳥

獣のうち、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどについては、適正管理に必要な生息状況調査や市町村等への支援等に取り組み、生息数を適正な水準まで減少させます。

さらに、アカゲザル、キョン、カミツキガメなどの特定外来生物については、根絶に向けて、集中的な防除に取り組みます。

【主な取組】

VI-2-④-1 生態系の保全と希少な野生生物の保護・回復

希少な野生生物の実態をレッドデータブックとして取りまとめ、このデータを活用し、県民、事業者等に広く希少野生生物の保護に対する理解と配慮を求めます。

また、特に絶滅が危惧されている、ミヤコタナゴ、ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキ等の希少な動植物について、生息地の維持管理や保護・回復に取り組みます。

さらに、本県の豊かな自然環境や生物多様性の重要性、外来生物の放棄の問題などについての普及啓発に努めるとともに、東京湾最奥の浅海域である三番瀬等、貴重な野生生物の生息環境の保全に努めます。

- ・生物多様性と生態系の保全推進
- ・絶滅のおそれのある希少な野生生物の保護・回復
- ・生態系保全に関する普及啓発
- ・ラムサール条約への登録促進

VI-2-④-2 有害鳥獣対策の強化

生活被害や生態系への悪影響をもたらし、農林業等にも甚大な被害を及ぼしている有害鳥獣の適切な管理を行います。有害鳥獣対策については、防護、捕獲、資源活用、生息環境管理の4つのプロジェクトを、千葉県野生鳥獣対策本部を中心に、関係機関が連携して総合的に取り組みます。

捕獲については、特に対策が必要なイノシシ、ニホンジカ及びニホンザルの生息状況調査や、イノシシ及びニホンジカを対象とした指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するとともに、市町村等が実施する捕獲や個体処理への財政的・技術的支援や情報提供等を行い、生息数を適正な水準に向けて減少させ、生息域の拡大を防止します。

また、捕獲の担い手となる人材を確保・育成するため、狩猟免許試験を継続的に実施するとともに、狩猟免許の新規取得者の増加を目的とするセミナーや、狩猟者の捕獲技術の向上を図るための研修等を実施します。

- ・生息状況調査等の実施
- ・県による捕獲の実施
- ・市町村による防除・捕獲への支援
- ・鳥獣捕獲の担い手の確保・育成
- ・「房総ジビエ」の利用拡大（再掲）
- ・防護・捕獲・生息環境管理対策の推進（再掲）

VI-2-④-3 特定外来生物の防除

特定外来生物のうち、防除の緊急性が高く、特に生態系への影響等が懸念されるアカ

ゲザル、キョン、カミツキガメなどについては、根絶に向け、生息状況調査等を踏まえ、県や市町村が集中的な防除に取り組み、個体数の大幅な減少を目指します。

また、ICTの活用等を含め、より効率的な捕獲方法を調査・研究し、その導入を推進します。

- ・ 特定外来生物の生息状況調査等の実施
- ・ 県による特定外来生物の防除
- ・ 市町村による特定外来生物防除の取組への支援

政策分野Ⅵ－３ 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ振興

千葉の伝統文化の保存・継承や新しい文化芸術の振興を図るとともに、誰もが文化芸術を享受できる環境づくりを進めます。

また、全ての県民がライフステージに応じた多様なスポーツに親しめるよう環境整備を進めるとともに、障害のある人もない人も、共に楽しめるみんなのスポーツとしてのパラスポーツの普及を図ります。

施策項目Ⅵ－３－① 文化芸術の振興

【目標】

あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで、心豊かな県民生活と活力ある地域社会をつくり育むことを目指します。

【現状と課題】

文化芸術は、県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠かせないものであるとともに、教育、地域づくり、産業など社会のあらゆる分野と関わり、地域社会の発展と県民の活力を高めていく貴重な財産です。

東日本大震災の発生後、文化芸術が心の支えとなり、地域コミュニティ再生のきっかけとなるなど、文化芸術の果たす役割が再認識されました。令和元年度に度重なる台風や集中豪雨によって県内各地が甚大な被害を受けた際も同様であり、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々が不自由な生活を強いられる状況下では、心の癒しや感動、生きる活力を与える文化芸術の必要性が一層高まっています。

このような中、これまで県では、文化振興計画や、「千葉県文化芸術の振興に関する条例」に基づき文化芸術の振興に取り組んできました。

本県には長い歴史の中で育まれてきた郷土芸能、食文化、伝統技術等、多様な伝統文化が脈々と受け継がれています。こうした多様な伝統文化は、人々の地域への愛着や誇りを醸成する源であることから、少子高齢化が進行する中であっても県民の財産として未来へ継承していくことが求められます。

また、本県は首都圏にありながら豊かな自然環境に恵まれており、自然や広い野外空間を活用した音楽イベントや芸術祭、ダンスイベント等が県内各地で開催されています。県民の心豊かな生活を実現するためには、本県のこうした特徴を最大限に生かした自然との一体感を感じられる文化芸術活動や、時代の流れの中で生まれた新しい文化芸術活動を積極的に振興し、多くの県民に親しまれる活力ある若々しい「ちば文化」の創造に取り組んでいくことも必要です。

さらに、東京2020大会を契機に、新型コロナウイルス感染症の拡大による制約を受けつつも、県による参加・体験型の文化プログラムや、多くの団体・個人による多彩な文化芸術活動が展開され、様々な分野の融合や新たなネットワークなどが生まれました。

今後も、それらを継承・発展させ、県民が表現活動に取り組むことができる環境を整えるとともに、県民の心の豊かさや誇りの醸成につなげ、地域活性化の起爆剤としても活用していくことが重要です。

あわせて、子ども・若者をはじめあらゆる人々が文化芸術に触れる機会をつくること、文化資源を生かし他分野との連携を推進すること、「ちば文化」をブランドとして県内外での認知度を高めることなども必要です。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活様式」に対応した文化芸術の在り方についても考えていく必要があります。

【取組の基本方向】

障害の有無や年齢等にかかわらずあらゆる人々が文化芸術を享受できるよう、様々な機会の提供、活動への支援、人材の育成などの環境づくりを行うとともに、地域の伝統文化が次世代へ継承されるよう取り組みます。特に、次代を担う子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実や表現の場の拡大を図ります。

また、本県固有の歴史・文化・豊かな自然、東京 2020 大会により得られたレガシー等、千葉の強みを生かした新たな価値の創造や「ちば文化」のブランド化を進めるとともに、文化芸術の新しい表現や保存の手段として ICT を活用していきます。さらに、観光・まちづくり・産業等様々な分野との連携を推進し地域活性化を図ります。

【主な取組】

VI-3-①-1 あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり

文化芸術活動を行う県民の自主性や専門性が尊重されるとともに、障害の有無や年齢等にかかわらず、誰もが文化芸術活動を行い、鑑賞できるよう、機会の提供、理解の促進、人材の育成、支援等を行います。

また、文化芸術活動の拠点として、重要な役割を果たす文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の利用環境の充実を図ります。

- ・あらゆる人々が文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進
- ・文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成・支援・活用
- ・文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の機能の充実

VI-3-①-2 ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり

本県の多様な伝統文化を知る機会を提供するため、美術館・博物館や学校等における展示や普及事業、ICT等を活用した情報発信を行うとともに、伝統文化に係る地域の関係者・関係機関と連携し、伝統文化の保存・継承・活用を図ります。

また、文化財や文化的景観等についても、保存・活用を進めていきます。

- ・ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供
- ・伝統文化の保存・継承
- ・文化財・文化的景観等の保存と活用

VI-3-①-3 新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり

固有の歴史・文化に加え、東京 2020 大会で得られた新たな文化資源や、広い野外空間などを最大限に活用し、文化芸術が社会の様々な場面で輝く機会を創出できるよう、様々な関係者によるネットワークの構築に取り組むほか、観光・まちづくり・国際交流・

福祉・教育・産業等の広範な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化を図ります。
あわせて、文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の多面的な活用を進めます。

- ・ 様々な関係者による文化芸術のネットワークの構築
- ・ 観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化
- ・ 文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の多面的な活用

VI-3-①-4 次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり

次代を担う子どもや若者の豊かな感性を育むため、文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験機会を創出します。

また、美術館・博物館と連携し、県内の文化財を活用した、出張授業やオンライン講座、創作体験など、芸術や郷土の宝に触れる機会を充実させます。

さらに、若者自身による文化芸術活動の促進のため、創造的な文化芸術活動への支援や、文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会を提供します。

- ・ 豊かな感性を育む文化芸術、郷土の歴史・伝統に出会う機会の充実
- ・ 若者の文化芸術活動の支援
- ・ 伝統文化を担う子ども・若者の育成

VI-3-①-5 ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信

様々な機会を捉えた情報発信や、文化資源の活用により、本県固有の歴史・伝統文化等の「ちば文化」のブランド化を進め、認知度向上と県民の誇りの醸成につなげます。

また、最新のテクノロジーを取り入れた創作活動の促進や、伝統文化と他の文化芸術分野とのコラボレーション、国際交流での活用により、新たな「ちば文化」の創造を推進していきます。

- ・ 「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成
- ・ 最新のテクノロジーや国内外との交流を取り入れた新たな「ちば文化」の創造

施策項目Ⅵ－３－② スポーツの振興

【目標】

「する」「みる」「ささえる」スポーツの更なる推進のため、全ての県民が、スポーツを「知る」、すなわちスポーツの意義や価値を理解することにより、ライフステージに応じた多様なスポーツに日常的に親しみ、健康で活力のある生活を送り、互いに支え合うコミュニティの形成を図ります。

また、障害のある人がスポーツに親しみやすい環境整備を進めます。

【現状と課題】

県が実施した令和３年度の「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」の結果によると、幼児期における運動遊びの実施率や、子育て世代・働き盛り世代のスポーツ実施率の伸び悩みが見られます。県民にとって、身近な場所でスポーツを行える総合型地域スポーツクラブの活性化や、スポーツ指導者の確保・質の向上を通して、誰もがスポーツを通じて、健康づくりや生きがいづくりに取り組むことのできる環境の整備が必要です。

さらに、スポーツを「知る」こと、すなわちスポーツの意義や価値、様々なスポーツの存在などについて理解を深めることにより、「する」「みる」「ささえる」スポーツがより身近に、より楽しくなり、より深く関わるができるものとなります。このため、東京 2020 大会を契機に注目されたサーフィンやスケートボード、県民の興味・関心が芽生えたパラスポーツなどを含め、多様なスポーツに関する情報などをより効果的に発信し、県民がスポーツに親しむ機会の拡大につなげていくことが重要です。

東京 2020 大会の開催や、新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」への変容、運動不足による体力低下への懸念等を、改めてスポーツの意義や価値を見直す機会とし、共生社会の実現に向け、高齢者や障害のある人等が積極的に参加・貢献していくことができるよう、誰もが生涯にわたり、スポーツに親しむことができる環境づくりを進めていくことが重要です。

特にパラスポーツについては、障害のある人の心身の健康の保持増進だけではなく、スポーツを通じて社会参加を促す効果があることから、障害のある人が生き生きと自分らしくパラスポーツに参加できる環境を整備していくことが必要です。

また、パラスポーツは、障害のある人への理解を広げることにも寄与することから、誰もが分け隔てなく一緒に楽しめる環境を整備するとともに、パラリンピックの開催を契機として芽生えてきたパラスポーツに対する興味・関心を実際の参画につなげていく必要があります。

【取組の基本方向】

全ての県民がスポーツに親しむことができるよう、ライフステージに応じたスポーツ習慣を確立するための情報提供や環境整備、近年注目されているスポーツを含め、多様なスポーツに関する情報や魅力の発信、スポーツに関わる人材の育成を進めます。

また、選手の発掘・育成・強化及び指導者養成等、県内のアスリートの競技力の向上

を図るとともに、トップアスリートを講師として地域に派遣するなど、選手強化の取組の成果を地域スポーツに還元する取組を推進します。

さらに、スポーツの価値の発信と地域づくりに取り組み、全ての県民が健康で活力ある生活を送り、スポーツを通じてお互いに支え合うコミュニティの形成を図ります。

あわせて、東京 2020 大会の開催を契機として、パラスポーツやマリンスポーツの普及など大会のレガシーを継承・発展させ、スポーツの振興につなげます。

パラスポーツについては、競技人口の増加や県民の理解促進を図るため、パラスポーツイベントの開催や、指導者等の養成、相談体制の構築に取り組むほか、競技団体の組織体制の整備や体験会の開催への助成、パラスポーツの拠点となる千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの設備の充実などを進めます。また、パラリンピックやデフリンピック、スペシャルオリンピックス世界大会や全国障害者スポーツ大会等、トップレベルの大会にも県ゆかりの選手を数多く輩出できるよう、パラスポーツ選手の育成や強化支援に取り組めます。

【主な取組】

VI-3-②-1 人生を豊かにするスポーツの推進

誰もがスポーツを通じて豊かな人生を送ることができるように、身近な場所でスポーツを行うことができる総合型地域スポーツクラブの設立支援や、県立スポーツ施設の無料開放などを進めます。

また、県民が気軽に参加できるイベントを開催するとともに、それぞれの年齢や体力、興味関心等のニーズに応じて、多様なスポーツに関する情報を「見つけやすく」「わかりやすく」提供していきます。近年県民の関心が高まっているスポーツについての情報、魅力の発信にも取り組んでいきます。

さらに、生活習慣病予防に関する知識の普及啓発や、高齢者に適したスポーツの推進など、高齢者の健康づくり及び介護予防に向けた取組を行います。

- ・ライフステージに応じたスポーツ習慣の定着と健康の増進
- ・多様化するスポーツライフの充実・発展
- ・パラスポーツの推進（再掲）

VI-3-②-2 誰もが共に楽しめるパラスポーツの推進

東京 2020 大会の開催を契機として、共生社会の実現に向け、誰もが積極的に参加・貢献していくことができるよう、パラスポーツを通じた子ども同士の交流及び共同学習の推進や、パラアスリートによる特別授業など、子どもの頃からパラスポーツに親しむことのできる環境整備を進めます。

また、障害のある人もない人も、共にスポーツを楽しめる「パラスポーツフェスタ」を開催し、パラスポーツの魅力を広く発信するとともに、各地域においても、イベントやスポーツ教室等の開催により、パラスポーツへの参画人口を増やし、障害のある人が地域の中で様々な人々と交流を深めるなど、スポーツを通じて社会に参加することができるよう、各関係機関へ働きかけます。

さらに、パラアスリートの発掘・育成や、パラアスリート県強化指定選手所属チーム、

競技団体への支援を行い、競技団体の組織体制の強化や競技人口の増加を図っていきます。

あわせて、千葉県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、パラリンピックやデフリンピック、スペシャルオリンピックス世界大会への参加支援、県内で開催されるパラスポーツ国際大会への支援等を行い、本県のパラスポーツの一層の推進を図ります。

- ・パラスポーツの推進
- ・パラアスリートへの強化・支援の推進

VI-3-②-3 スポーツ環境の整備・充実

県民がスポーツに親しむ機会を広げるため、スポーツに関わる指導者の養成や指導力の向上を図るなど、指導者を有効に活用していきます。障害者スポーツ指導員の養成についても計画的に進め、幅広い種目の指導者から気軽に指導を受けられ、スポーツを楽しめるような仕組みづくりを検討します。

また、県民が安全・安心に利用できるよう、社会体育施設の耐震化や老朽化対策を進め、機能の向上を図るとともに、県民にとって身近なスポーツ施設である県立学校の体育館やグラウンドの開放を進めます。

総合型地域スポーツクラブについては、広くその機能の周知を図るとともに、地域の中学校、高等学校等の運動部活動の拠点としていくなど、有効活用を推進します。

さらに、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの利用を促進するため、設備の充実や広報活動等によりパラスポーツの拠点として機能を充実させるとともに、地域のスポーツ施設を利用しやすいように環境整備に努めます。

- ・人材の育成
- ・施設の整備と有効活用
- ・誰もがスポーツに参加できる組織基盤の充実・発展
- ・パラスポーツの推進（再掲）

VI-3-②-4 競技力の向上

各競技団体と連携し、ジュニア世代や女性アスリートを含め、幅広い選手の発掘・育成・強化や指導者、専門スタッフ等スポーツに関わる様々な人材の育成、スポーツ医・科学の積極的な活用を行い、競技力の向上に取り組みます。

また、アスリートが自分を信じ、それぞれの夢に果敢にチャレンジできるよう、競技用具等の整備をはじめ、ICTを活用した映像分析による競技支援、アスリートのキャリア開発としての企業等への進路支援などを進めます。

さらに、各競技の主軸となる競技力を有する企業等の運動部を「トップチーム」として指定し、強化練習の支援等を行います。

加えて、オリンピック・パラリンピック選手、国民体育大会等で活躍したトップアスリートや指導者を講師としてスポーツ関係団体等に派遣するなどして、選手強化の取組の成果を地域スポーツに還元することにより、更なるスポーツ振興を図ります。

- ・選手の発掘・育成・強化及び指導者の養成・資質向上

- ・競技力向上のための環境整備
- ・スポーツ医・科学の積極的な活用
- ・組織・調査等の充実
- ・競技スポーツの充実及び好循環

VI-3-②-5 スポーツの価値の発信

アスリートと連携し、県民に広くスポーツの価値や魅力、楽しさを伝える取組を推進します。

また、マリンスポーツやサイクリングなど、本県が持つ多様で豊かな自然や地域の特性を生かしたスポーツイベントの開催などを通して、参加者と地域の交流やスポーツを核とした地域の活性化を目指します。その一環として、「スポーツの振興」と「千葉県の魅力発信」を2つの柱とする「ちばアクアラインマラソン」に取り組んでいきます。

さらに、東京2020大会のレガシーの継承・発展として、マリンスポーツの振興、ホストタウン相手国等との国際交流、オリンピック・パラリンピック教育の理念を引き継ぐ取組などのほか、「新しい生活様式」への変容やデジタル技術の活用により生まれる新たなスポーツの形や価値の発信を通して、スポーツに対する関心を高めます。

- ・アスリートと連携したスポーツの価値の発信
- ・地域資源を生かしたスポーツライフの推進と千葉の魅力発信
- ・オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承・発展
- ・「新たなスポーツ」の周知・研究

第2節 実施計画の政策評価

「危機管理体制の構築と安全の確保」「千葉経済圏の確立と社会資本の整備」「未来を支える医療・福祉の充実」「子どもの可能性を広げる千葉の確立」「誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現」「独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造」といった本計画の目指す姿（基本目標）を達成するためには、県民・市町村をはじめ、多様な活動主体と力を合わせて取り組むことが求められます。また、限られた資源を効率的・効果的に活用していく必要がありますが、そのためには、施策の実施状況を点検・分析し、必要な改善に取り組むことが重要です。

そこで、総合計画の実施計画に係る政策評価は、指標を掲げた施策・取組について、計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Action）というマネジメントサイクルに基づいて行います。

「重点的な施策・取組」について、実施状況や達成度などを分析し課題を把握する「評価」を毎年度実施するとともに、この「評価」に基づき必要となる「改善」を次の施策展開に柔軟に反映させることで政策の推進を図ります。

なお、学識経験を有する委員から第三者の視点による意見を聴き、評価の客観性・統一性などの確保に努めます。また、県民に評価結果をわかりやすく公表するとともに、意見などを募集します。

【総合計画指標一覧】

本計画の推進に当たって、具体的な数値目標を掲げました。

この数値目標は、県民の皆様と共有し、力を合わせて実現を目指すべき社会目標となるものです。

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
危機管理体制の構築	健康危機対策研修修了者数	4,914人 (令和2年度)	6,500人 (令和6年度)	多数の県民の生命・健康を脅かす新型インフルエンザ等の感染症、天然痘などの生物テロに対応するため、医療・公衆衛生従事者を対象とした健康危機対策研修を修了した人の数
	地域別消費総合指数	93.7 (令和2年度平均)	101.9 (令和6年度平均)	家計調査の消費支出や商業販売統計等について、平成24年平均を基準に指数化・平均化して算出した地域別消費総合指数の年度平均 ※新型コロナウイルス感染症の影響が小さかった令和元年度の水準を目指すもの
	自主防災組織の活動カバー率	68.9% (令和2年度)	84.3% (令和6年度)	各市町村の全世帯数のうち、地域の防災活動を効果的に行うための組織である「自主防災組織」が活動範囲とする地域の世帯割合
	市町村業務継続計画における重要6要素11項目の策定状況	12市町村 (令和2年度)	54市町村 (令和6年度)	業務継続計画の中核となる重要6要素11項目(首長不在時の代行順位、備蓄、受援計画等)を同計画に全て規定した市町村数
防災基盤の整備	防災拠点となる公共施設等の耐震化率	96.7% (令和2年度)	100% (令和6年度)	災害応急対策実施拠点(庁舎や消防署等)、避難所(学校施設等)、医療救護施設(病院等)、社会福祉施設等の耐震化率

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	地籍調査面積	843 k m ² (令和2年度)	1,020 k m ² (令和6年度)	一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行う調査を実施した面積
くらしの安全・安心の確保	刑法犯認知件数	34,685 件 (令和2年)	31,000 件 (令和6年)	道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷を除いた「刑法」に規定する罪や「爆発物取締罰則」等に規定する罪のうち、警察において発生を認知した事件の数
	自主防犯団体の数	3,037 団体 (令和2年)	3,070 団体 (令和6年)	地域で防犯ボランティアに取り組む自主防犯団体の団体数
	刑法犯検挙者中の再犯者率	49.3% (令和2年)	減少を指 します (令和6年)	警察において検挙した刑法犯のうち、再犯者の割合
	交通事故 24時間死者数	121 人 (令和3年)	110 人 (令和6年)	道路上の交通事故の被害により、24時間以内に死亡した人の数
	交通事故重傷者数	1,512 人 (令和3年)	1,300 人 (令和6年)	道路上の交通事故によって負傷し、1か月(30日)以上の治療を要する人の数
	消費者トラブルにあったときの相談窓口の認知度	16.3% (令和元年度)	20.0% (令和6年度)	県政に関する世論調査において、「あなたは、消費者トラブルなどの相談窓口であり、出前講座等も実施している県の消費者センターや市町村の消費生活センターを知っていますか」との質問に対し、「名前も業務内容も知っている」と回答した県民の割合

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
経済の活性化	県内製造品出荷額等	12兆5,183億円 (令和元年)	増加を指 します (令和6年)	従業員4人以上の事業所における、1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及び製造工程から出たくず・廃物の出荷額とその他収入額の合計
	県内への企業立地件数	62件 (平成29年～令和2年平均)	180件 (令和4年～令和6年合計)	各年1～12月の製造業等、研究所及び物流施設等の本県への立地件数(1,000m ² 以上)
	県内年間商品販売額	12兆2,183億円 (令和元年)	増加を指 します (令和6年)	卸売業又は小売業において、一定の場所(一区画)を占める事業所における有体商品の販売額
	有雇用事業所数による開業率	6.0% (平成28年度～令和2年度平均)	増加を指 します (令和4年度～6年度平均)	雇用保険事業年報における、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数を前年度末の適用事業所数で除した割合
	完全失業率	2.7% (令和2年)	減少を指 します (令和6年)	労働力人口(就業者及び完全失業者)に占める完全失業者の割合
	成田空港の航空旅客数	325万人 (令和2年度)	4,000万人 (令和6年度)	成田空港における国際旅客数と国内旅客数の合計(通過客を含む) ※新型コロナウイルス感染症の影響が小さかった令和元年度の水準を目指すもの
	観光総消費額	7,931億円 (令和2年)	1兆4,950億円 (令和6年)	本県を訪れた観光入込客の県内での消費の総額(観光入込客数(実人数)と観光消費額単価を掛け合わせることで算出) ※新型コロナウイルス感染症の影響が小さかった令和元年の水準を目指すもの

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	宿泊客数	8,997 千人 (令和 2 年)	20,100 千人 (令和 6 年)	観光客の利用が大半を占めると推察される県内宿泊施設の宿泊客数 ※新型コロナウイルス感染症の影響が小さかった令和元年の水準を目指すもの
農林水産業の振興	新規就農者数	314 人 (令和 2 年度)	450 人 (令和 4 年度～6 年度平均)	新規に就農した人の数
	県の事業を活用し新たに法人化を行った農業経営体数	8.7 経営体 (平成 30 年度～令和 2 年度平均)	10 経営体 (令和 4 年度～6 年度平均)	専門家派遣等の県事業を活用し、法人化を行った農業経営体数
	新規漁業就業者数	30 人 (令和 2 年度)	35 人 (令和 4 年度～6 年度平均)	新規に漁業に就業した人の数
	農業産出額	3,852 億円 (令和 2 年)	4,370 億円 (令和 6 年)	農業者が生産した総額
	県内漁港水揚金額	476 億円 (令和元年)	567 億円 (令和 6 年)	県内漁港に陸揚げ（水揚げ）された海面漁業、海面養殖業及び運搬船搬入の金額
	農業・漁業生産関連事業の年間販売金額	750 億円 (令和元年度)	817 億円 (令和 6 年度)	農産物及び水産物の加工・直売所、観光農園、農家民宿、農家レストラン等の年間販売金額の合計
	県産農林水産物の輸出額	138 億円 (令和 2 年)	208 億円 (令和 6 年)	県と連携しながら県産農林水産物の輸出に取り組む事業者を対象にしたアンケートにより把握した輸出額
社会資本の充実とまちづくり	県都 1 時間構想	76% (令和 2 年度)	79% (令和 6 年度)	県の総面積に対する県内の主要都市から県都千葉市まで道路を利用しておおむね 1 時間で到達できる市町村面積の割合
	基幹管路の耐震適合率	59.3% (令和元年度)	60.6% (令和 6 年度)	県内の水道事業体の基幹管路の耐震適合率

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	維持修繕が完了した橋りょう数	60 橋 (令和 2 年度)	296 橋 (令和 6 年度)	長寿命化計画に基づく計画的な維持修繕が完了した道路橋の数
	汚水処理人口普及率	89.5% (令和 2 年度)	93.3% (令和 6 年度)	県の総人口に対する汚水処理施設（下水道、農業集落排水、合併浄化槽等）を利用できる人口の割合
	立地適正化計画策定市町村数	8 市町村 (令和 2 年度)	18 市町村 (令和 6 年度)	人口減少・高齢化に対応したコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進する「立地適正化計画」を策定し、公表した市町村の数
医療提供体制の充実と健康づくりの推進	地域の医療体制に安心を感じている県民の割合	67.5% (令和 2 年度)	70.0% (令和 6 年度)	県政に関する世論調査において、「あなたは、自分が住み慣れた地域で安心して受診できる医療体制にあると思いますか」との質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した県民の割合
	臨床研修修了者の県内定着率	52.3% (令和 2 年度)	80.0% (令和 6 年度)	医師国家試験合格後、2 年間の臨床研修を修了した者のうち、県内医療機関に勤務した者の割合
	がんによる 75 歳未満年齢調整死亡率（人口 10 万対）	68.2 (令和 2 年)	65.7 (令和 6 年)	人口構成が基準人口（昭和 60 年モデル人口）と同じと仮定した場合における 75 歳未満の人口 10 万人当たりのがんによる死亡率
高齢者福祉と障害者福祉の充実	高齢者施策について満足している県民の割合	26.7% (令和 2 年度)	35.0% (令和 6 年度)	県政に関する世論調査において、「あなたは、お年寄りが安心して暮らせる高齢者施策についてどうお感じですか」との質問に対し、「大変満足している」「まあ満足している」と回答した県民の割合

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	介護予防・日常生活総合支援事業における「多様なサービス」(訪問型及び通所型)に取り組む市町村数	33 市町村 (令和2年度)	54 市町村 (令和6年度)	介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、全国一律の基準で実施されている訪問・通所型サービス以外に、要支援者等のニーズに応じたサービス提供の取組を実施している市町村の数
	就業又は何らかの地域活動をしている高齢者(60歳以上)の割合	男性 70.7% 女性 64.3% (令和元年度)	80.0% (令和6年度)	生活習慣に関するアンケート調査において、60歳以上の県民のうち「あなたは、この1週間に仕事をしましたか」という質問に対し「はい」と回答、又は「あなたは、この1年間に、趣味・スポーツ・地域の行事等、何らかの地域活動に参加しましたか」との質問に対し「参加した」と回答した県民の割合
	「共生社会」という考え方を知っている県民の割合	42.0% (令和2年度)	50.0% (令和6年度)	県政に関する世論調査において、「あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らす『共生社会』という考え方を知っていますか」との質問に対し「知っている」と答えた県民の割合
	福祉施設利用者の一般就労への移行実績	871 人 (令和2年度)	1,400 人 (令和6年度)	福祉施設を利用している障害のある人のうち、一般就労に移行した人の数
子育て施策の充実	産後ケア事業を実施している市町村数	37 市町村 (令和2年度)	54 市町村 (令和6年度)	産後の心身の不調などで支援を必要とする母子に対し、心身のケアや育児のサポートを行っている市町村の数

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	地域子育て支援拠点の数	340 箇所 (令和 2 年度)	362 箇所 (令和 6 年度)	地域の身近なところで、気軽に、子育て中の親子の交流や子育て相談ができる地域子育て支援拠点の数
	保育所等の待機児童数	428 人 (令和 3 年 4 月 1 日現在)	解消を 目指 します (令和 7 年 4 月 1 日現在)	政令市・中核市を含む保育所等の利用待機児童の数
	里親等委託率	30.6% (令和 2 年度)	34.8% (令和 6 年度)	社会的養護が必要な児童のうち、里親及びファミリーホームに委託されている児童の割合
	1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査の未受診児の状況把握率	1 歳 6 か月 81.4% 3 歳 82.7% (令和 2 年度)	1 歳 6 か月 100% 3 歳 100% (令和 6 年度)	1 歳 6 か月児健診及び 3 歳児健診未受診児の状況を市町村が把握している割合
教育施策の充実	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童生徒の割合	小学校 77.8% 中学校 79.6% (令和 3 年度)	全国平均以上かつ増加を目指します (令和 6 年度)	全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙）の設問「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」に肯定的な回答をした児童生徒の割合 ※全国平均（令和 3 年度） 小学校：78.2% 中学校：81.0%

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	全国学力・学習状況調査の平均正答率	小学校国語 65% 小学校算数 70% 中学校国語 65% 中学校数学 56% (令和3年度)	全科目において、全国平均正答率以上を目指します (令和6年度)	全国学力・学習状況調査における平均正答率 ※全国平均（令和3年度） 小学校国語：64.7% 小学校算数：70.2% 中学校国語：64.6% 中学校数学：57.2%
	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学校 81.3% 中学校 67.8% (令和3年度)	全国平均以上かつ増加を目指します (令和6年度)	全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙）の設問「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的な回答をした児童生徒の割合 ※全国平均（令和3年度） 小学校：80.3% 中学校：68.6%
	小学校における新体力テストの平均点	48.9点 (令和元年度)	50.0点 (令和6年度)	千葉県体力・運動能力調査における「握力」「50m走」「反復横跳び」など8種目80点満点の平均点

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	国語・算数(数学)の授業の内容がよく分かると考えている児童生徒の割合	小学校国語 83.5% 小学校算数 82.2% 中学校国語 76.5% 中学校数学 74.8% (令和3年度)	全国平均以上かつ増加を目指します (令和6年度)	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)の設問「国語・算数(数学)の授業の内容はよく分かりますか」に肯定的な回答をした児童生徒の割合 ※全国平均(令和3年度) 小学校国語:84.2% 小学校算数:84.6% 中学校国語:80.1% 中学校数学:74.6%
	学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	36.6% (令和2年度)	全国平均以下かつ減少を目指します (令和6年度)	不登校を理由として年間30日以上欠席した児童生徒のうち、校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター(適応指導教室)等で、相談・指導等を受けていない児童生徒の割合 ※全国平均(令和2年度) 35.1%
	地域学校協働本部が整備された小中学校の割合	60.0% (令和3年度)	全国平均以上を目指します (令和6年度)	地域学校協働活動を推進するための組織が整備された小中学校の割合 ※全国平均(令和3年度) 65.1%
	コミュニティ・スクールを導入した学校の割合	9.7% (令和3年度)	全国平均以上を目指します (令和6年度)	保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する学校運営協議会制度を導入した学校の割合 ※全国平均(令和3年度) 33.3%

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	小中学生の保護者向けにインターネット適正利用啓発講演を実施している市町村数	19 市町村 (令和3年度)	54 市町村 (令和6年度)	インターネットに起因するトラブルから子どもたちを守るため、小中学生の保護者に対するインターネット適正利用啓発講演を実施している市町村の数
共生社会の実現	ダイバーシティという考え方を知っている県民の割合	未調査 (令和2年度)	80.0% (令和6年度)	県政に関する世論調査において、「『ダイバーシティ』という概念を知っていましたか」との質問に対し、「はい」と回答した県民の割合
	社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合	13.6% (令和元年度)	30.0% (令和6年度)	県政に関する世論調査において、「社会全体で男女の地位が平等となっていると思いますか」との質問に対し、「平等」と回答した県民の割合
	地域日本語教室が開設されている市町村数	35 市町村 (令和2年度)	39 市町村 (令和6年度)	日本語学習及び地域の交流の場である日本語教室が、開設されている市町村の数
	県の姉妹州・友好都市交流への参加者数	8 人 (令和2年度)	350 人 (令和6年度)	本県の姉妹州・友好都市であるウィスコンシン州、デュッセルドルフ市及び桃園市と交流を行った人数 ※新型コロナウイルス感染症の影響が小さかった令和元年度以前の水準を目指すもの
連携・協働による社会づくり	「ちばSDGsパートナー登録制度」の登録数	0 件 (令和3年度創設)	1,000 件 (令和6年度)	令和3年11月25日に創設し、令和4年1月4日から募集開始した「ちばSDGsパートナー登録制度」の登録数(累計)

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
千葉の魅力の向上と活用	人口の社会増	16,770 人 (令和 2 年)	増加を目指 します (令和 6 年)	住民基本台帳における日本人移動者の転入超過数
	メディアに取り上げられた件数	12,705 件 (令和 2 年度)	13,060 件 (令和 6 年度)	千葉県の魅力を紹介する情報がテレビ・ラジオ等のメディアで取り上げられた件数
	県の移住・定住ホームページアクセス件数	67,409 件 (令和 2 年度)	70,000 件 (令和 6 年度)	県の移住・定住ホームページ「ちばの暮らし情報サイト」へのアクセス件数
	直売所 1 箇所当たりの年間購入者数	256 千人 (令和 2 年度)	275 千人 (令和 6 年度)	農村部に立地する一定規模以上の交流型の直売所を抽出して算出した年間購入者数
	農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため農業者等が共同で取り組む活動面積	33,900 h a (令和 2 年度)	37,400 h a (令和 6 年度)	集落の資源を保持し、農村の多面的機能の維持・発揮のため、国・県事業を活用して農業者等が共同で取り組む活動面積
環境の保全と豊かな自然の活用	千葉県における二酸化炭素排出量	75,519 千 t (平成 29 年度)	今後策定が予定されている千葉県地球温暖化対策実行計画で示す目標の達成に向けて、減少を目指します (令和 6 年度)	区域の二酸化炭素排出量等を推計するための「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編」に基づき、統計データ等を用いて算定した二酸化炭素排出量
	森林整備面積	461 h a (令和 2 年度)	640 h a (令和 6 年度)	間伐・下刈り・枝打ち等により整備された森林の面積

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	電動車保有台数	48.4万台 (令和2年度)	65.8万台 以上 (令和6年度)	県内の電動車保有台数(軽自動車及び二輪車を除く) ※電動車…電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車
	産業廃棄物の最終処分量	28.9万t (平成27年度～令和元年度平均)	28.1万t 以下 (令和6年度)	産業廃棄物の発生抑制・再利用、再生利用に加え熱回収の取組を行った上で、最終的に処分される量
	一人1日当たりの家庭系ごみの排出量	519g (令和元年度)	453g以下 (令和6年度)	県民一人が1日当たりに家庭から排出するごみのうち、資源ごみを除いたもの
	光化学スモッグ注意報の年間発令日数	9.5日 (平成29～令和2年度平均)	9.5日以下 (令和4～6年度平均)	光化学オキシダント濃度が基準以上になった場合に発令する「光化学スモッグ注意報等」の日数
	河川・湖沼・海域の水質環境基準達成率(BOD・COD)	72.9% (令和2年度)	77.6% (令和6年度)	生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準である水質環境基準のうち、BOD(河川)、COD(湖沼・海域)の環境基準を達成している水域の割合
	キョンの生息数	約50,300頭 (令和2年度)	約40,000頭 (令和6年度)	特定外来生物であり、増加が著しいキョンの生息数
	イノシシの捕獲数	25,954頭 (平成28年度～令和2年度平均)	30,000頭 (令和6年度)	有害鳥獣による農作物被害額の約半数を占める、イノシシの捕獲数
千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ	この1年間に文化芸術に触れた県民の割合	69.5% (令和2年度)	75.0% (令和6年度)	県政に関する世論調査において、この1年間に、文化芸術の鑑賞又は鑑賞以外の文化芸術活動のいずれかを行った県民の割合

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
振興	成年の週 1 回以上のスポーツ実施率	62.5% (令和 3 年度)	70.0% (令和 6 年度)	成年（高齢者を含む）が週 1 回以上スポーツを実施する割合
	パラスポーツの体験や観戦をしたことのある成年の割合	未調査 (令和 3 年度)	50.0% (令和 6 年度)	1 年間にパラスポーツの体験や観戦をしたことのある成年の割合